

戦後教育法制の形成過程に関する実証的調査研究 資料 1

教育に関する法律の改正沿革資料

平成 14 年度～17 年度 国立教育政策研究所調査研究等特別推進経費研究 報告書

平成 18 年 3 月

研究代表者 結城 忠
(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

は し が き

国立教育政策研究所は、国の教育政策立案に資することを目的とする文部科学省所轄の研究機関であり、その使命の一つとして、教育政策・教育行政関係資料の体系的収集、整理・保存、公開という活動・業務があります。当研究所の教育政策・評価研究部では、平成14年度から4カ年計画で、所内調査研究等特別推進経費による「戦後教育法制の形成過程に関する実証的調査研究」（以下、「戦後教育法制」プロジェクト）を進めてきました。このプロジェクトでは従来型の研究手法である行政文書に関する調査研究に加えて、私人文書や関係団体資料の調査・分析、関係者へのインタビュー調査等をも行うことで、戦後の教育法制の制定・改正・定着に関する実証研究を目指しました。

この「教育に関する法律の改正沿革資料」はこの「戦後教育法制」プロジェクトの調査研究活動の一環として作成されたものです。本資料に関連する法令関係の資料は数多く刊行あるいは公開されています。「法令全書」は毎月改正された法令を掲載しているものですが、特定の法令の改正を時系列に追跡するためには、すべての年度を閲覧する必要があります。いっぽう、各法令の改正の沿革を調べるためには「現行法規総覧」などの法令集が刊行されています。近年は法令情報の電子化も進み、ネット上での検索・閲覧もできるようになっています。たとえば、「日本法令索引」(<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/>)は国立国会図書館のサイト内のデータベースですが、現行法令だけでなく、廃止法令なども検索できますし、各法令の改正沿革も調べられます。現行法令については、「法令データ提供システム」(総務省行政管理局：<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)でも情報を入手できます。

しかしながら、特定の法令の改正沿革とそれぞれの改正部分の文言を一覧形式にしてまとめた情報源は現在のところ十分には整備されている状況ではありません。そこで、本研究所の使命に鑑み「戦後教育法制」プロジェクトでは本資料を作成し、公開することとしました。本資料を活用していただくことで、収録された法令については、その制定時の構成や各改正時の改正箇所・文言が改正の順番に沿って把握することが可能となります。たとえば、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が現在までに幾度改正されているか、それぞれの改正時にどの条文がどのように改正されたか、といったことが把握できるようになります。もちろん、新旧対照表を作成すれば、より使い勝手が向上することは認識しておりますが、それは今後の作業課題と致したいと思います。

本資料の作成は平成15年度より開始した後、順次対象とする法令を拡大し、このたびの刊行時の全18法律となりました。なお、当研究所のサイト内にも同様のデータベースを公開しております(URL：<http://www.nier.go.jp/aoki/sengo/>)。本資料の作成作業は本プロジェクトの研究協力者である山中秀幸氏(法政大学非常勤講師)が青木栄一(本研究所研究員)の監修のもと行いました。

最後に、本資料の作成にあたり、制定法律データベースのテキストデータの使用をお認めいただいた衆議院関係各位に心よりお礼申し上げます。

平成18(2006)年3月
「戦後教育法制」プロジェクト研究代表 結城 忠
同事務局 青木 栄一

凡 例

- ・ まず、戦後の日本の教育のあり方に大きな影響を与えた 18 の法律について、衆議院・参議院法制局編集「現行法規総覧」を参考として、平成 15 年 7 月までの「改正年月日」「改正法律」のリストを作成した。
- ・ 次に、衆議院のサイト (<http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm>) 内の制定法律データベースを用いて、対応する条文を抽出した。なお、「学校教育法（昭和 22 年 法律第 26 号）」に関しては、制定法律データベースに納められておらず、本資料においてもデータを掲載していない。
- ・ 最後に、抽出したテキストデータを整形した。整形にあたり、条文の構造の視覚的把握を目的として、一部の条文の文頭に黒丸（・）を付け加えている。

付 記

- ・ 本資料の作成において、衆議院サイト内制定法律データベースのテキストデータを、「著作権・リンクについて」(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_link.htm) に基づいて、衆議院の許可を得て使用している。

教育に関する法律の改正沿革資料 目次

はしがき

1. 学校教育法	(1)
昭和23年7月10日 法律第133号 学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律(第1条)	(3)
昭和23年7月15日 法律第170号 教育委員会法(附則93条)	(3)
昭和24年5月31日 法律第148号 教育職員免許法施行法(第10条)	(3)
昭和24年6月1日 法律第179号 学校教育法の一部を改正する法律(第一次改正)	(4)
昭和24年12月15日 法律第270号 私立学校法(附則18項)	(5)
昭和25年4月19日 法律第103号 学校教育法の一部を改正する法律(第二次改正)	(5)
昭和28年8月5日 法律第167号 学校教育法等の一部を改正する法律(第1条)	(7)
昭和28年8月15日 法律第213号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(第4条)	(8)
昭和29年3月31日 法律第19号 学校教育法の一部を改正する法律(第三次改正)	(9)
昭和29年6月3日 法律第159号 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(附則7項)	(10)
昭和32年6月1日 法律第149号 学校教育法の一部を改正する法律(第四次改正)	(10)
昭和33年4月10日 法律第56号 学校保健法(附則3項)	(10)
昭和35年3月31日 法律第16号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則2項)	(11)
昭和36年6月17日 法律第144号 学校教育法の一部を改正する法律(第五次改正)	(11)
昭和36年10月31日 法律第166号 学校教育法等の一部を改正する法律(第1条)	(12)
昭和37年9月15日 法律第161号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第60条)	(16)
昭和39年6月19日 法律第110号 学校教育法の一部を改正する法律(第六次改正)	(16)
昭和42年5月31日 法律第18号 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(附則4項)	(18)
昭和42年8月1日 法律第120号 許可、認可等の整理に関する法律(第9条)	(18)
昭和44年3月25日 法律第2号 地方自治法の一部を改正する法律(附則5項)	(18)
昭和45年5月6日 法律第48号 著作権法(附則20条)	(18)
昭和45年6月1日 法律第111号 許可、認可等の整理に関する法律(第10条)	(19)
昭和48年9月29日 法律第103号 国立学校設置法等の一部を改正する法律(第2条)	(19)
昭和49年6月1日 法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律(第七次改正)	(19)
昭和50年7月11日 法律第59号 学校教育法の一部を改正する法律(第八次改正)	(23)
昭和51年5月25日 法律第25号 学校教育法の一部を改正する法律(第九次改正)	(30)
昭和53年5月23日 法律第55号 審議会等の整理等に関する法律(第41条)	(31)
昭和56年6月11日 法律第80号 放送大学学園法(附則10条)	(31)
昭和57年7月23日 法律第69号 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律(第11条)	(32)
昭和58年5月25日 法律第55号 学校教育法の一部を改正する法律(第十次改正)	(32)

昭和58年12月2日 法律第78号	
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第62条)	(33)
昭和62年9月10日 法律第88号	
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律(第1条)	(33)
昭和63年11月15日 法律第88号	
学校教育法の一部を改正する法律(第十一次改正)	(35)
平成3年4月2日 法律第23号	
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(第2条)	(35)
平成3年4月2日 法律第25号	
学校教育法等の一部を改正する法律(第1条・附則5項)	(36)
平成3年5月21日 法律第79号	
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(第22条)	(37)
平成5年11月12日 法律第89号	
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第75条)	(37)
平成6年6月29日 法律第49号	
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第39条)	(38)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(第1条)	(38)
平成10年9月28日 法律第110号	
精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(第15条)	(41)
平成11年5月28日 法律第55号	
学校教育法等の一部を改正する法律(第1条)	(41)
平成11年7月16日 法律第87号	
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第126条)	(42)
平成11年7月16日 法律第102号	
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(第66条)	(44)
平成11年12月8日 法律第151号	
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第15条)	(44)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第511・584条)	(44)
平成12年3月31日 法律第10号	
国立学校設置法の一部を改正する法律(附則4項)	(45)
平成13年7月11日 法律第105号	
学校教育法の一部を改正する法律(第十二次改正)	(45)
平成14年5月31日 法律第55号	
教育職員免許法の一部を改正する法律(附則10条)	(51)
平成14年11月29日 法律第118号	
学校教育法の一部を改正する法律(第十三次改正)	(51)
平成14年12月13日 法律第156号	
放送大学学園法(附則13条)	(56)
平成15年7月16日 法律第117号	
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第3条)	(57)
平成15年7月16日 法律第119号	
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第32条)	(57)

2. 義務教育諸学校施設費国庫負担法 (59)

昭和33年4月25日 法律第81号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法	(61)
昭和39年3月31日 法律第40号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第一次改正)	(66)
昭和41年3月31日 法律第41号	
土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律(第14条)	(70)
昭和41年4月18日 法律第53号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第二次改正)	(70)
昭和47年6月5日 法律第53号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(第一条)	(71)
昭和48年6月28日 法律第39号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第三次改正)	(73)
昭和53年3月31日 法律第13号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第四次改正)	(74)
昭和58年3月31日 法律第20号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第五次改正)	(74)
昭和60年5月18日 法律第37号	
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(第18条)	(75)
昭和61年5月8日 法律第46号	
国の補助金等の臨時特例等に関する法律(第15条)	(75)

昭和63年5月6日 法律第28号	
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律(第六次改正)	(75)
平成元年4月10日 法律第22号	
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(第15条)	(76)
平成3年3月30日 法律第15号	
国の補助金等の臨時特例等に関する法律(第14条)	(76)
平成5年3月31日 法律第8号	
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律(第14条・附則4項)	(76)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(第6条)	(77)
平成11年7月16日 法律第87号	
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第141条)	(78)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第548条)	(79)
平成14年2月8日 法律第1号	
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第26条)	(79)
3. 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	(81)
昭和29年6月3日 法律第157号	
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法	(83)
昭和31年6月30日 法律第163号	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第16条)	(84)
昭和49年6月1日 法律第70号	
学校教育法の一部を改正する法律(附則6条)	(84)
平成10年5月8日 法律第54号	
地方自治法等の一部を改正する法律(第9条)	(84)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(附則29条)	(84)
平成15年7月16日 法律第117号	
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第19条)	(85)
4. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	(87)
昭和38年12月21日 法律第182号	
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	(89)
平成10年5月8日 法律第54号	
地方自治法等の一部を改正する法律(第11条)	(96)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(附則37条)	(97)
平成11年7月16日 法律第87号	
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(附則210条)	(97)
平成11年8月18日 法律第136号	
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(附則6条)	(97)
平成11年12月8日 法律第151号	
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第11条)	(98)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第556条)	(98)
平成12年11月29日 法律第130号	
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(附則3項)	(98)
平成15年7月16日 法律第117号	
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第28条)	(98)
5. 義務教育費国庫負担法	(101)
昭和27年8月8日 法律第303号	
義務教育費国庫負担法	(103)
昭和28年8月8日 法律第186号	
理科教育振興法(附則5項)	(103)
昭和31年3月30日 法律第42号	
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律(第一次改正)	(104)
昭和33年5月6日 法律第136号	
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律(第1条)	(104)
昭和37年9月8日 法律第152号	
地方公務員共済組合法(附則58条)	(105)

昭和37年9月8日 法律第153号 地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(第147条)	(105)
昭和39年7月6日 法律第152号 地方公務員共済組合法の一部を改正する法律(附則20条)	(105)
昭和42年8月1日 法律第121号 地方公務員災害補償法(附則15条)	(106)
昭和45年5月26日 法律第101号 昭和42年度、昭和43年度及び昭和44年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(附則6条)	(106)
昭和46年5月27日 法律第73号 児童手当法(附則5条)	(106)
昭和47年6月16日 法律第70号 理科教育振興法の一部を改正する法律(附則2項)	(107)
昭和47年6月22日 法律第81号 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(附則10条)	(107)
昭和49年6月22日 法律第90号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(附則15項)	(107)
昭和49年6月25日 法律第95号 昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(附則19条)	(107)
昭和50年11月20日 法律第80号 昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(附則10条)	(108)
昭和51年6月3日 法律第53号 昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(附則13条)	(108)
昭和60年5月18日 法律第37号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(第15条)	(108)
昭和60年12月27日 法律第108号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(附則136条)	(108)
昭和61年5月8日 法律第46号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律(第13条)	(109)
平成元年4月10日 法律第22号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(第13条)	(109)
平成3年3月30日 法律第15号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律(第12条)	(110)
平成4年3月31日 法律第20号 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(第1・3条)	(110)
平成5年3月31日 法律第8号 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律(第12条・附則6項)	(110)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(第5条)	(111)
平成13年3月31日 法律第22号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(第4条)	(112)
平成15年3月31日 法律第12号 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(第1条)	(112)

6. 教育公務員特例法 (113)

昭和24年1月12日 法律第1号 教育公務員特例法	(115)
昭和24年5月31日 法律第148号 教育職員免許法施行法(第12条)	(121)
昭和25年5月16日 法律第184号 恩給法等の一部を改正する法律(第8条)	(121)
昭和26年6月16日 法律第241号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(第一次改正)	(122)
昭和26年12月24日 法律第318号 文化財保護法の一部を改正する法律(附則3項)	(126)
昭和29年5月29日 法律第131号 文化財保護法の一部を改正する法律(附則8項)	(126)
昭和29年6月3日 法律第156号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(第二次改正)	(126)

昭和29年6月3日 法律第159号 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第3条)	(127)
昭和29年6月14日 法律第181号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(第三次改正)	(128)
昭和30年8月5日 法律第125号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(附則4項)	(129)
昭和31年6月14日 法律第152号 公立養護学校整備特別措置法(附則6項)	(129)
昭和31年6月30日 法律第163号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第4条)	(129)
昭和31年12月18日 法律第175号 教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律(第1条)	(130)
昭和32年6月1日 法律第147号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(附則4項)	(131)
昭和36年5月19日 法律第87号 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(附則3項)	(131)
昭和36年6月17日 法律第145号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第10条)	(131)
昭和40年3月31日 法律第16号 国立養護教諭養成所設置法(附則2項)	(132)
昭和40年5月18日 法律第69号 国家公務員法の一部を改正する法律(附則13条)	(132)
昭和40年5月18日 法律第71号 地方公務員法の一部を改正する法律(附則3条)	(132)
昭和43年6月15日 法律第99号 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(第22条)	(133)
昭和44年6月9日 法律第40号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則7項)	(133)
昭和46年3月31日 法律第23号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則3項)	(133)
昭和47年5月1日 法律第26号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則3項)	(134)
昭和48年9月29日 法律第103号 国立学校設置法等の一部を改正する法律(第5条)	(134)
昭和49年6月1日 法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律(附則3条)	(134)
昭和49年6月7日 法律第81号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則3項)	(135)
昭和50年7月11日 法律第59号 学校教育法の一部を改正する法律(附則5条)	(135)
昭和51年5月25日 法律第25号 学校教育法の一部を改正する法律(附則3項)	(135)
昭和52年5月2日 法律第29号 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(附則6項)	(135)
昭和55年3月31日 法律第14号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則7項)	(136)
昭和56年4月14日 法律第23号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則6項)	(136)
昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(法律63条)	(136)
昭和63年5月31日 法律第70号 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(法律1条)	(136)
平成3年4月2日 法律第23号 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(附則6項)	(137)
平成4年5月6日 法律第37号 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律(附則5項)	(138)
平成9年4月9日 法律第31号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(第四次改正)	(138)
平成10年5月8日 法律第54号 地方自治法等の一部を改正する法律(第8条)	(139)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(附則17条)	(139)

平成11年5月28日 法律第55号 学校教育法等の一部を改正する法律(第3条)	(139)
平成11年7月7日 法律第83号 国家公務員法等の一部を改正する法律(第10条)	(140)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第128条)	(141)
平成11年7月22日 法律第107号 地方公務員法等の一部を改正する法律(第7条)	(141)
平成11年8月13日 法律第129号 国家公務員倫理法(附則8条)	(142)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第513条)	(142)
平成11年12月22日 法律第166号 独立行政法人大学入試センター法(附則9条)	(142)
平成11年12月22日 法律第220号 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(第12条)	(143)
平成12年4月28日 法律第52号 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(第1条)	(143)
平成14年6月12日 法律第63号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(第五次改正)	(145)
平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第6条)	(147)
平成15年7月16日 法律第119号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第33条)	(152)

7. 教育職員免許法 (155)

昭和24年5月31日 法律第147号 教育職員免許法	(157)
昭和24年11月30日 法律第226号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(第3条)	(170)
昭和25年5月23日 法律第199号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第一次改正)	(170)
昭和26年3月31日 法律第113号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第二次改正)	(173)
昭和28年7月30日 法律第92号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(第1条)	(175)
昭和29年6月3日 法律第158号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第三次改正)	(180)
昭和36年5月19日 法律第87号 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(附則5項)	(193)
昭和36年6月8日 法律第122号 教育職員免許法等の一部を改正する法律(第1・2条)	(193)
昭和36年6月17日 法律第145号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第14条)	(196)
昭和37年9月15日 法律第161号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第61条)	(196)
昭和39年7月2日 法律第137号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第四次改正)	(197)
昭和40年3月31日 法律第16号 国立養護教諭養成所設置法(附則4項)	(198)
昭和43年6月10日 法律第94号 許可、認可等の整理に関する法律(第3条)	(198)
昭和44年6月9日 法律第40号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則10項)	(199)
昭和48年7月20日 法律第57号 教育職員免許法等の一部を改正する法律(第1・2条 附則2項)	(199)
昭和55年3月31日 法律第14号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則10項)	(201)
昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第64条)	(202)
昭和58年12月10日 法律第83号 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(第10条)	(202)
昭和61年12月26日 法律第109号 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(第4条)	(202)

昭和63年12月28日 法律第106号 教育職員免許法等の一部を改正する法律(第1・3～5条)	(204)
平成元年12月22日 法律第89号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第五次改正)	(220)
平成3年4月2日 法律第23号 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律(附則8項)	(222)
平成3年4月2日 法律第24号 地方自治法の一部を改正する法律(附則4条)	(222)
平成3年4月2日 法律第25号 学校教育法等の一部を改正する法律(第2～4条)	(222)
平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第76条)	(224)
平成10年6月10日 法律第98号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第六次改正)	(225)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(第9条)	(229)
平成10年9月28日 法律第110号 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(第15条)	(230)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第130条)	(230)
平成11年12月8日 法律第151号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第34条)	(230)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第514条・514条の2)	(231)
平成12年3月31日 法律第29号 教育職員免許法等の一部を改正する法律(第1・2条 附則7項)	(231)
平成13年12月12日 法律第153号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(附則15・20条)	(233)
平成14年5月31日 法律第55号 教育職員免許法の一部を改正する法律(第七次改正)	(234)
平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第7条)	(239)

8. 教科書の発行に関する臨時措置法 (241)

昭和23年7月10日 法律第132号 教科書の発行に関する臨時措置法	(243)
昭和23年7月15日 法律第170号 教育委員会法(附則92条)	(244)
昭和26年3月29日 法律第48号 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律(第一次改正)	(245)
昭和38年12月21日 法律第182号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(附則5項)	(245)
昭和45年5月6日 法律第48号 著作権法(附則21条)	(246)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(附則16条)	(246)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第127条)	(246)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第512条)	(246)
平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第4条)	(247)

9. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律 (249)

昭和33年5月1日 法律第116号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	(251)
昭和35年6月30日 法律第113号 自治庁設置法の一部を改正する法律(第28条)	(254)
昭和36年11月9日 法律第200号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律(附則2項)	(255)
昭和38年12月21日 法律第181号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第1条)	(255)
昭和44年5月15日 法律第29号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(第一次改正)	(258)

昭和49年6月1日 法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律(第9条)	(262)
昭和49年6月22日 法律第90号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(第1条・附則18項)	(263)
昭和50年7月11日 法律第62号 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(附則8項)	(265)
昭和53年6月9日 法律第65号 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律(附則2項)	(266)
昭和55年5月22日 法律第57号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(第1条)	(266)
昭和60年12月27日 法律第109号 医療法の一部を改正する法律(附則11条)	(270)
平成3年12月24日 法律第110号 地方公務員の育児休業等に関する法律(附則8条)	(271)
平成4年7月1日 法律第89号 医療法の一部を改正する法律(附則7条)	(271)
平成5年3月31日 法律第14号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(第1条)	(271)
平成9年12月5日 法律第109号 財政構造改革の推進に関する特別措置法(附則24条)	(275)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(第2条)	(275)
平成10年9月28日 法律第110号 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(第15条)	(276)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第142条)	(276)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第549条)	(277)
平成12年4月28日 法律第52号 教育公務員特例法等の一部を改正する法律(第2条)	(277)
平成13年3月31日 法律第22号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(第1条)	(277)
平成13年7月11日 法律第105号 学校教育法の一部を改正する法律(附則2条)	(279)
平成13年12月7日 法律第143号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(附則5条)	(279)
平成14年6月12日 法律第63号 教育公務員特例法の一部を改正する法律(附則4条)	(280)
平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(附則11条)	(280)

10. 国立学校特別会計法 (281)

昭和39年4月3日 法律第55号 国立学校特別会計法	(283)
昭和40年3月31日 法律第16号 国立養護教諭養成所設置法(附則5項)	(286)
昭和40年3月31日 法律第19号 国立学校特別会計法の一部を改正する法律(第一次改正)	(286)
昭和44年6月9日 法律第40号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則11項)	(287)
昭和46年3月31日 法律第23号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則5項)	(287)
昭和47年5月1日 法律第26号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則5項)	(287)
昭和48年9月29日 法律第103号 国立学校設置法等の一部を改正する法律(附則7項)	(288)
昭和55年3月31日 法律第14号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(附則11項)	(288)
昭和59年4月12日 法律第13号 国立学校設置法の一部を改正する法律(附則4項)	(289)

平成4年5月6日 法律第37号	
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律(第2条)	(289)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第437条)	(291)
平成11年12月22日 法律第166号	
独立行政法人大学入試センター法(附則10条)	(291)
平成12年5月19日 法律第70号	
行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律(附則2項)	(291)
平成12年5月31日 法律第99号	
資金運用部資金法等の一部を改正する法律(附則9条)	(292)
平成14年2月8日 法律第1号	
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第17条)	(292)
平成15年7月16日 法律第117号	
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第2条)	(292)

11. 産業教育振興法 (293)

昭和26年6月11日 法律第228号	
産業教育振興法	(295)
昭和27年8月8日 法律第304号	
産業教育振興法の一部を改正する法律(第一次改正)	(300)
昭和31年6月30日 法律第163号	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第10条)	(302)
昭和36年6月17日 法律第145号	
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第22条)	(302)
昭和41年6月30日 法律第98号	
審議会等の整理に関する法律(第17条)	(302)
昭和45年5月18日 法律第69号	
日本私学振興財団法(附則16条)	(302)
昭和50年7月11日 法律第60号	
私立学校法等の一部を改正する法律(第2条)	(303)
昭和50年7月11日 法律第61号	
私立学校振興助成法(附則7条)	(303)
昭和58年12月2日 法律第78号	
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第70条)	(303)
昭和60年5月18日 法律第37号	
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(第14条)	(303)
昭和60年7月12日 法律第90号	
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(第7条)	(304)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(附則23条)	(305)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第526条)	(305)
平成13年3月30日 法律第9号	
地方交付税法等の一部を改正する法律(附則11条)	(305)
平成14年2月8日 法律第1号	
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第28条)	(306)
平成15年7月16日 法律第117号	
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第14条)	(307)

12. 市町村立学校職員給与負担法 (309)

昭和23年7月10日 法律第135号	
市町村立学校職員給与負担法	(311)
昭和26年3月31日 法律第86号	
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第一次改正)	(311)
昭和28年7月30日 法律第90号	
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第二次改正)	(312)
昭和30年8月5日 法律第125号	
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(附則2項)	(312)
昭和31年5月24日 法律第117号	
国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(附則2項)	(312)

昭和31年6月30日 法律第163号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 (第3条)	(313)
昭和32年5月31日 法律第145号 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産 業教育手当の支給に関する法律(附則3項)	(313)
昭和32年6月1日 法律第147号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第三次改正)	(313)
昭和32年6月1日 法律第154号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(附則39項)	(314)
昭和33年7月9日 法律第166号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第四次改正)	(315)
昭和34年12月23日 法律第201号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第五次改正)	(315)
昭和35年3月31日 法律第42号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律(附則4項)	(317)
昭和35年6月9日 法律第93号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(附則6項)	(317)
昭和36年5月8日 法律第83号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第六次改正)	(318)
昭和37年3月27日 法律第23号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(第七次改正)	(318)
昭和38年12月21日 法律第181号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学 校職員給与負担法の一部を改正する法律(第2条)	(318)
昭和39年7月2日 法律第133号 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を 改正する法律(附則5項)	(318)
昭和42年8月1日 法律第121号 地方公務員災害補償法(附則14条)	(319)
昭和45年12月17日 法律第119号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(附則19項)	(319)
昭和49年6月1日 法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律(附則2条)	(319)
昭和49年6月22日 法律第90号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正 する法律(第4条)	(319)
昭和50年3月31日 法律第9号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(附則15項)	(320)
昭和52年12月21日 法律第88号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(附則10項)	(320)
昭和55年5月22日 法律第57号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正 する法律(第3条)	(321)
平成元年12月13日 法律第73号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(附則10項)	(321)
平成3年5月21日 法律第79号 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(附則14条)	(321)
平成3年12月24日 法律第102号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(附則13項)	(321)
平成7年3月31日 法律第52号 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(附則9条)	(322)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(第4条)	(322)
平成13年3月31日 法律第22号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正 する法律(第3条)	(322)
平成13年7月11日 法律第105号 学校教育法の一部を改正する法律(附則2条)	(323)
平成13年11月28日 法律第126号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(附則3項)	(324)
平成14年5月29日 法律第48号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(附則3条)	(324)
平成14年11月22日 法律第106号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(附則12項)	(324)

13. 社会教育法 (325)

昭和24年6月10日 法律第207号 社会教育法	(327)
昭和25年5月10日 法律第168号 教育委員会法の一部を改正する法律(附則3項)	(337)
昭和26年3月12日 法律第17号 社会教育法の一部を改正する法律(第一次改正)	(337)
昭和27年6月6日 法律第168号 文部省設置法の一部を改正する法律(附則2項)	(339)
昭和28年8月14日 法律第211号 青年学級振興法(附則7項)	(339)
昭和29年6月3日 法律第159号 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第4条)	(340)
昭和31年6月30日 法律第163号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第6条)	(340)
昭和32年5月2日 法律第95号 社会教育法の一部を改正する法律(第二次改正)	(340)
昭和34年4月30日 法律第158号 社会教育法等の一部を改正する法律(第1条)	(341)
昭和36年6月17日 法律第145号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第16条)	(343)
昭和36年10月31日 法律第166号 学校教育法等の一部を改正する法律(附則5項)	(343)
昭和38年6月8日 法律第99号 地方自治法の一部を改正する法律(附則22条)	(344)
昭和42年8月1日 法律第120号 許可、認可等の整理に関する法律(第10条)	(344)
昭和53年4月24日 法律第27号 各種手数料等の改定に関する法律(第4条)	(344)
昭和56年5月19日 法律第45号 各種手数料等の改定に関する法律(第3条)	(345)
昭和57年7月23日 法律第69号 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律(第12条)	(345)
昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第66条)	(345)
昭和59年5月1日 法律第23号 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律(第4条)	(345)
昭和60年7月12日 法律第90号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(第8条)	(346)
昭和61年12月26日 法律第109号 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(第5条)	(346)
平成2年6月29日 法律第71号 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(附則2項)	(346)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(附則20条)	(346)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第131条)	(347)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第518・523条)	(347)
平成13年7月11日 法律第105号 学校教育法の一部を改正する法律(附則3条)	(348)
平成13年7月11日 法律第106号 社会教育法の一部を改正する法律(第三次改正)	(348)
平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第9条)	(349)
平成15年7月16日 法律第119号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第34条)	(350)

14. 私立学校法 (351)

昭和24年12月15日 法律第270号 私立学校法	(353)
昭和25年3月31日 法律第79号 所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律(第32条)	(369)

昭和25年4月19日 法律第103号 学校教育法の一部を改正する法律(附則2項)	(369)
昭和28年8月5日 法律第167号 学校教育法等の一部を改正する法律(第3条)	(370)
昭和28年8月15日 法律第213号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(第5条)	(370)
昭和29年6月3日 法律第159号 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第5条)	(370)
昭和36年6月17日 法律第145号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(第17条)	(371)
昭和36年10月31日 法律第166号 学校教育法等の一部を改正する法律(第2条)	(372)
昭和37年9月15日 法律第161号 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第64条)	(373)
昭和39年6月19日 法律第110号 学校教育法の一部を改正する法律(附則5項)	(373)
昭和43年6月10日 法律第94号 許可、認可等の整理に関する法律(第5条)	(373)
昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法(附則13条)	(374)
昭和45年6月1日 法律第111号 許可、認可等の整理に関する法律(第11条)	(375)
昭和50年7月11日 法律第59号 学校教育法の一部を改正する法律(附則7条)	(375)
昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律(第1・5条)	(376)
昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法(附則3・14条)	(378)
昭和51年5月25日 法律第25号 学校教育法の一部を改正する法律(附則4項)	(379)
昭和53年5月23日 法律第55号 審議会等の整理等に関する法律(第42条)	(380)
昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第67条)	(380)
昭和62年9月10日 法律第88号 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律(第2条)	(381)
平成3年5月21日 法律第79号 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(附則15条)	(381)
平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第77条)	(382)
平成9年6月6日 法律第72号 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第9条)	(384)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(附則21条)	(384)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第132条)	(385)
平成11年7月16日 法律第102号 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(第68条)	(385)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第519条)	(386)
平成13年7月11日 法律第105号 学校教育法の一部を改正する法律(附則4条)	(386)
平成14年2月8日 法律第1号 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第28条)	(386)
平成14年11月29日 法律第118号 学校教育法の一部を改正する法律(附則4条)	(387)

15. 私立学校振興会法 (389)

昭和27年3月27日 法律第11号 私立学校振興会法	(391)
昭和28年8月21日 法律第245号 私立学校教職員共済組合法(附則33項)	(400)
昭和38年3月30日 法律第51号 私立学校振興会法の一部を改正する法律(第一次改正)	(401)

昭和39年6月25日 法律第116号 私立学校振興会法等の一部を改正する法律(第1条)	(402)
昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法(附則11条)	(403)
16. 私立学校振興助成法	(405)
昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法	(407)
昭和53年5月23日 法律第55号 審議会等の整理等に関する法律(第43条)	(413)
昭和57年8月31日 法律第86号 私立学校振興助成法の一部を改正する法律(第一次改正)	(414)
昭和62年9月10日 法律第88号 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律(附則2項)	(414)
平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第83条)	(414)
平成9年5月9日 法律第48号 日本私立学校振興・共済事業団法(第34条)	(416)
平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律(第41条)	(416)
平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(第144条)	(416)
平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法(第566条)	(417)
平成14年2月8日 法律第1号 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第28条)	(417)
17. 日本私学振興財団法	(419)
昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法	(421)
昭和50年7月11日 法律第59号 学校教育法の一部を改正する法律(附則19条)	(433)
昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律(第5条)	(433)
昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法(附則14条)	(433)
平成5年6月14日 法律第63号 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第19条2)	(434)
平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(第82条)	(434)
平成9年5月9日 法律第48号 日本私立学校振興・共済事業団法(第15条)	(434)
平成9年6月24日 法律第103号 特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律(第24条)	(434)
18. 理科教育振興法	(437)
昭和28年8月8日 法律第186号 理科教育振興法	(439)
昭和32年4月5日 法律第53号 理科教育振興法の一部を改正する法律(第一次改正)	(441)
昭和41年6月30日 法律第98号 審議会等の整理に関する法律(第19条)	(442)
昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法(附則16条)	(442)
昭和47年6月16日 法律第70号 理科教育振興法の一部を改正する法律(第二次改正)	(442)
昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律(第3条)	(443)
昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法(附則8条)	(443)
昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(第73条)	(443)

昭和60年5月18日 法律第37号	
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(付則11項)	(444)
平成10年6月12日 法律第101号	
学校教育法等の一部を改正する法律(附則25条)	(444)
平成11年12月22日 法律第160号	
中央省庁等改革関係法施行法(第530条)	(444)
平成14年2月8日 法律第1号	
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第28条)	(445)

学校教育法

学校教育法の沿革

昭和23年7月10日 法律第133号

学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律（第1条）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第六十条及び第六十八条第二項中「大学設置委員会」を「大学設置審議会」に改める。
- 第八十六条 削除
- 第九十三条及び第九十六条第二項中「勅令」を「政令」に改める。
- 第九十三条に次の二項を加える。

前項但書に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務は、昭和二十三年度においては、子女の満七才に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間、昭和二十四年度以降における第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務に関しては、政令で、これを定める。

昭和23年7月15日 法律第170号

教育委員会法（附則93条）

附 則

第九十三条 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第七十四条中「その議会の議決を経て、」を削る。
- 第三十四条中「公立又は」を削る。
- 第三十条、第三十一条及び第三十三条中「又は町村学校組合」を削る。
- 第百六条第二項として、次の一項を加える。
- 第四条の認可する監督庁及び第十四条の監督庁は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園については、当分の間、これを都道府県委員会とする。
- 第百七条 この法律において市町村立小学校の管理機関とは、当分の間、教育委員会の置かれない市町村にあつては、これを市町村とする。

昭和24年5月31日 法律第148号

教育職員免許法施行法（第10条）

（関係法律の改正）

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、監督庁がこれを定める。

第九条 左の各号の一に該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

<p>昭和24年6月1日 法律第179号 学校教育法の一部を改正する法律（第一次改正）</p>

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十六条に次の一項を加える。

医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することのできる者は、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。但し、主として薬学を履修するために、大学に入学しようとする者については、この限りでない。

- 第一百八条の次に次の二条を加える。

第一百九条 大学の修業年限は、当分の間、第五十五条の規定にかかわらず、文部大臣の認可を受けて、二年又は三年とすることができる。

前項の大学は、短期大学と称する。

第一項の大学には、第六十二条の規定は、これを適用しない。

第一百十条 前条に規定する大学を卒業した者が第五十五条に規定する大学に入学する場合には、その卒業した大学における修業年限を、文部大臣の定める基準により、入学した大学の修業年限に通算することができる。

附 則

この法律中第五十六条の改正規定は、公布の日から、第一百九条及び第一百十条の規定は、昭和二十

五年三月一日から施行する。

(文部・内閣総理大臣署名)

**昭和24年12月15日 法律第270号
私立学校法（附則18項）**

附 則

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「別に法律で定める法人」を「私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」に、同条第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。
- 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

- 第三十四条中「都道府県監督庁」を「都道府県知事」に改める。
- 第八十四条に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

- 第百二条を次のように改める。

第百二条 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二条第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができる。

**昭和25年4月19日 法律第103号
学校教育法の一部を改正する法律（第二次改正）**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四十四条第一項中「夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

- 第四十六条但書を次のように改める。

但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。

- 第五十条に次の二項を加える。
 - 高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 技術職員は、技術に従事する。
- 第五十一条中「第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第三十四条」を「第二十八条第三項から第七項まで及び第三十四条」に改める。
- 第五十八条第二項中「前項の外、」の下に「講師、技術職員その他」を加え、同条に次の一項を加える。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

- 第六十八条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

- 第七十条中「及び第四十五条」を「、第四十五条及び第五十条第三項」に改める。
- 第八十三条第一項中「教育」の下に「（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く。）」を加え、同条第二項中「各種学校」の下に「その他第一条に掲げるもの以外の教育施設」を加える。
- 第八十四条第一項を次のように改める。
 - 都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。
 - 都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き各種学校の教育を行つているとき、又は同項の規定による勧告に従つて各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

- 第八十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、第二項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

- 第八十九条中「閉鎖命令」の下に「又は第八十四条第二項の規定による命令」を加える。

- 第九十四条中「学位令」を

学位令
国立総合大学等の名誉教授に関する勅令
水産講習所の名誉教授に関する勅令
高等商船学校の名誉教授に関する勅令

に改める。

- 第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

- 第一百八条の次に次の一条を加える。

第一百八条の二 第六十八条の二の規定により名誉教授の称号を授与する場合には、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。以下本条において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者に対し、第六十八条の二の規定に準じて名誉教授の称号を授与することができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
- 2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

昭和28年8月5日 法律第167号 学校教育法等の一部を改正する法律（第1条）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二十一条第一項中「監督庁の検定若しくは認可」を「文部大臣の検定」に、「監督庁において」を「文部大臣において」に改める。
- 第二十三条及び第二十六条中「市町村立小学校の管理機関」を「市町村の教育委員会」に改める。

- 第四十九条中「教科用図書、」を削る。
- 第五十一条中「第二十八条第三項」を「第二十一条、第二十八条第三項」に改める。
- 第七十三条中「小学部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書」を「小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科」に改める。
- 第七十六条中「第十九条」を「第十九条、第二十一条」に改める。
- 第百六条第一項中「第二十一条第一項、」を削る。
- 第百七条を次のように改める。

第百七条 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校においては、当分の間、第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項の規定にかかわらず、文部大臣の定めるところにより、同条同項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

昭和28年8月15日 法律第213号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（第4条）

（学校教育法の一部改正）

第四条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四条中「監督庁の定める事項」を「政令で定める事項」に改める。
- 第六条第二項中「又は公立の」を削る。
- 第十二条第二項を次のように改める。

身体検査及び衛生養護の施設に関する事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては監督庁がこれを定める。

- 第二十二條第二項中「監督庁が、」を「政令で」に改める。
- 第三十一条に次の一項を加える。

前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項前段の規定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

- 第四十五条第二項中「監督庁が、これを定める。」を「第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外、監督庁が、これを定める。」に改める。
- 第八十八条中「必要な事項は、」を「必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては」に改める。

- 第百五条第二項中「文部大臣の定めるところによる。」を「第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外、文部大臣の定めるところによる。」に改める。
- 第百六条第一項本文中「第二十二条第二項、」及び「第四条及び」を削り、同条同項但書中「文部大臣は、」の下に「政令の定めるところにより、」を加える。

**昭和29年3月31日 法律第19号
学校教育法の一部を改正する法律（第三次改正）**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十五条に次の二項を加える。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年以上とし、四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する二年以上の課程を置くことができる。

- 第五十六条第二項を次のように改める。

前条第二項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する二年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 第九十三条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第三十九条第一項に規定する盲学校及び聾学校に係る保護者の義務は、昭和二十九年度においては、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和三十年度及び昭和三十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

- 第百九条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、同条第三項中「第六十二条」を「第五十五条第三項及び第六十二条」に改める。

附 則

1 この法律中、第九十三条の改正規定は昭和二十九年四月一日から、その他の規定は昭和三十年四月一日から施行する。

2 昭和三十一年三月三十一日までに、改正前の学校教育法第五十六条第二項の規定により、医学又は歯学の学部を置く大学において医学又は歯学を履修することのできる資格を得た者は、改正後の学校教育法第五十五条第二項に規定する専門の課程に進学することができる。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和29年6月3日 法律第159号

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律
(附則7項)

附 則

7 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「事項は」の下に「、別に法律で定めるものの外」を加える。

昭和32年6月1日 法律第149号

学校教育法の一部を改正する法律（第四次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 第二十二条第一項又は第三十九条第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和33年4月10日 法律第56号

学校保健法（附則3項）

附 則

(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第十二条を次のように改める。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

- 第二十六条中「伝染病にかかり、若しくはその虞のある児童又は」を削る。

昭和35年3月31日 法律第16号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則2項）

附 則

- 2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第六条第二項を削る。
 - 第一百六条第一項中「、第六条第二項」を削る。

昭和36年6月17日 法律第144号
学校教育法の一部を改正する法律（第五次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。
- 第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を「、大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。
- 第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 高等専門学校

第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三 高等専門学校には、工業に関する学科を置く。

前項の学科に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。

第七十条の五 高等専門学校に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

第七十条の六 高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七 高等専門学校の設置の認可に関しては、監督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならない。

高等専門学校審議会に関する事項は、政令でこれを定める。

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条の九 第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(高等専門学校の設置)

第二条 高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

(名称)

第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和36年10月31日 法律第166号 学校教育法等の一部を改正する法律（第1条）

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 「聾学校」を「聾学校」に、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改める。
- 第四条中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程（以下全日制の課程という。）及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程という。）並びに通信による教育を行なう課程（以下通信制の課程という。）並びに大学の学部及び大学院」に改める。
- 第九条第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。
- 第二十二条第一項中「又は後見人の職務を行う者」を削り、「養護学校」の下に「の小学部」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終り（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り）までとする。

- 第二十三条中「教育に関し都道府県の区域を管轄する監督庁（以下都道府県監督庁と称する。）」を「都道府県の教育委員会」に改める。
- 第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

- 第三十条を次のように改める。

第三十条 市町村は、相当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を共同処理するため、市町村の組合を設けることができる。

- 第三十一条第一項中「町村が」を「市町村は」に、「市町村学校組合」を「又は前条の市町村の組合」に改める。 第三十二条中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。
- 第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

- 第三十九条第一項中「小学校」の下に「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部」を、「養護学校」の下に「の中学部」を加え、同条に次の一項を加える。

第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

- 第四十条中「第二十二條第二項、第二十三條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十四條まで」を「第二十五條、第二十六條、第二十八條から第三十二條まで及び第三十四條」に改める。
- 第四十四条第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）」を「定時制の課程」に改める。
- 第四十五条を次のように改める。

第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするも

のその他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

- 第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

- 第四十六条を次のように改める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

- 第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 大学は、通信による教育を行なうことができる。

- 第五十五条第一項中「前条」を「第五十四条」に、「超える」を「こえる」に改める。

- 第六十五条中「究めて」を「きわめて」に改める。

- 第七十条中「、第四十五条」を削る。

- 第七十一条中「夫」を「それぞれ」に改め、「盲者」の下に「（強度の弱視者を含む。以下同じ。）」を加え、「聾者」を「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）」に、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）」に、「併せて」を「あわせて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

- 第七十二条第二項を次のように改める。

盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

- 第七十四条中「学齢生徒の中」を「学齢生徒のうち」に、「聾者」を「聾者」に、

「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者」を「精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもの」に改める。

- 第七十五条第一項各号を次のように改める。

一 精神薄弱者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行なうことが適当なもの

- 第七十六条中「第二十一条」の下に「（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十五条から第四十八条まで、第五十条」を「第四十六条から第五十条まで」に改め、「養護学校に」の下に「、第五十四条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に」を加える。
- 第八十四条第一項及び第二項中「都道府県監督庁」を「都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削る。
- 第八十九条中「六箇月」を「六月」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。
- 第九十四条中「左に」を「次に」に改める。
- 第九十七条中「夫々」を「それぞれ」に改める。
- 第百二条第一項中「ろう学校」を「聾学校」に改める。
- 第百二条の二中「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある」を「精神薄弱者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度の」に改める。
- 第百四条を次のように改める。

第百四条 削除

- 第百五条第二項中「、第四条の規定により政令で定めるものとされているものを除く外」を削る。
- 第百六条第一項中「、第十二条第二項」を削り、「第二十条」の下に「、第二十三条」を加え、「第四十五条第二項」を「第四十五条第四項」に改め、「並びに第二十三条に規定する定をなす権限を有する監督庁」を削り、同条第二項中「の認可する監督庁」を削り、「都道府県委員会」を「都道府県の教育委員会」に改める。

- 第七百七条中「養護学校」の下に「並びに特殊学級」を加え、第五十一条及び第七十六条において準用する第二十一条第一項を「第二十一条第一項（第四十条、第五十一条及び第七十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

昭和37年9月15日 法律第161号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第60条）

（学校教育法の一部改正）

第六十条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 監督庁がした大学又は高等専門学校の新設の認可に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

昭和39年6月19日 法律第110号

学校教育法の一部を改正する法律（第六次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四条中「及び夜間その他特別の時間」を「、夜間その他特別の時間」に、「並びに通信による教育」を「及び通信による教育」に、「並びに大学の学部及び大学院」を「、大学の学部及び大学院並びに第六十九条の二第二項の大学の学科」に改める。
- 第六十七条中「第五十七条第二項に規定する者」を「第五十二条の大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」に改める。
- 第六十九条の次に次の一条を加える。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

前項の大学は、短期大学と称する。

第二項の大学には、第五十三条及び第五十四条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

第二項の大学には、学科を置く。

第二項の大学には、夜間において授業を行なう学科を置くことができる。

第二項の大学を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、第五十二条の大学に編入学することができる。

第六十二条及び第六十三条の規定は、第二項の大学については適用しない。

- 第九十九条及び第一百条を次のように改める。

第九十九条及び第一百条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の学校教育法（以下「旧法」という。）第九十九条第一項の規定による大学は、改正後の学校教育法（以下「新法」という。）第六十九条の二第二項の大学として設置されたものとみなす。

- 3 この法律の施行の際現に旧法第九十九条第一項の大学に置かれている学科については、新法第四条の規定による設置の認可を受けることを要しない。

(日本学術会議法の一部改正)

- 4 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「同法第九十九条第一項の大学」を「短期大学」に改め、同項第二号中「学校教育法第九十九条第一項の大学、同法による高等専門学校」を「学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

(私立学校法の一部改正)

- 5 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第一号中「大学院」の下に「、短期大学の学科」を加える。
- 第三十条第一項第三号中「高等専門学校」を「短期大学及び高等専門学校」に改める。

(学校法人の寄附行為変更の経過措置)

- 6 この法律の施行の際学校法人の設置する旧法第九十九条第一項の大学に現に置かれている学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限りすみやかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

(国民年金法の一部改正)

- 7 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第八号中「同法第五十四条に規定する大学の夜間の学部」の下に「若し

くは同法第六十九条の二第六項に規定する短期大学の夜間の学科」を加え、同号ロ中「これに相当する国立の学校」を「同法第六十九条の二第二項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校」に改める。

(内閣総理・文部・厚生大臣署名)

**昭和42年5月31日 法律第18号
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（附則4項）**

附 則

- 4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商船に関する学科」を加える。
 - 第七十条の四中「五年」を「工業に関する学科については、五年とし、商船に関する学科については、五年六月」に改める。

**昭和42年8月1日 法律第120号
許可、認可等の整理に関する法律（第9条）**

（学校教育法の一部改正）

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、都道府県の教育委員会の認可を受けて」を削る。

**昭和44年3月25日 法律第2号
地方自治法の一部を改正する法律（附則5項）**

附 則

（学校教育法の一部改正）

- 5 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「前段の規定」を削る。

**昭和45年5月6日 法律第48号
著作権法（附則20条）**

附 則

（学校教育法の一部改正）

第二十条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「文部大臣において著作権を有する教科用図書」を「文部省が著作の名義を有する教科用図書」に改める。

**昭和45年6月1日 法律第111号
許可、認可等の整理に関する法律（第10条）**

（学校教育法の一部改正）

第十条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「認可」の下に「（政令で定める事項に係るものに限る。）」を加える。

**昭和48年9月29日 法律第103号
国立学校設置法等の一部を改正する法律（第2条）**

（学校教育法の一部改正）

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十三条を次のように改める。

第五十三条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

- 第五十五条第二項中「四年の専門の課程とこれに進学するための二年以上の課程」を「当該課程を専門の課程及びこれに進学するための課程とに分ける場合においては、これらの課程は、それぞれ四年の課程及び二年以上の課程」に改める。
- 第五十八条第二項中「前項のほか」の下に「、副学長」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

副学長は、学長の職務を助ける。

- 第六十八条の二中「学長」の下に「、副学長」を加える。
- 第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 この法律（第五十三条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）並びに当該法令に特別の定めのあるものを除く。）における大学の学部には、第五十三条ただし書に規定する組織を含むものとする。

**昭和49年6月1日 法律第70号
学校教育法の一部を改正する法律（第七次改正）**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二十八条第一項中「校長」の下に「、教頭」を加え、「事務職員を置かない」を「教頭又は事務職員を置かない。」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

- 第二十八条に次の三項を加える。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

- 第五十条第一項中「校長」の下に「、教頭」を加える。
- 第五十条第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の二項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

- 第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

- 第五十一条中「第七項」を「第十一項」に改める。
- 第七十条及び第七十条の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
- 第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。

寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。

- 第七十六条中「第二十八条（第四十条及び第五十一条）」を「第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条）」に改める。
- 第八十一条第一項中「園長」の下に「、教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

- 第八十一条第二項中「前項のほか、」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

- 第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(関係法律の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「校長」の下に「、教頭」を加える。
- 第二条中「並びに」を「、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「助教授」の下に「、教頭」を、「養護教諭」の下に「、養護助教諭」を加える。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五口の備考中「校長」を「校長、教頭」に改め、同表ハの備考中「園長」を「園長、教頭」に改める。

第五条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に改める。

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、校長」の下に「若しくは教頭」を、「の校長」の下に「又は教頭」を加え、「、教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

第七条 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第八条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「、教諭」を「並びに教諭」に改める。
- 第七条中「校長、」の下に「教頭、」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「、教諭」を「並びに教諭」に改める。
- 第九条中「教諭、」を「教頭、教諭、」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「、教頭」を加える。

第十二条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「、教頭」を加える。

（内閣総理・文部・自治大臣署名）

昭和50年7月11日 法律第59号
学校教育法の一部を改正する法律（第八次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信用を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部大臣の定める基準に適合してしなければならない。

- 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- 三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備
- 四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第八十二条の八 国が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、監督庁の認可を受けなければならない。

監督庁は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

監督庁は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、監督庁に届け出なければならない。

第八十二条の十 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。

監督庁は、前項において準用する第十三条の規定による処分をしようとするときは、当該専修学校の設置者に対して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

監督庁は、第一項において準用する第十三条の規定による処分をする

ときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

- 第八十三条第一項中「学校教育に類する教育」の下に「を行うもの」を加え、「を除く。）を行うもの」を「及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）」に改め、同条第二項を削る。
- 第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称を用いてはならない。

高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

- 第八十四条第一項中「学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育」を「学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育」に、「各種学校設置」を「専修学校設置又は各種学校設置」に改め、同条第二項中「前項の関係者」を「前項に規定する関係者」に、「各種学校の教育」を「専修学校若しくは各種学校の教育」に、「同項の規定による勧告に従つて各種学校設置」を「専修学校設置若しくは各種学校設置」に改める。
- 第八十九条中「第八十三条第三項」を「第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項」に改める。
- 第九十二条中「第八十三条第二項」を「第八十三条の二」に改める。
- 第百六条第一項中「第十一条」の下に「（第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第二十三条」の下に「（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十七条」の下に「（第七十六条において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条第二項」の下に「（第七十六条において準用する場合を含む。）」を、「第四十九条」の下に「（第七十条の九及び第七十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「第八十三条第四項」を「第八十三条第三項」に改め、同条第二項中「第四条」の下に「（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第十四条」の下に「（第八十二条の十第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び幼稚園」を「、幼稚園、専修学校及び各種学校」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十二条の八及び第八十二条の九並びに第八十二条の十第一項において準用する第十三条の監督庁は、公立の専修学校については、当分の間、都道府県の教育委員会とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(各種学校等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。）で改正後の学校教育法（以下この条において「新法」という。）第八十二条の二の専修学校の教育を行おうとするものは、新法第八十二条の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。

2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に高等専修学校、専門学校又は専修学校の名称を用いている教育施設は、新法第八十三条の二第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

- 別表第三第二号(二)中「設備」を「及び設備」に、「及び公立の各種学校」を「公立の専修学校及び各種学校」に、「行ない」を「行い」に改める。
- 別表第七第一号の表私立学校審議会の項中「及び私立各種学校」を「、私立専修学校及び私立各種学校」に改める。

第四条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「終つた」を「終わつた」に、「第八十三条第一項」を「第八十二条の二又は第八十三条第一項」に改める。

第五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第六条 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「及び同法第八十三条に定める各種学校」を「、同法第八十二条の二に定める専修学校及び同法第八十三条に定める各種学校」に改め、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 「専修学校教育」とは、専修学校における教育をいう。

- 第十二条第一項第三号の次に次の二号を加える。
 - 三の二 専修学校教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること（他部局に属するものを除く。）。)
 - 三の三 専修学校教育の基準の設定に関すること。

第七条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項」を「、「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項」に改める。
- 第四条第二号中「の私立学校」の下に「並びに私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「、私立専修学校又は私立各種学校」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。
- 第九条第二項中「及び私立各種学校」を「並びに私立専修学校及び私立各種学校」に改める。
- 第十条第二項第一号中「園長」の下に「、私立専修学校の校長」を、「これらの学校」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校」の下に「若しくは各種学校」を加える。
- 第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「、それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ、」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

- 第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。
- 第十五条中「関係する学校」の下に「、専修学校」を加える。
- 第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。
- 第六十四条の見出しを「（私立専修学校等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「第五条各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育

法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「第五条各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」と読み替えるものとする。

- 第六十四条第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

第八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二号中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。
- 別表第二(イ)項第四号中「及び各種学校」を「、専修学校及び各種学校」に改める。

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表施設の欄中「学校教育法」の下に「第八十二条の二に規定する専修学校又は同法」を加え、「もの」を「専修学校又は各種学校」に改める。

第十条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十一条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第三号中「私立学校」の下に「、私立専修学校」を加える。

第十二条 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。
- 本則に次の一条を加える。

（専修学校の保健管理）

第二十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第二条、第三条、第六条、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第一項、第十条から第十四条まで並びに前二条の規定は、専修学校に準用する。

第十三条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十四条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は」の下に「同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは」を加え、「政令で定める各種学校」を「政令で定める専修学校及び各種学校」に、「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第五項中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改め、同条第六項中「高等専門学校」の下に「並びに専修学校」を加える。

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項第三十二号ロ中「私立各種学校」を「私立専修学校及び私立各種学校」に改め、「学校教育法」の下に「第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法」を加える。
- 別表第一第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の表名称の欄中「各種学校」を「専修学校及び各種学校」に改める。

第十八条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三号中「大学」の下に「、専修学校」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

- 第二十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「各種学校で」を「専修学校若しくは各種学校で」に、「各種学校の」を「専修学校及び各種学校の」に改め、同項第五号中「行ない」を「行い」に改める。

(内閣総理・大蔵・文部・厚生・建設・自治大臣署名)

昭和51年5月25日 法律第25号
学校教育法の一部を改正する法律（第九次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四条中「行なう」を「行う」に、「及び大学院」を「、大学院及び大学院の研究科」に改める。
- 第六十七条に次のただし書を加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

- 第六十八条中「博士」の下に「、修士」を加える。
- 第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の一条を加える。
- 第六十八条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。
- 第七十条中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。
- 第七十条の九中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。
- 第八十三条の二第一項中「学校の名称」の下に「又は大学院の名称」を加える。
- 第八十八条の二中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称についての経過措置)

2 この法律の施行の際現に大学院という名称を用いている専修学校、各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、改正後の同法第八十三条の二第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の名称を用いることができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は一個の研究科を置く学校教育法第六十八条の二の大学」を加える。

(私立学校法の一部改正)

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第一号中「及び大学院」を「、大学院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。
- 第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、大学院の研究科」を加える。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行の際学校法人の設置する大学院に現に置かれている研究科の名称については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

**昭和53年5月23日 法律第55号
審議会等の整理等に関する法律（第41条）**

（学校教育法の一部改正）

第四十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第七十条の七を削り、第七十条の八を第七十条の七とする。
- 第七十条の九中「第五十条第五項」の下に「、第六十条第一項」を加え、同条を第七十条の八とする。
- 第百六条第一項中「第七十条の九」を「第七十条の八」に改める。

**昭和56年6月11日 法律第80号
放送大学学園法（附則10条）**

附 則

（学校教育法の一部改正）

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第二条に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

- 第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

- 第六十四条中「又は私立の」を「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。
- 第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を「、第五十四条及び第五十四条の二第

二項」に改め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

- 第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第一項」に改める。

昭和57年7月23日 法律第69号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律（第11条）

（学校教育法の一部改正）

第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「文部大臣の承認を受け」を「文部大臣に届け出」に改める。

昭和58年5月25日 法律第55号

学校教育法の一部を改正する法律（第十次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十五条に次の一項を加える。

獣医学を履修する課程については、第一項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 昭和五十九年三月三十一日に大学において獣医学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- 二 前号に掲げる者のほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学に在学し、施行日以後に大学において獣医学を履修する課程に在学することとなった者で監督庁が定めるもの

（獣医師法の一部改正）

3 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者」を「卒業した者」に改める。

(獣医師国家試験の受験資格に係る経過措置)

4 施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学に在学した者（施行日以後に改正後の学校教育法第五十五条第四項の規定による獣医学の正規の課程を修めて大学を卒業した者を除く。）については、改正後の獣医師法第十二条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(文部・農林水産・内閣総理大臣署名)

昭和58年12月2日 法律第78号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第62条）

(学校教育法の一部改正)

第六十二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二十一条に次の一項を加える。

第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会については、政令で定める。

- 第六十条第一項中「大学設置審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第二項を削る。
- 第六十八条第二項中「大学設置審議会」を「第六十条の政令で定める審議会」に改める。
- 第七十条の八中「第六十条第一項」を「第六十条」に改める。

昭和62年9月10日 法律第88号

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律（第1条）

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第六十条中「認可に関しては」を「認可を行う場合には」に、「政令で定める審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条を第六十条の二とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

- 第六十八条第二項中「第六十条の政令で定める審議会」を「大学審議会」に改める。
- 第六十九条の二の次に次の二条を加える。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四 文部省に、大学設置・学校法人審議会を置く。

大学設置・学校法人審議会は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

大学設置・学校法人審議会は、前項に規定する事項に関し、文部大臣に対し建議することができる。

大学設置・学校法人審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する六十五人以内の委員で組織する。

- 一 大学の職員（次号に掲げる者を除く。）
- 二 私立の大学の職員又はこれを設置する学校法人の理事
- 三 学識経験のある者

大学設置・学校法人審議会に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第二号に掲げる者のうち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるもののほか、大学設置・学校法人審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

- 第七十条の八中「第六十条」の下に「、第六十条の二」を加える。

昭和63年11月15日 法律第88号
学校教育法の一部を改正する法律（第十一次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四十五条の二第一項中「文部大臣の指定するもの」を「当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するもの」に改める。
- 第四十六条中「四年以上」を「三年以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(技能教育施設の指定についての経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の学校教育法第四十五条の二第一項の規定により技能教育のための施設についてされた文部大臣の指定は、改正後の学校教育法第四十五条の二第一項の規定によりされた都道府県の教育委員会の指定とみなす。

(文部・内閣総理大臣署名)

平成3年4月2日 法律第23号
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（第2条）

(学校教育法の一部改正)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

- 第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

大学は、文部大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の五に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

学位に関する事項を定めるについては、文部大臣は、大学審議会に諮問しなければならない。

- 第六十九条の二第八項中「及び第六十三条」を削る。
- 第八十七条の二中「（昭和二十四年法律第百五十号）」を削る。

平成3年4月2日 法律第25号 学校教育法等の一部を改正する法律（第1条・附則5項）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十五条第四項中「獣医学」を「医学、歯学又は獣医学」に、「第一項本文」を「前項本文」に改め、同条第二項及び第三項を削る。
- 第五十六条第二項を削る。
- 第六十九条の二第七項中「監督庁」を「文部大臣」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

- 第七十条の三第一項中「工業に関する学科又は商船に関する学科」を「学科」に改め、同条第二項中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第七十条の四を次のように改める。

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。ただし、商船に関する学科については、五年六月とする。

- 第五章の二中第七十条の八を第七十条の十とする。
- 第七十条の七中「監督庁」を「文部大臣」に改め、同条を第七十条の九とする。
- 第七十条の六を第七十条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

- 第七十条の五の次に次の一条を加える。

第七十条の六 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。第百六条第一項中「第七十条の八」を「第七十条の十」に改める。

附 則

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

5 学校教育法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

平成3年5月21日 法律第79号 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（第22条）

(学校教育法の一部改正)

第二十二條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四条に次の二項を加える。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園については、前項の規定は、適用しない。

前項の幼稚園を設置する者は、第一項に規定する事項を行うときは、あらかじめ、監督庁に届け出なければならない。

- 第八十三条第二項中「第四条」を「第四条第一項、第五条」に改める。
- 第百六条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に、「」及び」を「」）、第四条第三項及び」に改める。

平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第75条）

(学校教育法の一部改正)

第七十五條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第八十二条の十第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。
- 第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二 第二十二條第二項（第三十九條第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項のうち第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

平成6年6月29日 法律第49号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第39条）

（学校教育法の一部改正）

第三十九條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條中「共同処理する」を「処理する」に改める。

平成10年6月12日 法律第101号

学校教育法等の一部を改正する法律（第1条）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。
- 第四条第一項中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。
- 第六条中「中学校又は」を「中学校、」に改め、「養護学校」の下に「又は中等教育学校の前期課程」を加える。
- 第三十九條第一項中「初から」を「初めから」に、「終り」を「終わり」に改め、「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加える。
- 第四十七條中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加える。
- 第四十八條第二項中「これに準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。
- 第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 中等教育学校

第五十一條の二 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第五十一條の三 中等教育学校における教育については、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第五十一条の四 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第五十一条の五 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第五十一条の六 中等教育学校の前期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを実現するために、第三十六条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

中等教育学校の後期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、第五十一条の三各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第五十一条の七 中等教育学校の前期課程の教科に関する事項並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、第五十一条の二、第五十一条の三及び前条の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第五十一条の八 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十一条の九 第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。

前項において準用する第四十四条又は第四十五条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第五十一条の四の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第五十一条の五中「後期三年の後期課程」

とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第五十一条の十 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

- 第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

- 第五十六条中「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。
- 第七十五条第一項中「及び高等学校」を「、高等学校及び中等教育学校」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改める。
- 第八十二条の三第二項中「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同条第三項中「これに準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。
- 第七章の二中第八十二条の十を第八十二条の十一とし、第八十二条の九の次に次の一条を加える。

第八十二条の十 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第五十六条に規定する者に限る。）は、文部大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

- 第八十九条中「第八十二条の十第一項」を「第八十二条の十一第一項」に、「一万円」を「二十万円」に改める。
- 第九十条中「三千元」を「十万円」に改める。
- 第九十一条中「一千元」を「十万円」に改める。
- 第九十二条中「五千元」を「十万円」に改める。
- 第百三条中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校」に改め、「の規定」を削り、「を含む。）」の下に「及び第五十一条の八の規定」を加える。
- 第百六条第一項中「第八十二条の十第一項」を「第八十二条の十一第一項」に改め、「第四十五条第四項」の下に「（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条第二項（」の下に「第五十一条の九第一項及び」を、「第四十九条（」の下に「第五十一条の九第一項、」を、「及び第七十六条において準用する場合を含む。）」の下に「、第五十一条の七、第五十一条の十」を加え、同条第

二項中「第八十二条の十第一項」を「第八十二条の十一第一項」に改め、「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、同条第三項中「第八十二条の十第一項」を「第八十二条の十一第一項」に改める。

- 第百七条中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を、「第五十一条」の下に「、第五十一条の九第一項」を加え、「同条同項」を「第二十一条第一項」に改める。

平成10年9月28日 法律第110号

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（第15条）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条、第七十一条の二、第七十四条、第七十五条第一項第一号及び第百二条の二

平成11年5月28日 法律第55号

学校教育法等の一部を改正する法律（第1条）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 大学は、文部大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第五十五条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

- 第五十八条第二項中「副学長」の下に「、学部長」を加え、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

- 第六十六条を次のように改める。

第六十六条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

- 第六十八条の三中「副学長」の下に「、学部長」を加える。
- 第八十七条の二中「（第五十三条）」の下に「及び第六十六条」を加え、「における大学の学部には、」を「において、大学の学部には」に改め、「組織を」の下に「含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を」を加える。

（学校教育法の一部改正）

第二百二十六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三条中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第四条第一項中「国立学校及び」を「国立学校、」に改め、「設置する学校」の下に「及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）」を加え、「監督庁」を「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。
 - 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学 文部大臣
 - 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事
- 第四条第三項中「監督庁」を「都道府県の教育委員会」に改める。
- 第八条中「教育職員免許法」の下に「（昭和二十四年法律第百四十七号）」を加え、「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第十条中「監督庁」を「大学及び高等専門学校にあつては文部大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」改める。
- 第十一条中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第十三条中「次の各号の一」を「第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれか」に、「監督庁は、」を「それぞれ同項各号に定める者は、当該」に改め、同条第二号中「、監督庁のなした」を「その者がした」に改める。
- 第十四条中「学校」を「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校」に、「監督庁の」を「都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の」に改め、「、監督庁は」を削る。
- 第二十条、第二十三条、第三十八条及び第四十三条中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第四十五条第三項中「監督庁」を「市町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事に」改め、「政令で定めるもの」の下に「（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

都道府県の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

- 第四十五条第四項、第四十七条、第四十八条第二項、第四十九条、第五十一条の七、第五十一条の十、第五十六条、第五十七条第二項、第六十条、第六十条の二、第六十七条、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十九条中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第八十二条の八第一項中「国」の下に「又は都道府県」を加え、「監督庁」を「市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事」に改め、同条第二項及び第四項中「監督庁」を「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」に改める。
- 第八十二条の九中「専修学校の設置者」を「国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者」に、「監督庁」を「市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事」に改める。
- 第八十二条の十一第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 第八十二条の十一第二項中「監督庁」を「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」に改める。
- 第八十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学

校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 第八十三条第三項、第八十六条及び第八十八条中「監督庁」を「文部大臣」に改める。
- 第百六条を次のように改める。

第百六条 削除

平成11年7月16日 法律第102号 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（第66条）

（学校教育法の一部改正）

第六十六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の三及び第六十九条の四を削る。

平成11年12月8日 法律第151号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第15条）

（学校教育法の一部改正）

第十五条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第九条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

- 第二十二條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「初から」を「初めから」に、「終り」を「終わり」に改める。

平成11年12月22日 法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法（第511・584条）

（学校教育法の一部改正）

第五百十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に改める。
- 第二十一条第三項中「審議会」を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）」に改める。

- 第六十条中「大学審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。
- 第六十条の二中「大学設置・学校法人審議会」を「審議会等で政令で定めるもの」に改める。
- 第六十八条の二第四項中「大学審議会」を「第六十条の政令で定める審議会等」に改める。
- 第九十八条第三項、第百一条、第百五条第二項、第百七条及び第百八条の二第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五百八十四条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

**平成12年3月31日 法律第10号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則4項）**

附 則

(学校教育法の一部改正)

- 4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二第三項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

**平成13年7月11日 法律第105号
学校教育法の一部を改正する法律（第十二次改正）**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

- 第二十六条を次のように改める。

第二十六条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

- 第四十条中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六条各号」と読み替えるものとする。

- 第五十一条中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

- 第五十一条の九第一項中「第二十一条」を「第十八条の二、第二十一条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

- 第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 大学は、通信による教育を行うことができる。

- 第五十四条中「学部」の下に「又は通信による教育を行う学部」を加える。
- 第五十四条の二を削る。
- 第五十五条第一項ただし書中「第五十四条の」を「前条の夜間において授業を行う」に、「こえる」を「超える」に改める。
- 第五十六条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野

において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

- 第五十七条第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。
- 第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

- 第六十七条に次の一項を加える。

前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

- 第六十八条の三中「大学に」を「当該大学に」に改め、「多年」を削る。
- 第六十九条の二第四項中「、第五十四条及び第五十四条の二第二項」を「及び第五十四条」に改める。
- 第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に改める。
- 第七十六条中「第十九条」を「第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条」に、「第五十四条の二第一項」を「第五十二条の二」に改める。
- 第八十二条の十中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

二 第五十六条に一項を加える改正規定、第五十七条第三項の改正規定、第六十七条に一項を加える改正規定並びに第七十三条の三及び第八十二条の十の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

(市町村立学校職員給与負担法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

- 一 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条
- 二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第二項
- 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）第二条第三項、第十三条、第十五条及び第十七条第一項
- 四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項、第二十条（見出しを含む。）、第二十二条及び第二十三条第一項
- 五 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項

(社会教育法の一部改正)

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第五十四条の二」を「第五十二条の二」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第五十四条の二」を「第五十二条の二」に改める。

(博物館法の一部改正)

第五条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)

第六条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 第十八条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第七条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二十条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第十一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正)

第八条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第四項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第九条 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十一条第一号及び第十二条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第六項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第十条 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条第一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第十一項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(視能訓練士法の一部改正)

第十一条 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第五項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十二条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正

する。

第三十九条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加え、同条第三号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

(臨床工学技士法の一部改正)

第十三条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第四条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(義肢装具士法の一部改正)

第十四条 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第四条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(救急救命士法の一部改正)

第十五条 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三十四条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できるもの」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。
- 附則第三条中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

(言語聴覚士法の一部改正)

第十六条 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、「できる者」の下に「（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」を加える。

平成14年5月31日 法律第55号
教育職員免許法の一部を改正する法律（附則10条）

附 則

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

平成14年11月29日 法律第118号
学校教育法の一部を改正する法律（第十三次改正）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 第四条第三項を次のように改める。

第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学科の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

- 第四条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 第六十九条の二第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項

文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 第十四条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、」を削る。
- 第十五条を次のように改める。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 第六十条中「場合」の下に「及び第四条第五項に規定する基準を定める場合」を加える。
- 第六十条の二中「場合」の下に「及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合」を加える。
- 第六十五条中「きわめて」を「きわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い」に改め、同条に次の一項を加える。

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

- 第六十七条第一項中「修士の学位」の下に「若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位」を加える。
- 第六十八条の二第一項中「大学院」の下に「（専門職大学院を除く。）」を、「博士の学位を」の下に「、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を」を加える。
- 第六十九条の二の次に次の四条を加える。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣

の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、

これを定める。

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

- 第七十条の十中「第六十条、」を「第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、」に、「及び第六十九条」を「、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六まで」に改める。
- 第八十二条の十一第一項及び第八十三条第二項中「公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十九条の二の次に四条を加える改正規定及び第七十条の十の改正規定（「及び第六十九条」を「、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六まで」に改める部分に限る。） 平成十六年四月一日

二 附則第三条の規定 公布の日

(認可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている大学の学部若しくは大学院の研究科又は改正前の同法第六十九条の二第二項の大学の学科の設置廃止その他政令で定める事項についての認可の申請であつて、改正後の同法第四条第二項各号の規定に該当するものは、改正後の同項後段の規定によりされた届出とみなす。

(専門職大学院の設置のため必要な行為)

第三条 専門職大学院の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(私立学校法の一部改正)

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。
- 第五条を次のように改める。

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

- 第八条第一項中「第五条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項（同法第六十条の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う」に、「学校教育法」を「同法」に改める。
- 第三十条第一項第三号中「に広域の通信制の課程」の下に「（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）」を加え、「広域の通信制の課程である旨」を「その旨」に改める。
- 第四十五条の見出しを「（寄附行為変更の認可等）」に改め、同条中「変更」の下に「（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 第六十四条第一項中「第五条第二項」を「第五条」に、「について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は」を「及び」に改め、「、それぞれ」を削り、「第五条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する」に、「「第五条第一項各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」」を「「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第八十三条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」」に改める。
- 第四章中第六十五条の三の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

- 第六十六条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 第六十七条中「五千元」を「十万円」に改める。
- 附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十二項とする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定の施行の際現に改正前の私立学校法第四十五条の規定によりされている学校法人の寄附行為変更の認可の申請であって、改正後の同条第一項の文部科学省令で定める事項に係るものは、改正後の同条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第六条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同じ。）」の下に「又は同法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるもの」を加え、同条第三項中「修士の学位」の下に「又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるもの」を加える。

(法務・文部科学・内閣総理大臣署名)

平成14年12月13日 法律第156号
放送大学学園法（附則13条）

附 則

(学校教育法の一部改正)

第十三条 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項を削る。
- 第四条第一項第一号及び第十五条第一項中「並びに放送大学学園の設置する大学」を削る。
- 第六十四条中「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」を「又は私立の」に改める。

<p>平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第3条)</p>
--

(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「国」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）」を加える。
- 第六十八条の二第三項中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。
- 第八十七条の二中「国立学校設置法並びに」を削る。

<p>平成15年7月16日 法律第119号 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第32条)</p>
--

(学校教育法の一部改正)

第三十二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）」を加える。
- 第百一条の次に次の一条を加える。
- 第百一条の二 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学以外の学校を設置することができない。

義務教育諸学校施設費 国庫負担法

義務教育諸学校施設費国庫負担法の沿革

昭和33年4月25日 法律第81号
義務教育諸学校施設費国庫負担法

(目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、もつて義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校及び中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

- 一 公立の小学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 三分の一
- 二 公立の中学校における不正常授業を解消するための校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 三 公立の中学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 四 公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 五 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 六 公立の義務教育諸学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 三分の一

2 前項第一号及び第二号の不正常授業の範囲、同項第五号の適正な規模の条件及び同項第六号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種目)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 第三条第一項第一号から第四号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日（政令で定める集団的な住宅の建設に基いて五月二日以降政令で定める日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生じた場合には、文部大臣の定める日）における当該学校の児童又は生徒の数（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。）を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第五号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該新築又は増築を行う年度の五月一日（学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行われたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日）における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第三条第一項第六号に規定する建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(児童又は生徒一人当りの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当りの基準坪数は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める児童又は生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の児童若しくは生徒の数、当該学校における一学級の平均収容児童数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当りの建築単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築、増築又は改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を保有坪数とする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行うのに著しく不適當であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

3 鉄筋コンクリート造の建物に関しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乗すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 第三条第一項各号に規定する建物の新築、増築又は改築に係る事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(本校及び分校)

第十一条 この法律の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(昭和三十二年度までの国庫負担金及び国庫補助金)

2 昭和三十二年度までの国庫負担金及び国庫補助金に関しては、なお従前の例による。

(公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の廃止)

3 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭和三十年法律第四百十七号）は、廃止する。

(公立小学校施設費国庫負担法の一部改正)

4 公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 題名を次のように改める。

公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- 第一条中「公立学校の施設の整備を促進するため、」及び「及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設」を削る。

- 第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「施設」とは、建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

- 第三条及び第四条を次のように改める。

(国の負担)

第三条 国は、公立学校の施設の災害復旧に要する経費について、その三分の二を負担する。

(経費の種目)

第四条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

- 第五条の見出し中「事業に要する」を削り、同条第一項中「公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費」を「前条に規定する工事費」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

- 第六条から第十一条までを削り、第十二条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県への事務費の交付)

第七条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

- 第十三条及び附則第三項を削る。

(危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正)

5 危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

- 題名を次のように改める。

公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法

- 第一条中「並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校の危険校舎」を「及び公立の高等学校の危険建物」に、「当該危険校舎」を「当該危険建物」に、「これらの学校」を「公立の高等学校」に改める。

- 第二条から第七条までを削り、第一条の次に次の九条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「高等学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう。

2 この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

(国の補助)

第三条 国は、公立の高等学校の建物で構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費について、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、その三分の一以内を補助することができる。

2 前項の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項は、政令で定める。

(経費の種目)

第四条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買収費とし、以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第五条 工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次の各号に掲げる坪数のうちいずれか少い坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 生徒一人当りの基準坪数に当該改築を行う年度の五月一日における当該学校の生徒の数を乗じて得た坪数

二 当該改築を行う年度の五月一日における保有坪数

(生徒一人当りの基準坪数)

第六条 前条の規定により工事費を算定する場合の生徒一人当りの基準坪数は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模の学校においてその教育を行うのに必要な最低限度の坪数として政令で定める生徒一人当りの坪数に、政令で定めるところにより、当該学校の生徒の数、当該学校における一学級の平均収容生徒数、当該学校の学科の種類又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当りの建築の単価)

第七条 第五条の規定により工事費を算定する場合の一坪当りの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該改築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条の規定により工事費を算定する場合において、同条第二号に掲げる坪数が同条第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、当該学校の校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他政令で定

める特別の理由があるため、生徒一人当りの基準坪数に基く改築後の校舎が生徒の教育を行うのに著しく不相当であると認められるときは、当該危険でない坪数のうちから政令で定めるところによりその一部を控除した坪数を危険でない部分の坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造の建物に関しては、第五条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乗すべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行うものとする。

(事務費の算定方法)

第九条 事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(地方財政法の一部改正)

6 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

- 第十条中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

- 第三十四条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

(戦災復旧に要する経費についての暫定措置)

7 前項の規定による改正前の地方財政法第三十四条第一項第二号の規定による学校の戦災復旧に要する経費についての国の負担に関しては、当分の間、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の一部改正)

8 新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

(内閣総理・大蔵・文部大臣署名)

昭和39年3月31日 法律第40号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第一次改正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、集团的な住宅の建設に伴い、校舎の不足を生ずるおそれがある場合における校舎の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。

- 第三条第一項第一号及び第二号中「不正常授業」を「教室の不足」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の小学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 三分の一

- 第三条第二項中「不正常授業」を「教室の不足」に、「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改める。
- 第五条を次のように改める。

(小学校及び中学校の校舎の工事費の算定方法)

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日（政令で定める集团的な住宅の建設に伴い、五月二日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度の四月一日（四月二日以降政令で定める日までの間にさらに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日））における当該学校の学級数に応ずる必要坪数から新築又は増築を行なう年度の五月一日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日（学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴って校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日）における当該学校の学級数に応ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎の改築に係る工事費は、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 改築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に応ずる必要坪数

二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数

- 第五条の次に次の一条を加える。

(小学校及び中学校の屋内運動場及び寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の二 第三条第一項第三号から第五号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ。）を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第六号に規定する屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、児童又は生徒一人当りの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日（学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて屋内運動場の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日）における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎を除く建物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第二号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当りの基準坪数に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数

二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数

- 第六条の見出しを「（学級数に応ずる必要坪数及び児童又は生徒一人当りの基準坪数）」に改め、同条中「行う」を「行なう」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条の規定により工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要坪数は、当該学校の学級数に応じ、小学校又は中学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に応ずる必要坪数については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

- 第七条中「第五条」の下に「又は第五条の二」を加え、「行おう」を「行なおう」に改める。
- 第八条を次のように改める。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 第五条第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないことそ

の他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要坪数に基づく新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不相当であると認められるときは、当該学校の学級数に応ずる必要坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を学級数に応ずる必要坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

2 第五条第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に応ずる必要坪数に基づく改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不相当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

3 第五条の二第一項又は第二項の規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不相当であると認められるときは、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

4 第五条の二第三項の規定により工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基づく改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不相当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

5 鉄筋コンクリート造の建物に関しては、第五条又は第五条の二の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当りの建築の単価に乗ずべき坪数について、政令で定めるところにより、補正を行なうものとする。

- 第九条中「前四条」を「第五条から前条まで」に改める。
- 第十条中「基いて」を「基づいて」に、「行う」を「行なう」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 昭和三十八年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金については、なお従前の例による。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

昭和41年3月31日 法律第41号

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律（第14条）

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第五条中「必要坪数」を「必要面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「坪数」を「面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。
- 第五条の二中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に、「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に改める。
- 第六条の見出し中「必要坪数」を「必要面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第一項中「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改める。
- 第七条（見出しを含む。）中「一坪」を「一平方メートル」に改める。
- 第八条第一項中「保有坪数」を「保有面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第二項中「坪数」を「面積」に、「必要坪数」を「必要面積」に改め、同条第三項中「保有坪数」を「保有面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に、「坪数」を「面積」に改め、同条第四項中「坪数」を「面積」に、「基準坪数」を「基準面積」に改め、同条第五項中「保有坪数」を「保有面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「坪数」を「面積」に改める。

昭和41年4月18日 法律第53号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第二次改正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第五条の見出し中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を加え、同条第一項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「規定する校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を、「伴つて校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「校舎」の下に「及び屋内運動場」を、「工事費は」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加える。
- 第五条の二の見出し中「屋内運動場及び」を削り、同条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に、「又は生徒の数」を「及び生徒の数」に改め、「盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、」及び「とする。以下同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「校舎を除く」を「寄宿舍並びに盲学校及び聾学校の」に改め、同項第一号中「生徒の数」の下に「（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舍にあつては収容する児童及び生徒の数とする。）」を加え、同項を同条第二項とする。

- 第六条第一項中「ごとに」の下に「、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて」を加え、同条第二項中「生徒の数」の下に「（盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。）」を加え、「平均収容児童数若しくは平均収容生徒数」を「児童及び生徒の平均収容数」に改める。
- 第八条第一項中「増築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第二項中「改築後の校舎」の下に「又は屋内運動場」を加え、同条第三項中「又は第二項」を削り、「又は生徒の数」を「及び生徒の数」に改め、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法第五条、第五条の二、第六条及び第八条の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十年以前年度の予算に係る国庫負担金については、なお従前の例による。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

昭和47年6月5日 法律第53号

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（第一条）

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第一条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行なうときは、文部大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数を用いる。

- 第三条第一項第一号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同項第六号中「統合した」を「統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合した」に改める。
- 第五条の見出し中「校舎及び屋内運動場」を「建物」に改め、同条第一項中「政令で定める集団的な住宅の建設に伴い、五月二日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度の四月一日（四月二日以降政令で定める日までの間にさらに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日）」を「児童又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集団的な住宅の建設その他の政令で定める事情があるため、その翌日以降新築又は増築を行なう年度の四月一日から起算して三年を経過した日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定

めるその三年を経過した日以前の日」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第二項を次のように改める

2 第三条第一項第六号に規定する校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日における当該学校の学級数に応ずる必要面積から、第一号に掲げる場合にあつては、新築又は増築を行なう年度の五月一日に現に存する施設で同号に掲げる日において当該学校の保有する校舎又は屋内運動場となる予定のもの（当該五月一日後に当該学校の設置者が買収するものを除く。）の面積を、第二号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 学校の統合前に新築又は増築（政令で定めるものに限る。）を行なう場合 統合予定日の属する年度の五月一日（五月二日以降翌年の三月三十一日までの間に統合する予定の場合には、文部大臣の定める日）

二 学校の統合後に新築又は増築を行なう場合 新築又は増築を行なう年度の五月一日（統合が五月二日以降翌年の三月三十一日までの間に行なわれた場合には、その統合が行なわれた日の属する年度に限り文部大臣の定める日）

- 第五条に次の一項を加える。

4 第三条第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の寄宿舎の改築に係る工事費は、次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当たりの基準面積に改築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数を乗じて得た面積

二 改築を行なう年度の五月一日における保有面積

- 第五条の二の見出し中「小学校及び中学校の寄宿舎並びに」を削り、同条第一項中「建物」を「建物のうち校舎及び屋内運動場」に、「屋内運動場又は寄宿舎」を「又は屋内運動場」に改め、「児童又は生徒一人当たりの基準面積に」を削り、「児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数）を乗じて得た面積」を「学級数に応ずる必要面積」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条第一項第五号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行なう年度の五月一日において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

- 第五条の二に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は盲学校及び聾学校の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定はこれらの学校の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「おける当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「おいて当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒」と読み替えるものとする。

- 第六条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項から第三項まで（前条第三項において第五条第三項の規定を準用する場合を含む。）又は前条第一項」に、「又は中学校」を「、中学校、盲学校又は聾学校」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第五条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、小学校、中学校、盲学校又は聾学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、小学校若しくは中学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数、盲学校若しくは聾学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

- 第八条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第五条の二第一項」に改め、同条第二項中「第五条第三項」の下に「（第五条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第二号」を「第五条第三項第二号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「当り」を「当たり」に改め、同項を同条第三項とする。

昭和48年6月28日 法律第39号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第三次改正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第一号中「小学校」の下に「及び中学校」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「公立の」の下に「小学校及び」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第二項中「及び第二号」を削り、「同項第六号」を「同項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改める。
- 第五条第一項中「第三条第一項第一号から第四号まで」を「第三条第一項第一号及び第二号」に改め、同条第二項中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条第三項及び第四項中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第五号」に改める。
- 第五条の二第一項及び第二項中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第三号」に改める。

- 第八条第三項中「鉄筋コンクリート造」の下に「以外の構造」を加える。
- 附則中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

(児童生徒急増地域に係る国の負担割合の特例)

3 児童又は生徒が急増している地域として政令で定めるところにより文部大臣が指定する地域にある公立の小学校又は中学校の校舎の新築又は増築に要する経費についての国の負担割合は、昭和四十八年度から昭和五十二年度までの各年度においては、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、三分の二とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十七年度以前の予算に係る国庫負担金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十八年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。）については、なお従前の例による。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

昭和53年3月31日 法律第13号 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第四次改正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十二年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

昭和58年3月31日 法律第20号 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第五次改正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十七年度」を「昭和六十二年度」に改め、「三分の二」の下に「（政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四）」を加える。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 昭和五十七年度以前の予算に係る国庫負担金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十八年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。）については、なお従前の例による。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

**昭和60年5月18日 法律第37号
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（第18条）**

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十八条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「七分の四」を「七分の四とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和六十年年度にあつては、十分の六」に改める。

**昭和61年5月8日 法律第46号
国の補助金等の臨時特例等に関する法律（第15条）**

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度にあつては、十分の五・五」に改める。

**昭和63年5月6日 法律第28号
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（第六次改正）**

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十二年度まで」を「昭和六十七年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年度に係る規定は、昭和六十三年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

3 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年まで」に、「及び昭和六十二年」を「から昭和六十三年までの各年度」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

4 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

- 附則第六項中「第一号に掲げるものについては昭和六十年及び昭和三十九年から昭和六十三年までの各年度の特例に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年及び昭和三十九年から昭和六十一年及び昭和三十九年」を「第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十年及び昭和三十九年から昭和六十三年までの各年度」に改める。
- 附則第七項中「及び昭和三十九年」を「から昭和六十三年までの各年度」に、「昭和三十九年まで」を「昭和六十三年まで」に改める。

(内閣総理大臣臨時代理・大蔵・文部・自治大臣署名)

**平成元年4月10日 法律第22号
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（第15条）**

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和三十七年」を「平成四年度」に、「昭和三十九年」を「平成二年度」に改める。

**平成3年3月30日 法律第15号
国の補助金等の臨時特例等に関する法律（第14条）**

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二年度」を「平成四年度」に改める。

**平成5年3月31日 法律第8号
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（第14条・附則4項）**

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第三項中「、昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては」を削り、「かかわらず、」を「かかわらず、昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては」に、「とする」を「とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五とする」に改める。

附 則

(国の補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

4 国の補助金等の臨時特例等に関する法律（平成三年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

- 第三十四条中「から平成五年度までの各年度」を「及び平成四年度」に改める。
- 附則第二項中「平成三年度から平成五年度までの各年度の特例に係る規定、」を削り、「、平成三年度から平成五年度までの各年度」を「、平成三年度及び平成四年度」に改め、「平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては平成三年度及び平成四年度とし、」を削り、「並びに平成三年度から平成五年度までの各年度」を「並びに平成三年度及び平成四年度」に、「平成六年度」を「平成五年度」に改め、「平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては平成五年度とし、」を削り、「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「並びに平成三年度及び平成四年度」に改める。

平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律（第6条）

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第六条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「及び中学校」を「、中学校、中等教育学校の前期課程」に改める。
- 第三条第一項第一号中「中学校」の下に「（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 公立の中学校で学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

- 第五条の二第三項中「前条第三項」を「第五条第三項」に、「同条第四項第一号」を「同項第一号」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(中等教育学校等の建物の工事費の算定方法)

第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築

を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度（以下この条において「設置等年度」という。）の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部大臣の定める日）における当該中等教育学校等の学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置等年度の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部大臣の定める日）において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

3 前条第三項の規定は中等教育学校等の校舎及び屋内運動場の改築に係る工事費の算定方法について、同条第四項の規定は中等教育学校等の寄宿舎の改築に係る工事費の算定方法について準用する。この場合において、同項第一号中「おける当該学校の児童又は生徒のうち当該改築後の寄宿舎に収容する児童又は生徒」とあるのは、「おいて当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒」と読み替えるものとする。

- 第六条第一項中「第三項まで（）」の下に「第五条の二第三項又は」を、「含む。）」の下に「、第五条の二第一項」を、「必要面積は、当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を、「中学校」の下に「、中等教育学校等」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第五条第四項（）」の下に「第五条の二第三項又は」を、「含む。）」の下に「、第五条の二第二項」を、「、中学校」の下に「、中等教育学校等」を加え、「行なう」を「行う」に、「若しくは中学校にあつてはこれらの学校」を「、中学校若しくは中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」に改め、「当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。
- 第七条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「又は第五条の二」を「、第五条の二又は第五条の三」に、「当り」を「当たり」に、「行なおう」を「行おう」に改める。
- 第八条第一項中「又は第五条の二第一項」を「、第五条の二第一項又は第五条の三第一項」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に改め、「当該学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同条第二項中「第五条の二第三項」の下に「又は第五条の三第三項」を加え、「こえる」を「超える」に、「きわめて」を「極めて」に、「行なう」を「行う」に、「、同項第一号」を「、同号」に改め、同条第三項中「又は第五条の二」を「、第五条の二又は第五条の三」に、「行なう」を「行う」に改める。

平成11年7月16日 法律第87号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第141条）

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第百四十一条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「文部大臣の委任に基づいてこの法律」を「第三条第一項の負担」に、「行なう」を「行う」に改める。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第548条）**

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第五百四十八条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

**平成14年2月8日 法律第1号
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第26条）**

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第二十六条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十七項とし、附則第四項から第八項までを八項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の見出し及び八項を加える。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について負担する建物の新築、増築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和三十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第九項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、前項の規定、学校給食法（昭和三十九年法律第六十号）附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一号）附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校の施設の整備（離島振興法（昭和三十八年法律第七十二号）第九条第四項の規定により国がその費用について補助する同項第二号に規定する施設の設置、へき地教育振興法（昭和三十九年法律第四十三号）第六条第一項の規定により国がその経費について補助する同法第三条第三号に規定する施設の設置、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十五条第二

項の規定により国がその経費について補助する同項第一号に規定する寄宿舎の新築又は増築及び活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三条の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 国が附則第四項の規定により無利子貸付金を貸し付ける場合においては、第十条中「第三条第一項の負担」とあるのは、「附則第四項の貸付け」として、同条の規定を適用する。

7 附則第四項及び第五項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である建物の新築、増築又は改築に係る第三条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公立の義務教育諸学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

**義務教育諸学校における
教育の政治的中立の
確保に関する臨時措置法**

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の沿革

昭和29年6月3日 法律第157号

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に基き、義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校、ろう学校又は養護学校の校長とする。））、教諭、助教諭又は講師をいう。

(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

(罰則)

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(処罰の請求)

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。

一 国立の義務教育諸学校にあつては、当該学校が附属して設置される国立大学（当該学校が国立大学の学部附属して設置される場合には、当該国立大学）の学長

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が、特別区である場合には都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所管するその執行機関）

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手續は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行し、当分の間、その効力を有する。

(法務・文部・内閣総理大臣署名)

昭和31年6月30日 法律第163号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第16条）

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「当該地方公共団体が、」を「当該地方公共団体が」に改め、「、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所轄するその執行機関」を削る。

昭和49年6月1日 法律第70号

学校教育法の一部を改正する法律（附則6条）

附 則

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、校長」の下に「若しくは教頭」を、「の校長」の下に「又は教頭」を加え、「、教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

平成10年5月8日 法律第54号

地方自治法等の一部を改正する法律（第9条）

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第九条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「（当該地方公共団体が特別区である場合には都の教育委員会）」を削る。

平成10年6月12日 法律第101号

学校教育法等の一部を改正する法律（附則29条）

附 則

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第二十九条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、「ろう学校」を「聾学校」に改め、同条第二項中「教頭（）」の下に「中等教育学校の前期課程又は」を加え、「ろう学校又は」を「聾学校若しくは」に、「小学部又は」を「小学部若しくは」に改め、「あつては、」の下に「当該課程の属する中等教育学校又は」を加える。

平成15年7月16日 法律第117号
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第19条）

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十九条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、「を待つて論ずる」を「がなければ公訴を提起することができない」に改め、同項第一号中「国立の」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される」に改め、「学校が附属して設置される」及び「（当該学校が国立大学の学部附属して設置される場合には、当該国立大学）」を削る。

義務教育諸学校の
教科用図書は無償措置に
関する法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の沿革

昭和38年12月21日 法律第182号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 無償給付及び給与（第三条—第九条）

第三章 採択（第十条—第十七条）

第四章 発行（第十八条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もって義務教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項（同法第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）及び第一百七条に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校（国立の義務教育諸学校を除く。）の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第四条 文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入す

る旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

3 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前二項の規定にかかわらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(都に関する特例)

第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 4 前三項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行なわなければならない。ただし、学校教育法第一百七七条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(特別区に関する特例)

第十五条 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、特別区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 2 第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替えるものとする。
- 3 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、第一項の採択地区ごとに、当該

採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

4 第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用する。

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域を合わせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行

(発行者の指定)

第十八条 文部大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法第七條に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八條若しくは第二百三十三條の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 前項の指定を受けようとする者は、文部省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第十九条 文部大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

- 一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

(報告及び資料の提出)

第二十条 文部大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(発行の指示の取消し)

第二十一条 文部大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

(臨時措置法との関係)

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章 罰則

第二十三条 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和三十九年三月三十一日、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

(適用除外)

2 昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

(経過規定)

3 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

5 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第一項中「目録」の下に「（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」を加える。
- 第七条第一項中「私立の学校の長は、」の下に「採択した」を加える。
- 第九条に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律「（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

(文部省設置法の一部改正)

7 文部省設置法（昭和三十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書の発行者の指定を行なうこと。

十二の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行なうこと。

- 第八条中第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定に関すること。

十三の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に関すること。

● 第二十七条第一項の表中

教科用 図書検 定調査 審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。	
「臨時義 務教育 教科用 図書無 償制度 調査会	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）に基づき文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議すること。	」

を

「教科用図書検 定調査審議会	検定申請の教科用図書を調査し、及び教科用図書に関する重要事項を調査審議すること。	」
-------------------	--	---

に改める。

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

8 文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の次に次の一号を加える。

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十九条の規定により文部大臣が教科用図書発行者の規定を取り消したとき。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」を「第二号から第六号まで」に改める。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

10 当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

11 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。
- 第二条各号列記以外の部分中「、同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費」を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費、」を削る。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

12 当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

**平成10年5月8日 法律第54号
地方自治法等の一部を改正する法律（第11条）**

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

- 第三条中「から第十六条まで」を「、第十四条及び第十六条」に改める。
- 第八条を次のように改める。

第八条 削除

- 第十条中「、市町村」を「、市（特別区を含む。以下同じ。）町村」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。
- 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（附則37条）

附 則

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第三十七条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「第四十条」の下に「、第五十一条の九第一項」を加える。
- 第十三条第四項中「前三項」を「前各項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公立の中学校で学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

- 第十五条第四項及び第十六条第三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項及び第五項」に改める。

平成11年7月16日 法律第87号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（附則210条）

附 則

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第二百十条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（市町村の組合を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

平成11年8月18日 法律第136号
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（附則6条）

附 則

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第六条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「第二百三十三条の罪」の下に「若しくは組織的な犯罪の

処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第七号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪」を加える。

平成11年12月8日 法律第151号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第11条）

（恩給法等の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

六 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第一号ホ

平成11年12月22日 法律第160号

中央省庁等改革関係法施行法（第556条）

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第五百五十六条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

平成12年11月29日 法律第130号

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（附則3項）

附 則

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」を「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に、「罪を」を「罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を」に改める。

平成15年7月16日 法律第117号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第28条）

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第二十八条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

- 第三条中「、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き」及び「（国立の義務教育諸学校を除く。）」を削る。
- 第五条第一項中「公立及び私立の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第十条中「並びに国立及び私立の義務教育諸学校」を「及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）」に改める。

義務教育費国庫負担法

義務教育費国庫負担法の沿革

昭和27年8月8日 法律第303号
義務教育費国庫負担法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

(教職員給与費の国庫負担)

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）の義務教育に要する経費のうち、市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（以下「教職員給与費」という。）並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給与費について、その実支出額の二分の一を負担する。但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

(教材費の国庫負担)

第三条 国は、毎年度、義務教育の教材に要する経費の一部を負担する。

2 前項の教材費は、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒の数を基礎として算出するものとし、義務教育諸学校の種類ごとの児童又は生徒一人当りの教材費の国の負担額その他その配分に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 義務教育に従事する職員及び義務教育の教材に要する経費

(内閣総理・大蔵・文部大臣署名)

昭和28年8月8日 法律第186号
理科教育振興法（附則5項）

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

5 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経費」の下に「（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）」を加える。

**昭和31年3月30日 法律第42号
義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律（第一次改正）**

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（教職員給与等の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校及び中学校並びに盲学校及び学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

- 一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費（以下「教職員給与」という。）
- 二 都道府県立の盲学校及び学校に係る教職員給与費
- 三 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で義務教育諸学校の職員に係るものに要する経費

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育費国庫負担法第二条第三号に掲げる経費については、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、又は退職中死亡した者に係る恩給から適用する。

2 恩給法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十項中「同法第六十二条」を「同法第十八条については、同条の規定中第三項を除いた部分とし、同法第六十二条」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

**昭和33年5月6日 法律第136号
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（第1条）**

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(教材費の国庫負担)

第三条 国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する義務教育諸学校における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒（盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒）の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

**昭和37年9月8日 法律第152号
地方公務員共済組合法（附則58条）**

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第五十八条 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

**昭和37年9月8日 法律第153号
地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（第147条）**

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第四百七条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百三十六条第一項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

**昭和39年7月6日 法律第152号
地方公務員共済組合法の一部を改正する法律（附則20条）**

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第二十条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正す

る。

- 第二条第四号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。
- 附則第二項中「地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改める。

**昭和42年8月1日 法律第121号
地方公務員災害補償法（附則15条）**

附 則

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち、補償に要する費用に係る部分に要する経費

**昭和45年5月26日 法律第101号
昭和42年度、昭和43年度及び昭和44年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（附則6条）**

附 則

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第六条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第百三十六条第一項」を「第三条の五及び第百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）第三条及び附則第十条」に改める。

**昭和46年5月27日 法律第73号
児童手当法（附則5条）**

附 則

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費

**昭和47年6月16日 法律第70号
理科教育振興法の一部を改正する法律（附則2項）**

附 則

2 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

**昭和47年6月22日 法律第81号
昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（附則10条）**

附 則

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第十四条の二第二項の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

**昭和49年6月22日 法律第90号
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（附則15項）**

附 則

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

15 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条中「以下「義務教育諸学校」という」を「学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という」に改める。

**昭和49年6月25日 法律第95号
昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（附則19条）**

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十九条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三条」を「第七条」に改める。

昭和50年11月20日 法律第80号

昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（附則10条）

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七条」を「第十条」に改める。

昭和51年6月3日 法律第53号

昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（附則13条）

附 則

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十条」を「第十二条」に改める。

昭和60年5月18日 法律第37号

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（第15条）

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「その他の給与」の下に「（旅費を除く。）」を加える。
- 第三条を削る。

昭和60年12月27日 法律第108号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則（第136条）

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第百三十六条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第四号中「第百十三條第二項」の下に「及び第三項」を加える。
- 附則第二項中「第百三十六條第一項並びに」を「第九十六條第一項、」に改め、「附則第十條」の下に「並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三條及び附則第百二十條」を加える。

**昭和61年5月8日 法律第46号
国の補助金等の臨時特例等に関する法律（第13条）**

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 第二条第一号から第四号までに掲げる経費（第一号及び第二号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。）及び前二項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条（前二項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

**平成元年4月10日 法律第22号
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（第13条）**

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十三条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
- 附則に次の二項を加える。

5 第二条第一号及び第二号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第二項に規定する経費（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の五及び第九十六條第一項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第百二十條第一号の規定により都道府県が負担する経費（次項において「追加費用に要する経費」という。）に限る。）及び附則第三項に規定する経費に対する平成元年度及び平成二年度における国の負担の割合については、第二条（附則第二項及び第三項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

6 第二条第三号に掲げる経費及び附則第二項に規定する経費（追加費用に要する経費を除く。）に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条（同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

**平成3年3月30日 法律第15号
国の補助金等の臨時特例等に関する法律（第12条）**

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十二条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び平成二年度」を「から平成五年度までの各年度」に改める。

**平成4年3月31日 法律第20号
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律
（第1・3条）**

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第二百二十条第一号」を「附則第二百二十条第一項第一号」に改め、「平成元年度から平成五年度までの各年度における」を削り、「割合については」を「割合は」に、「中「二分の一」とあるのは、「三分の一）」を「の規定にかかわらず、平成元年度から平成三年度までの各年度においては三分の一とし、平成四年度においては九分の二とし、平成五年度においては九分の一」に改める。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第三条 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。
- 附則第二項中「、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）第三条の五及び第九十六条第一項」を削り、「附則第二百二十条」の下に「（第一項第一号を除く。）」を加える。
- 附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

**平成5年3月31日 法律第8号
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律（第12条・附則6項）**

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第十二条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正す

る。

- 第二条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。
- 附則第二項中「、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条の五及び第九十六条第一項」を削り、「附則第二百二十条」の下に「（第一項第一号を除く。）」を加える。
- 附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。
- 附則第五項中「とし、平成五年度においては九分の一」を削り、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附 則

（義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

6 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

- 第三条及び第四条を削る。
- 附則第一項中「この法律中第一条及び第二条並びに次項の規定は」を「この法律は、」に改め、「、第三条及び第四条並びに附則第三項及び第四項の規定は平成六年四月一日から」を削る。
- 附則第二項の見出し中「及び平成五年度」を削り、同項中「（以下この項において「改正後の負担法」という。）」及び「（以下この項において「改正後の特別措置法」という。）」を削り、「平成四年度の予算」を「、平成四年度の予算」に改め、「、改正後の負担法附則第五項及び改正後の特別措置法附則第十一項の規定中平成五年度の特例に係る部分は平成五年度の予算に係る国の負担（平成四年度以前の年度に係る経費について平成五年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）及び平成五年度に係る経費につき平成六年度以降の年度に支出される国の負担についてそれぞれ」を削る。
- 附則第三項及び第四項を削る。

<p>平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律（第5条）</p>

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び中学校」を「、中学校、中等教育学校の前期課程」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「都道府県立の」の下に「中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、」を加える。

平成13年3月31日 法律第22号

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第4条）

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第四条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教職員給与費等」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費等」に改め、同条第一号中「除く。）」の下に「及び報酬等」を加え、「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第二号中「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

平成15年3月31日 法律第12号

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律（第1条）

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。
- 附則中第二項から第五項までを削り、第一項の項番号を削る。

教育公務員特例法

教育公務員特例法の沿革

昭和24年1月12日 法律第1号
教育公務員特例法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 任免、分限、懲戒及び服務（第四条—第十八条）

第一節 大学の学長、教員及び部局長（第四条—第十二条）

第二節 大学以外の学校の校長及び教員（第十三条—第十五条）

第三節 教育長及び専門的教育職員（第十六条—第十八条）

第三章 研修（第十九条・第二十条）

第四章 雑則（第二十一条・第二十二条）

附則（第二十三条—第三十四条）

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

（定義）

第二条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校で、同法第二条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者（教育長を除く。以下同じ。）をいう。

（身分）

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(転任)

第五条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに当つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(降任及び免職)

第六条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八条 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九条 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第二百五条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十二条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三条 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長（選考権者という。この条中以下同じ。）が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許状を有する者で、採用を願い出た者について、免許状の種類に応じ、国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に関し必要な事項は、国立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府県の教育委員会規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに当つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

(休職の期間及び効果)

第十四条 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(任命権者)

第十五条 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに対しいぢるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、国家公務員法第八十九条から第九十二条第二項までの規定を準用する。但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替えるものとする。

第三節 教育長及び専門的教育職員

(採用及び昇任の方法)

第十六条 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会、専門的教育職員については、当該教育委員会の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に応じ、都道府県の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の退職)

第十七条 教育長は、教育委員会の承認を得て、任期中退職することができる。

(任命権者)

第十八条 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員会に属する。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修

(研修)

第十九条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会（所轄庁という。以下同じ。）は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄庁の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雑則

(他の職務の従事)

第二十一条 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄庁において教育に関する他の職務に従事することが本務の遂行に支障がないと認める場合のほかは、給与を受け、又は受けしないで他の職務に従事してはならない。

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第二十二条 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第二十三条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、国家公務員法の規定に矛盾し、又はてい触すると認められるに至った場合は、国家公務員法の規定が優先する。

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四条 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の大学の学長（数個の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ。）、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の国立又は公立の学校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八条第一項に規定する国立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

(大学管理機関等の読替)

第二十五条 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替えるものとする。

一 第四条第一項については、学長にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会という。以下同じ。）」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四条第二項中学長の選考に関する部分、第七条、第八条第一項、第十一条及び第十二条第二項については、「協議会の議に基き学長」

三 第四条第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

四 第五条、第六条及び第九条については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八条第二項については、「評議会の議に基き学長」

六 第十条については、「学長」

七 第十二条第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

八 第十九条第二項については、「文部大臣」

2 第十条中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

(従前の規定による休職者等の取扱)

第二十六条 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、第七条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七条 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四条第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

(公立大学の学長等の懲戒)

第二十八条 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九条の規定を準用する。

(専門的教育職員の免許状の経過措置)

第二十九条 第二条第四項に規定する専門的教育職員の免許状を有することを必要とする者については、別に教育職員の免許に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

(この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱)

第三十条 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

第三十一条 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相当する職についたものとする。

(恩給法の準用)

第三十二条 この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

(公立学校の学長等に関する特別規定)

第三十三条 この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律の特別の定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、特別の定をすることができる。

(他の法律の改廃)

第三十四条 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九十五条を削る。

(内閣総理・文部大臣署名)

**昭和24年5月31日 法律第148号
教育職員免許法施行法（第12条）**

第十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改める。

- 第二条第四項中「免許状」を「教育職員の免許状」に改める。
- 第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

**昭和25年5月16日 法律第184号
恩給法等の一部を改正する法律（第8条）**

第八条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条中「公務員」を「公務員又は準公務員」に改め、「引き続き公立の学校の職員となつた場合」の下に「（その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九条に規定する公務員若しくは準公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む。）」を加え、「教育職員」を「教育職員又は準教育職員」に

改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

- 一 公立の大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師又は助手
- 二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭
- 三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭
- 四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師
- 五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する準教育職員とみなす。

昭和26年6月16日 法律第241号 教育公務員特例法の一部を改正する法律（第一次改正）

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「雑則（第二十一条・第二十二条）」を「雑則（第二十一条—第二十二条）」に、「附則（第二十三条—第三十四条）」を「附則（第二十三条—第三十三条）」に改める。

- 第二条第四項を次のように改める。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

- 第五条第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に関し必要な事項は、大学管理機関が定める。

- 第九条第一項中「国立大学の」を削る。

- 第十一条に次の一項を加える。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十条の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第三十一条から第三十八条まで及び第五十二条に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

- 第十四条第一項に次の但書を加える。

但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

- 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

- 第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長及び指導主事については、それぞれの免許状を有する者で採用を願い出たものについて、社会教育主事については、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に定める必要な資格を有する者で採用を願い出たものについて、それぞれ都道府県の教育委員会が作成する。

- 第十七条の見出しを「（教育長の退職等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長については、地方公務員法第二十二条（条件附任用及び臨時的任用）の規定は適用しない。

- 第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

- 第二十一条を次のように改める。

（兼職及び他の事業等の従事）

第二十一条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第一百条第一項の規定に基く人事院規則又は同法第四百条の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（公立学校の教育公務員の職階制）

第二十一条の二 職階制は、国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。

（教育長の給与等）

第二十一条の三 教育長については、地方公務員法第二十三条から第二十五条まで（職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

- 第二十二条中「職務を行う者」の下に「、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第十三条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者」を加える。
- 第二十三条第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。
- 第二十五条第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（分限、懲戒及び服務）

第二十五条の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この条及び第二十五条の三において同じ。）の職員の分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条又は第三十八条に規定する条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十八条に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものとされている事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

（不利益処分に関する審査機関）

第二十五条の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に対する不利益処分に関する審査については、地方公務員法第四十九条第四項及び第五十条に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一条の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされている事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

（給与、勤務時間その他の勤務条件）

第二十五条の四 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一条に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれているときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならない。

第二十五条の五 公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。

（職員団体）

第二十五条の六 地方公務員法第五十二条第一項又は第二項の規定に基く都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員の職員団体は、当分の間、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するため、これらの職員団体の間で連合体を結成し、又はこれらの職員団体の間で結成された職員団体の連合体に加入することができる。

2 地方公務員法第五十三条から第五十五条までの規定の適用については、前項の職員団体の連合体は、同法第五十二条第二項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

3 地方公務員法第五十二条第五項及び第五十六条の規定の適用については、第一項の職員団体の連合体は、同法第五十二条第二項の規定に基く職員団体とみなす。

- 第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

第二十八条及び第二十九条 削除

- 第三十三条を次のように改める。

(教育委員会の置かれていない市町村の社会教育主事に関する規定の読替)

第三十三条 教育委員会の置かれていない市（特別区を含む。以下同じ。）町村の社会教育主事については、第十六条第一項及び第四項並びに第十九条第二項中「当該教育委員会の教育長」又は「当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と読み替えるものとする。

- 第三十四条を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十一条の三、第二十三条第二項、第二十五条の四及び第二十五条の五の改正規定は、昭和二十六年二月十三日から適用する。

2 改正後の教育公務員特例法第五条第三項から第五項まで（同法第六条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第五条第三項（同法第六条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求をすることができる期間は、大学管理機関から説明書を受領した後三十日以内とする。

3 地方公務員法第四十九条から第五十一条までの規定施行の際既に改正前の教育公務員特例法第十五条第三項（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九条から第五十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、昭和二十七年五月十日までの間、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することができる。

5 前項の職員団体は、昭和二十七年五月十日まで存続することができる。

6 第四項の職員団体については、昭和二十七年五月十日までの間、これを地方公務員法第五十二条第一項の規定に基く都道府県の設置する学校の職員の職員団体とみなして、改正後の教育公務員特例法第二十五条の六第一項の規定を適用する。

7 地方公務員法第五十三条から第五十五条までの規定の適用については、第四項の職員団体は、同法第五十二条第一項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

8 地方公務員法第五十二条第五項及び第五十六条の規定の適用については、第四項の職員団体は、同法第五十二条第一項の規定に基く職員団体とみなす。

(内閣総理・文部大臣署名)

**昭和26年12月24日 法律第318号
文化財保護法の一部を改正する法律（附則3項）**

附 則

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「研究所」を「文化財研究所」に改める。

**昭和29年5月29日 法律第131号
文化財保護法の一部を改正する法律（附則8項）**

附 則

8 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十三条」を「第十四条」に、「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

**昭和29年6月3日 法律第156号
教育公務員特例法の一部を改正する法律（第2次改正）**

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十一条第二項中「同法第三十一条から第三十八条まで及び第五十二条」を「第二十一条の三第一項並びに地方公務員法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第五十二条」に改める。
- 第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第二十一条の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
 - 第二十九条第一項第一号中「この法律」を「この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律」に改める。
 - 第三十六条第二項但書中「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。以下同じ。）に勤務する職員以外の職員は、」及び「公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域（当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域）外において、」を削る。
 - 第五十七条中「公立学校」を「公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）」に、「学校教育法に」を「同法に」に改める。

（内閣総理・法務・文部大臣署名）

昭和29年6月3日 法律第159号

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 （第3条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条第二項を次のように改める。
 - 2 前項の採用志願者名簿は、校長については、法律に定める必要な資格を有する者で採用を願い出たものについて、教員については、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教員の免許状を有する者で採用を願い出たものについて、国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。
- 第十三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。
 - 3 校長の資格は、教育職員免許法による教諭の一級普通免許状（以下「教諭一級普通免許状」という。）を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職その他の文部省令で定める教育に関する職にあつたこととする。
- 第十六条第二項中「それぞれの免許状を有する者」を「それぞれ法律に定める必要な

資格を有する者」に、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 教育長の資格は、左の各号の一に該当するものとする。

一 学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に関する職にあつたこと。

二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事（教諭一級普通免許状を有する者に限る。）その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。

三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。

四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に関する職にあつたこと。

4 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に関する職にあつたこととする。

**昭和29年6月14日 法律第181号
教育公務員特例法の一部を改正する法律（第3次改正）**

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（条件附任用）

第十三条の二 公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の校長又は教員で地方公務員法第二十二条第一項の規定により正式任用になっている者が、引き続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同条同項の規定は適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育公務員特例法第十三条の二に規定する者が、この法律施行前、引き続き同一都道府県内の公立学校（大学を除く。以下同じ。）の校長又は教員に任用された場合（その者が更に引き続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合を含む。）において、その任用がこの法律施行の際現に条件附のものであるときは、その任用は、この法律施行の日に正式のものとなるものとする。

（内閣総理・文部大臣署名）

昭和30年8月5日 法律第125号

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（附則4項）

附 則

- 4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「（臨時的任用を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

昭和31年6月14日 法律第152号

公立養護学校整備特別措置法（附則6項）

附 則

- 6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二十五条の四第一項中「職員」の下に「並びに公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条第一項に規定する教職員」を加える。
- 第二十五条の五に次の一項を加える。

2 公立養護学校整備特別措置法第四条第一項に規定する公立の養護学校の教職員の給与の種類及びその額は、当分の間、当該養護学校の存する都道府県内の公立の盲学校又は聾学校の教職員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。

昭和31年6月30日 法律第163号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第4条）

（教育公務員特例法の一部改正）

- 第四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条を次のように改める。

（採用及び昇任の方法）

第十三条 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長が行う。

2 文部大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができる。

- 第十三条の二中「公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十条に定める場合のほか、公立学校（大学を除く。以下この条において同じ。）」に改める。

- 第十六条を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

第十六条 教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。）の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

- 第十七条を次のように改める。

(教育長の給与等)

第十七条 教育長については、地方公務員法第二十二条から第二十五条まで（条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

- 第十九条第二項を次のように改める。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

- 第二十条第三項中「所轄庁」を「任命権者」に改める。
- 第二十一条第一項中「所轄庁」を「任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担職員については、市町村の教育委員会）」に改める。
- 第二十一条の四を削る。
- 附則第二十五条第一項第八号を削る。
- 附則第二十五条の四を次のように改める。

第二十五条の四 削除

- 附則第二十五条の七を削る。

昭和31年12月18日 法律第175号

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部を改正する法律（第1条）

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(旧恩給法における養護助教諭の取扱)

第三十二条の二 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二条第二項の助教諭には、養護助教諭が含まれていたものとする。

**昭和32年6月1日 法律第147号
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（附則4項）**

附 則

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四条第一項に規定する」を削る。

**昭和36年5月19日 法律第87号
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（附則3項）**

附 則

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「附則（第二十三条—第三十三条）」を「附則（第二十三条—第三十四条）」に改める。
- 附則第三十三条の次に次の一条を加える。

(国立工業教員養成所の職員に対するこの法律の準用)

第三十四条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、当分の間、政令で定めるところにより、この法律の規定を準用する。

**昭和36年6月17日 法律第145号
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第10条）**

(教育公務員特例法の一部改正)

第十条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。
- 附則第三十二条第二項第一号中「講師又は助手」を「講師若しくは助手又は公立の高

等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手」に改める。

**昭和40年3月31日 法律第16号
国立養護教諭養成所設置法（附則2項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「研究又は教育に従事する者」の下に「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を加える。

**昭和40年5月18日 法律第69号
国家公務員法の一部を改正する法律（附則13条）**

附 則

第十三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「人事院規則」を「命令」に改め、「人事院の」を削る。

**昭和40年5月18日 法律第71号
地方公務員法の一部を改正する法律（附則3条）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十一条第二項中「、第三十八条及び第五十二条」を「及び第三十八条」に改める。
- 第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（公立学校の職員の職員団体）

第二十一条の四 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処

分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

- 第二十五条の六を削る。

**昭和43年6月15日 法律第99号
行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律（第22条）**

（教育公務員特例法の一部改正）

第二十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十四条」の下に「及び第三十六条第一項」を加え、「並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十条に掲げる国立博物館及び国立文化財研究所」を削る。

**昭和44年6月9日 法律第40号
国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則7項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

7 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。
- 第三十四条を削る。

**昭和46年3月31日 法律第23号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則3項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「（日本芸術院を除く。）」の下に「並びに国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を加える。

昭和47年5月1日 法律第26号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則3項）

附 則

(教育公務員特例法の一部改正)

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九条第一項に規定する高エネルギー物理学研究所」を「第三章の二に規定する機関」に改める。

昭和48年9月29日 法律第103号
国立学校設置法等の一部を改正する法律（第5条）

(教育公務員特例法の一部改正)

第五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「大学の」の下に「副学長、」を加える。
- 第二十二条中「第三章の二に規定する」を「第九条の二第一項の表に掲げる」に改める。
- 第二十五条第一項各号を次のように改める。

一 第四条第一項については、学長にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会）の議に基づき学長」

二 第四条第二項、第七条、第八条、第十一条及び第十二条第二項については、「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）の議に基づき学長」

三 第五条、第六条及び第九条については、学長及び教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、部局長にあつては「学長」

四 第十条については、「学長」

五 第十二条第一項については、学長にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会）」、教員及び学部長にあつては「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会）の議に基づき学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

昭和49年6月1日 法律第70号
学校教育法の一部を改正する法律（附則3条）

附 則

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「助教授」の下に「、教頭」を、「養護教諭」の下に「、養護助教諭」を加える。

**昭和49年6月7日 法律第81号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則3項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に規定する」に改める。

**昭和50年7月11日 法律第59号
学校教育法の一部を改正する法律（附則5条）**

附 則

第五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改める。

**昭和51年5月25日 法律第25号
学校教育法の一部を改正する法律（附則3項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

3 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は一個の研究科を置く学校教育法第六十八条の二の大学」を加える。

**昭和52年5月2日 法律第29号
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律（附則6項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第三章の三に規定する機関の長及び」を「第三章の三及び第三章の四に規定する機関の長（同法第九条の四第二項に規定する研究所の長を含む。）並び

に」に、「もつばら」を「専ら」に改める。

**昭和55年3月31日 法律第14号
国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則7項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

7 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を削る。

**昭和56年4月14日 法律第23号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則6項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九条の四第二項に規定する」を「第九条の五第二項の表に掲げる」に改める。

**昭和58年12月2日 法律第78号
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（法律63条）**

（教育公務員特例法の一部改正）

第六十三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）第十四条及び第三十六条第一項に掲げる機関（日本芸術院を除く。）」を「文部省に置かれる研究施設、文化施設及び研修施設で政令で定めるもの」に、「同法第九条の五第二項の表に掲げる研究所」を「同法第三章の三に規定する機関に置かれる研究所で政令で定めるもの」に改める。

**昭和63年5月31日 法律第70号
教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（法律1条）**

（教育公務員特例法の一部改正）

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条—第二十条の二」に改める。
- 第二条第二項中「限る。」の下に「第二十条の二第三項を除き、」を加える。
- 第十三条の二中「公立学校（大学及び高等専門学校を除く。以下この条において同じ。）」を「公立の小学校等」に改め、「第二十二條第一項」の下に「（前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「公立学校の」を「公立の小学校等の」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る国家公務員法第五十九条第一項に規定する採用については、同項中「六月を下らない期間」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

- 第三章中第二十条の次に次の一条を加える。

（初任者研修）

第二十条の二 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者が定める初任者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

3 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次条第一項において同じ。）は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

- 第二十一条第一項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）」を削る。

**平成3年4月2日 法律第23号
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（附則6項）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

- 6 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二十二条中「及び第三章の四」を「から第三章の五まで」に改める。
- 第二十五条第一項第一号から第三号まで及び第五号中「第六十八条の二」を「第六十八条」に改める。

平成4年5月6日 法律第37号
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律（附則5項）

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

5 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

平成9年4月9日 法律第31号
教育公務員特例法の一部を改正する法律（第4次改正）

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を第二十一条の五とし、第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（国立大学及び国立高等専門学校の教員に関する国家公務員退職手当法の特例）

第二十一条の二 国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、国立大学の教員及び国立高等専門学校の教員が国以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の第二十一条の二の規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用する。

（内閣総理・文部大臣署名）

平成10年5月8日 法律第54号
地方自治法等の一部を改正する法律（第8条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第八条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項中「市町村」の下に「（特別区を含む。）」を加える。

平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（附則17条）

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

第十七条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

平成11年5月28日 法律第55号
学校教育法等の一部を改正する法律（第3条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

- 第四条第一項中「とし、その選考は、大学管理機関が行う」を「とする」に改め、同条第二項中「前項の選考は、学長については」を「学長の採用のための選考は」に、「すぐれ、且つ」を「優れ、かつ」に、「大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない」を「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う」に改め、同条に次の四項を加える。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定め

る基準により、教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。）の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができる。

- 第五条第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に、「当つては」を「当たつては」に改め、同条第三項及び第四項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に改め、同条第五項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。
- 第六条第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。
- 第七条及び第八条中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。
- 第九条第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。
- 第十条中「大学管理機関」を「学長」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
- 第十一条第一項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改め、同条第二項中「第二十一条の三第一項並びに地方公務員法」を「第二十一条の四第一項並びに同法」に、「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。
- 第十二条第一項中「大学管理機関」を「学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。
- 第二十二條中「（昭和二十四年法律第百五十号）」を削る。
- 第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

平成11年7月7日 法律第83号 国家公務員法等の一部を改正する法律（第10条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第十条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「常時勤務の者」の下に「及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者」を加える。
- 第八条の見出しを「（任期）」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(定年)

第八条の二 国立大学の教員に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「評議会の議に基づき学長が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 国立大学の教員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 国立大学の教員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第八条の三 公立大学の教員の定年については、評議会の議に基づき学長が定める。

- 第十一条第一項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

**平成11年7月16日 法律第87号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第128条）**

(教育公務員特例法の一部改正)

第二百二十八条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

**平成11年7月22日 法律第107号
地方公務員法等の一部を改正する法律（第7条）**

(教育公務員特例法の一部改正)

第七条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。
- 第八条の三を次のように改める。

第八条の三 公立大学の教員に対する地方公務員法第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初

の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 公立大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。

3 公立大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

- 第十一条第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

**平成11年8月13日 法律第129号
国家公務員倫理法（附則8条）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

第八条 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第百五条まで」の下に「又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）」を加える。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第513条）**

（教育公務員特例法の一部改正）

第五百十三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第二十二條中「文部省」を「文部科学省」に改める。

**平成11年12月22日 法律第166号
独立行政法人大学入試センター法（附則9条）**

附 則

（教育公務員特例法の一部改正）

第九条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「から第三章の六まで」を「、第三章の五及び第三章の六」に改める。

平成11年12月22日 法律第220号

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（第12条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第十二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に改める。
- 第二十一条の二第一項中「国以外の者が国」を「国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。））」に、「国の」を「国若しくは指定特定独立行政法人の」に改め、同条第二項中「以外の者」を「及び特定独立行政法人以外の者」に改める。
- 第二十二条中「、文化施設及び研修施設」を削り、本則中同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第四条第一項及び第五項、第七条、第八条の二第一項及び第二項、第十九条、第二十条並びに第二十一条の規定中国立大学の教員に関する部分の規定を準用する。この場合において、第四条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。）の議に基づき学長」とあり、並びに第七条及び第八条の二第一項中「評議会の議に基づき学長」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）については、前項に規定するもののほか、第二十一条の二の規定中国立大学の教員に関する部分の規定を準用する。

平成12年4月28日 法律第52号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（第1条）

（教育公務員特例法の一部改正）

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第四章 雑則（第二十一条—第二十二条の二）」を

第四章 大学院修学休業（第二十条の三—第二十条の六）
第五章 雑則（第二十一条—第二十二条の二）

に改める。

- 第二十条の二第三項中「次条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。
- 第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 大学院修学休業

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十条の三 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十条の五第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（教育職員免許法に規定する教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は養護教諭の一種免許状であつて、同法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされるものをいう。次号において同じ。）を有していること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状について、教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七に定める最低在職年数を満たしていること。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

（大学院修学休業の効果）

第二十条の四 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師は、国家公務員又は地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十条の五 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

(退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱い)

第二十条の六 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定の適用については、大学院修学休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

- 第二十一条の二第一項中「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を削る。

<p>平成14年6月12日 法律第63号 教育公務員特例法の一部を改正する法律（第5次改正）</p>
--

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の二」を「第二十条の四」に、「第二十条の三一第二十条の六」を「第二十条の五一第二十条の八」に改める。

第二条第二項中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項」に改める。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「教育委員会。」の下に「次条第二項及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四章中第二十条の六を第二十条の八とし、第二十条の五を第二十条の七とし、第二十条の四を第二十条の六とする。

第二十条の三第一項中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第三章中第二十条の二の次に次の二条を加える。

(十年経験者研修)

第二十条の三 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間（私立の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

第二十条の四 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(幼稚園の教諭等に対する研修の特例)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（次項において「教諭等」という。）に対する改正後の教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修（次項において「十年経験者研修」という。）は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

- 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項中「並びに第二十条の二第一項及び第二項」を「、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四」に改める。
- 附則第二十六条を附則第二十七条とし、附則第二十五条の次に次の一条を加える。

(中核市の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例)

第二十六条 中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十条の三第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十八条第二号
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六

平成15年7月16日 法律第117号
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第6条)

(教育公務員特例法の一部改正)

第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

- 目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 任免、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第三条—第十条)

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第十一条—第十四条)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十五条・第十六条)

第三章 服務(第十七条—第二十条)

第四章 研修(第二十一条—第二十五条)

第五章 大学院修学休業(第二十六条—第二十八条)

第六章 職員団体(第二十九条)

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例(第三十条—第三十六条)

附則

- 第一条中「基き」を「基づき」に改め、「任免」の下に「、給与」を加え、「研修」を「研修等」に改める。
- 第二条第一項中「」とは」の下に「、地方公務員のうち」を加え、「学校で、」を「学校であつて」に改め、「国立学校及び」を削り、同条第二項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「大学」の下に「(公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。)」を加え、同条第四項中「国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその」を「大学に置かれる会議であつて当該」に、「会議」を「もの」に改める。
- 第三条を削る。

- 「第二章 任免、分限、懲戒及び服務」を「第二章 任免、給与、分限及び懲戒」に改める。
- 第四条第五項中「（国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。）」を削り、第二章第一節中同条を第三条とする。
- 第五条を第四条とする。
- 第六条第二項中「第五条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第五条とする。
- 第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。
- 第八条の二の前の見出し及び同条を削る。
- 第八条の三中「公立大学」を「大学」に改め、同条を第八条とし、同条に見出しとして「（定年）」を付する。
- 第九条第二項中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改める。
- 第十一条及び第十二条を削る。
- 「第二節 大学以外の学校の校長及び教員」を「第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員」に改める。
- 第十三条第一項中「校長の」を「公立学校の校長の」に、「その大学」を「当該大学」に改め、「、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部科学大臣」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第十一条とする。
- 第十三条の二第一項を削り、同条第二項中「小学校等の教諭等」を「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
- 第十三条の二を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(校長及び教員の給与)

第十三条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると

認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

- 第十四条第一項本文中「校長」を「公立学校の校長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
- 第十五条を削る。
- 第二章第三節中第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を削る。
- 第三十三条を削り、第三十二条の二を第三十九条とし、第三十二条を第三十八条とし、第二十四条から第三十一条までを削り、第二十三条を第三十七条とする。
- 第二十二條及び第二十二條の二を削る。
- 第二十一条の五第三項を削り、本則中同条を第二十九条とする。
- 第二十一条から第二十一条の四までを削る。
- 第五章の章名を「職員団体」に改め、同章を第六章とする。
- 第二十条の八を削り、第四章中第二十条の七を第二十八条とする。
- 第二十条の六第一項中「国家公務員又は」を削り、同条を第二十七条とする。
- 第二十条の五第一項中「小学校等」を「公立の小学校等」に、「第二十条の七第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十六条とする。
- 第四章を第五章とする。
- 第三章中第二十条の四を第二十五条とする。
- 第二十条の三第一項中「小学校等の教諭等の」を「公立の小学校等の教諭等の」に、「小学校等の教諭等に」を「当該教諭等に」に、「私立」を「公立学校以外」に改め、同条を第二十四条とする。
- 第二十条の二第一項中「小学校等の教諭等の」を「公立の小学校等の教諭等の」に、「小学校等の教諭等（」を「当該教諭等（」に改め、同条第二項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）」を削り、同条を第二十三条とする。
- 第二十条を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。
- 第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 服務

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する

他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

（大学の学長、教員及び部局長の服務）

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に関し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

（勤務成績の評定）

第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

- 本則に次の一章を加える。

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例

（教員の職務に準ずる職務を行う者等に対するこの法律の準用）

第三十条 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の専修学校又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

（研究施設研究教育職員等に関する特例）

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）に対

する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。

2 研究施設研究教育職員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 研究施設研究教育職員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第一百五十五条まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条 前条に定める者は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員法第一百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第一百四十四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該

休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第二項中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

（独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用）

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二条の規定（これらの規定のうち、大学の教員に関する部分に限る。）並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一条第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）については、前項に規定するもののほか、第三十四条の規定を準用する。

**平成15年7月16日 法律第119号
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第33条）**

（教育公務員特例法の一部改正）

第三十三条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公立学校」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同

じ。)」を加える。

教育職員免許法

教育職員免許法の沿革

昭和24年5月31日 法律第147号

7. 教育職員免許法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 免許状（第四条—第九条）
- 第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条—第二十条）
- 第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（以下教員という。）並びにこれらの学校の校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）、教育委員会の教育長及び指導主事をいう。

2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立又は公立の学校の校長及び教員にあつてはその大学の管理機関、大学附置の学校以外の国立学校の校長及び教員にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校の校長及び教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の校長及び教員にあつては都道府県知事、教育長及び指導主事にあつては当該教育委員会をいう。

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。

3 盲学校、ろう学校及び養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、ろう学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二章 免許状

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、仮免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、左の通りとする。

- 一 小学校教諭免許状
- 二 中学校教諭免許状
- 三 高等学校教諭免許状
- 四 養護教諭免許状
- 五 盲学校教諭免許状
- 六 ろう学校教諭免許状
- 七 養護学校教諭免許状
- 八 幼稚園教諭免許状
- 九 校長免許状
- 十 教育長免許状
- 十一 指導主事免許状

3 普通免許状は、一級及び二級とする。

4 仮免許状は、左の通りとする。

- 一 小学校教諭仮免許状
- 二 中学校教諭仮免許状
- 三 高等学校教諭仮免許状
- 四 養護教諭仮免許状
- 五 盲学校教諭仮免許状
- 六 ろう学校教諭仮免許状
- 七 養護学校教諭仮免許状
- 八 幼稚園教諭仮免許状
- 九 校長仮免許状
- 十 教育長仮免許状
- 十一 指導主事仮免許状

5 臨時免許状は、左の通りとする。

- 一 小学校助教諭免許状
- 二 中学校助教諭免許状
- 三 高等学校助教諭免許状
- 四 養護助教諭免許状
- 五 盲学校助教諭免許状
- 六 ろう学校助教諭免許状
- 七 養護学校助教諭免許状
- 八 幼稚園助教諭免許状

6 中学校及び高等学校の教員の免許状は、左に掲げる各教科について授与するものとする。

- 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、保健、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業及び水産のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）
- 二 高等学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、家庭、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、職業指導及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）

(授与)

第五条 普通免許状及び仮免許状は、別表第一、第二若しくは第三に定める基礎資格を有し、且つ、大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、第二若しくは第三に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。但し、左の各号の一に該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁治産者及び準禁治産者
- 四 禁こ以上の刑に処せられた者
- 五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力

で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許状は、国立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事にあつては、都道府県の教育委員会、私立学校の校長及び教員にあつては都道府県知事（以下「授与権者」という。）が授与する。

3 臨時免許状は、普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者に、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則の定めるところにより、授与するものとする。

(教育職員検定)

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第九条第二項但書及び第十八条の場合を除くほか、別表第四、第五、第六又は第七の定めるところによつて行わなければならない。

(証明書の発行)

第七条 大学（学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校、文部大臣の指定する教員養成機関、並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）又は所轄庁は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

(授与の場合の公告等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地を原簿に記入するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の原簿は、その免許状を授与した授与権者において作製し、保存しなければならない。

(効力)

第九条 普通免許状は、すべての都道府県において効力を有する。

2 仮免許状は、その免許状を授与したときから五年間、すべての都道府県において効力を有する。但し、一回に限り、教育職員検定により、その有効期間を更新することができる。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから一年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

第三章 免許状の失効及び取上げ

(失効)

第十条 免許状を有する者が第五条第一項第三号、第四号又は第六号に該当するに至つたときは、免許状は、その効力を失う。

2 前項の規定により、免許状が失効したときは、学校又は教育委員会の所在する都道府県の授与権者（学校又は教育委員会に勤務していない者にあつては住所地の授与権者）

は、その免許状を返還させるものとする。

(取上げ)

第十一条 免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、授与権者（学校又は教育委員会に勤務していない者にあつては住所地の授与権者）は、第十二条に定める手続を経て、その免許状を取り上げることができる。但し、現に職にある者については、懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められるときに限る。

(審査)

第十二条 授与権者が免許状を有する者に対し、前条の規定により、免許状取上げの処分を行おうとするときは、あらかじめ、その者に対し、その処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2 授与権者は、前項の説明書を交付したときから三十日を経過した後でなければ、免許状取上げの処分を行つてはならない。

3 第一項の説明書の交付を受けた者は、前項の期間内に、授与権者に対し、審査の請求をすることができる。

4 授与権者は、前項の請求を受理したときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、審理を受ける者から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

5 審理を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護士を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他あらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

6 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、授与権者に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(失効等の場合の公告等)

第十三条 第十条第二項又は第十一条の授与権者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条の原簿に記入しなければならない。

(通知)

第十四条 教育職員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は第十一条に定める事由に該当すると認められたときは、所轄庁（都道府県の教育委員会又は都道府県知事を除く。）は、すみやかにその旨を学校又は教育委員会の所在する都道府県の授与権者に通知しなければならない。

第四章 雑則

(書換又は再交付)

第十五条 免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。

(手数料)

第十六条 免許状の授与、書換若しくは再交付又は教育職員検定を願い出る者は、手数料として、政令で定める金額を納入しなければならない。

2 前項の手数は、当該都道府県の収入とする。

(盲学校等の教員の特例)

第十七条 盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部において、特殊の教科の教授を担当する教員の免許状の授与については、第四条並びに第五条第一項本文及び同条第三項の規定にかかわらず、別に文部省令の定めるところによる。

2 前項の免許状は、第五条第一項但書第二号に掲げる者に対しても授与することができる。

(外国において授与された免許状を有する者等の特例)

第十八条 外国において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

(監督)

第十九条 文部大臣は、この法律又はこの法律施行のために発する法令の規定により、授与権者のなした処分が、これらの法令の規定に違反すると認める場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四百四十六条第一項から第七項まで、第十項、第十一項及び第十七項の例により、その行うべき事項を命令し、高等裁判所の裁判を請求し、又は当該授与権者に代つて当該事項を行うことができる。

(その他の事項)

第二十条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、国立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主事にあつては都道府県の教育委員会規則、私立学校の校長及び教員にあつては都道府県規則で定める。

第五章 罰則

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行つた者。

二 虚偽又は不正の事実に基いて、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者。

三 第七条の請求があつた場合に、虚偽又は不正の事実に基いて、証明書を発行した者。

第二十二條 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないのかかわらず、これを教育職員に任命し、若しくは雇用し、又は教育職員となつた者は、一万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

2 第二条第二項中「大学の管理機関」とあるのは、当分の間、大学附置の国立又は公立の学校の校長にあつては「大学の学長」、これらの学校の教員にあつては「校長の意見を聞き学長」と読み替えるものとする。

3 第五条の大学には、当分の間、学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校を含むものとする。

4 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、免許状を授与することができる。

5 第五条第一項第五号の「免許状取上げの処分」には、従前の規定による教員免許状の褫奪又は学校教育法施行規則第七條の二の規定による仮免許状取上げの処分を含むものとする。

別表第一

所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				
		一般 教養 科目	専門科目			
			教科に 関する もの	教職に 関する もの	特殊教育 に関する もの	
免許状の種類						
小学校又は幼稚園の教諭	一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	二四	二五	
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	一二	二〇	
	仮免許状	大学に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一五		一五	
	一級普			甲 三〇		

中学校教諭	通免許状	学士の称号を有すること。	三六	乙 一八	二〇	
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	甲 一五 乙 一〇	一五	
	仮免許状	大学に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一五		一五	
高等学校教諭	二級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	甲 三〇 乙 一八	二〇	
	仮免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	甲 一五 乙 一〇	一五	
盲学校ろう学校又は養護学校の教諭	一級普通免許状	教諭の普通免許状を有すること。				二〇
	二級普通免許状	右に同じ。				一〇

備考

一 「単位」は、大学（学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）において、学生（生徒及び受講者を含む。）が、科目について、その種類に応じ、左に掲げる基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。（別表第二から第七までの場合においても同様とする。）

イ 一時間の授業につき二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五時間の授業の課程

ロ 二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、三十時間の授業の課程

ハ 前二号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、四十五時間の授業の課程

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、それぞれ、大学の別科若しくは文部大臣の指定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教員養成機関又は文部大臣の指定する盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員養成機関を含

むものとする。

三 この表中「甲」とは、中学校の教諭にあつては社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては社会、理科、家庭、農業、工業、商業及び水産の各教科についての免許状の授与を受ける場合を、「乙」とは、中学校の教諭にあつては国語、数学、音楽、図画工作、保健体育、保健、職業指導及び外国語の、高等学校の教諭にあつては国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導及び外国語の各教科についての免許状の授与を受ける場合をいう。

別表第二

所要資格		基礎資格			大学における教職に関する科目についての最低修得単位数
		良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする職名及び在職年数		在職年数	
		職名			
免許状の種類					
校長	一級普通免許状	学士の称号を有し、又は教員の一級普通免許状の授与を受ける資格を有すること。	教育職員又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職	五	四五
	二級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	三	三〇
教育長	一級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	五	四五
	二級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	三	三〇
指導主事	一級普通免許状	教員の一級普通免許状の授与を受ける資格を有すること。	指導主事又は教員	七	三〇
	二級普通免許状	右に同じ。	教員	五	一五

備考

この表中校長及び教育長の免許状授与の所要資格中、教育職員又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職員としての在職年数には、校長の免許状の場合にあつては二年以上の、教育長の免許状の場合にあつては一年以上の教員としての在職年数を含むことを要する。但し、当分の間、教育長の免許状の場合には、教員としての在職年数を要しない。

別表第三

所要資格		基礎資格	文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数		
			一般教養科目	専門科目 養護に関するもの	教職に関するもの
免許状の種類					
養護教諭	一級普通免許状	イ 保健婦助産婦看護婦法（昭和三十二年法律第二百三号）による甲種看護婦の免許（以下甲種看護婦の免許という。）を有し、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	七	一四	九
		ロ 保健婦助産婦看護婦法による保健婦の免許を有すること。			
	二級普通免許状	イ 高等学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦の免許（以下乙種看護婦の免許という。）を有し、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	三	七	五
		ロ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定により、都道府県知事による保健婦の免許を有すること。			

別表第四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許状の種類	第二欄に掲げる「各免許状を有し、第一欄に掲げる」学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする在職年数	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校又	一級普通免許状	二級普通免許状	五
			四五

は幼稚園 の教諭	二級普通免許状	仮免許状	三	一五
	仮免許状	臨時免許状	三	三〇
中学校教 諭	一級普通免許状	二級普通免許状	五	四五
	二級普通免許状	仮免許状	三	一五
	仮免許状	臨時免許状	三	三〇
高等学校 教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	三	一〇
	二級普通免許状	仮免許状	五	四五
	仮免許状	臨時免許状	五	四五

備 考

一 実務の検定は、第三欄により、学力の検定は、第四欄によるものとする。（別表第六及び第七の場合においても同様とする。）

二 第四欄の各項に掲げる各単位数には、同欄の他の項の単位数を含まないものとする。（別表第五から第七までの場合においても同様とする。）

三 大学において単位修得の認定を受けることが困難な者については、文部大臣の認定する講習又は通信教育における単位の修得をもつて、大学における単位の修得の認定に替えることができる。（別表第五及び第七の場合においても同様とする。）

別表第五

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	基礎資格	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類		
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習、商業実習若しくは水産	一級普通免許状	次の項に掲げる二級普通免許状を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。 一五
	二級普通免許状	大学において第一欄に掲げる実業に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その実業に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。
		次の項に掲げる仮免許状を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。 一〇
	第一欄に掲げる実業に関する課程を修めて	

実習を担当する教諭	仮免許状	高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）を卒業し、三年以上その実業に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		中学校又は高等学校の第一欄に掲げるそれぞれの実習についての教員の臨時免許状を有し、三年以上中学校又は高等学校において第一欄に掲げるそれぞれの実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一〇

備考

一 実務の検定は、第二欄により、学力の検査は第三欄によるものとする。

二 この表の中学校の教諭の二級普通免許状授与のための基礎資格中、大学における修業年数に関しては、二年以内に限り、第一欄に掲げるそれぞれの実習に関する教員として、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数又は技術優秀と認められる実地の経験年数を通算してこれに替えることができる。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有し、養護教諭又は養護助教諭として、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする在職年数	文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数
受けようとする免許状の種類			
養護教諭	一級普通免許状	養護教諭の二級普通免許状を有すること。	三
	二級普通免許状	養護教諭の仮免許状を有すること。	三 (但し、次の項のロからニまでの場合に限る。)
	仮免許状	イ 甲種看護婦の免許を有すること。 ロ 旧中等学校令による高等女学校を卒業し、乙種看護婦の免許を有すること。 ハ 旧中等学校令による高等女学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法第五十一条又は第五十三条に該当するこ	二〇 一〇

	と。 ニ 乙種看護婦の免許を有し又は保健婦助産婦看護婦法第五十三条に該当し、養護助教諭免許状を有すること。	三	二〇
--	--	---	----

備考

乙種看護婦の免許を有する者については、第五条第一項第二号の規定を適用しない。

別表第七

第一欄		第二欄	第三欄		第四欄
所要資格		有することを必要とする免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を有し、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする職名及び在職年数		大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
			職名	在職年数	
受けようとする免許状の種類					
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭	一級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員	三	
	二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	右に同じ。	三	八
	仮免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状			
校長	一級普通免許状	校長の二級普通免許状	校長、指導主事、教育長又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職	三	八
	二級普通免許状	校長の仮免許状	右に同じ。	三	一五
	仮免許状	教育職員の一級普通免許状	教育職員	三	
	一級普通免許状	教育長の二級普通免許状	教育長、校長又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に関する職	三	八

教育長	二級普通免許状	教育長の仮免許状	右に同じ。	三	一五
	仮免許状	教員の一級普通免許状	教員	五	
		校長又は指導主事の普通免許状	校長又は指導主事		
			官公庁又は私立学校における教育事務に関する職	五	
指導主事	一級普通免許状	指導主事の二級普通免許状	指導主事又は教員	三	八
	二級普通免許状	指導主事の仮免許状	右に同じ。	三	八
	仮免許状	教員の一級普通免許状	教員	五	

備考

第三欄中「校長」には、大学の学長及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第三項（第二十四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する部局長を、「教員」には、同法第二条第二項（第二十四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する大学の教員を含むものとする。

（文部・内閣総理大臣署名）

昭和24年11月30日 法律第226号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（第3条）

第三条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

- 第四条第六項第二号中「水産実習、」の下に「商船、商船実習、」を加える。
- 別表第一備考三中「及び水産」を「、水産及び商船」に改める。
- 別表第五第一欄中「若しくは水産実習」を「、水産実習若しくは商船実習」に改める。

昭和25年5月23日 法律第199号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第一次改正）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第三項中「養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）」を「養護学校の教員（養護教諭及び養護助教諭並びに盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員を除く。）」に改める。
- 附則第五項の次に次の三項を加える。

6 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号。以下施行法という。）第一条又は第二条の規定により教員免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者が第六条第二項別表第四の規定によりそれぞれその上級の免許状を受けようとする場合には、同表第三欄に掲げる在職年数については、同表第二欄に掲げるそれぞれの教員免許状の授与を受けることのできる資格を得た後、同表第一欄に掲げる学校（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。）の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する在職年数を通算することができる。

7 施行法第一条又は第二条の規定により高等学校教諭二級普通免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者（第八項の表の第五号又は第六号の第一欄に掲げる資格を有する者を除く。）が、第六条第二項別表第四の規定により高等学校教諭一級普通免許状の授与を受けようとする場合には、同表第三欄中「三」を「五」に、同表第四欄中「一五」を「四五」と読み替えるものとする。

8 次の表の第一欄に掲げる資格を有する者で、施行法第一条又は第二条の規定によりそれぞれ同表第二欄に掲げる教員免許状を有するものとみなされ、又はその授与を受けた者が、それぞれその上級の免許状の授与を受けようとする場合の教育職員検定における学力及び実務の検定については、第六条第二項別表第四の規定にかかわらず次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによることができる。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	基礎資格	施行法第一条又は第二条の規定により有するものとみなされ、又はその授与を受けた教員免許状の種類	第一欄に掲げる基礎資格を得た後第二欄に掲げる学校（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校を含む。）の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする在職年数	大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数
一	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業した者 ロ 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専	幼稚園又は小学校の教員の仮免許状	一	一〇

	門学校」という。)のうち修業年限四年以上の学校を卒業した者			
二	イ 旧教員免許令(明治三十三年勅令第百三十四号)による高等学校高等科教員免許状又は高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者 ロ 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者	小学校の教員の仮免許状	一	一〇
三	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者 ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業した者	中学校の教員の二級普通免許状	三	一五
四	イ 旧大学令による学士の称号を有する者 ロ 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有する者	中学校の教員の二級普通免許状	一	一〇
五	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者 ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業した者	高等学校の教員の二級普通免許状	三	三〇
六	イ 旧大学令による学士の称号を有する者 ロ 旧学位令による学位を有する者	高等学校の教員の二級普通免許状	一	一五

- 別表第四の高等学校教諭の一級普通免許状の項の第四欄中「一〇」を「一五」に改める。
- 別表第六の養護教諭の仮免許状の項の第二欄ハ中「第五十一条又は」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 乙種看護婦の免許を有する者、保健婦助産婦看護婦法第五十一条又は第五十三条に該当する者については、第五条第一項第二号の規定を適用しない。

二 文部大臣の指定する養護教諭養成機関において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の認定する講習又は通信教育における単位の修得をもって、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得に替えることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部・内閣総理大臣署名)

<p>昭和26年3月31日 法律第113号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第二次改正）</p>
--

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「大学の管理機関」を「大学の学長」に改める。
- 第四条第六項第一号中「商業及び水産」を「商業、水産及び商船」に、同条同項第一号及び第二号中「及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）」を「、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教」に改める。
- 第七条中「学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立又は公立の学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長の意見を聞かなければならない。

- 第九条第一項中「都道府県」の下に「（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本条中同じ。）」を加える。
- 第十八条中「外国」を「外国（本州、北海道、四国、九州及び文部省令で定める附属島しよ以外の地域をいう。以下同じ。）」に改める。
- 附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、以下附則第七項まで二項ずつ繰り上げる。
- 附則第八項を附則第六項とし、同項の表に次の備考を加える。

備考 この表の第一号のロ、第三号のロ及び第五号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

- 同項の次に次の二項を加える。

7 臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九条第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を二年（特別の事情のある都道府県で政令で定めるものにあつては、三年）とすることができる。

8 養護助教諭免許状は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による乙種看護婦の免許（以下「乙種看護婦の免許」という。）を有する者又は同法第五十三条に該当する者で、第五条第一項第二号に該当しない者にも授与することができる。

- 別表第一の備考第一号中「学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校」及び「生徒及び」を削り、同表備考第二号中「大学の別科」の下に「（昭和二十五年度における課程に限る。）」を加え、同表備考第三号中「及び外国語」を「、外国語及び宗教」に改め、同表備考に次の二号を加える。

四 この表の中学校教諭の一級普通免許状及び高等学校教諭の二級普通免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数二十単位のうち五単位は、当分の間、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができる。

五 この表の中学校及び高等学校の教諭の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては音楽及び図画工作、高等学校にあつては音楽、図画、工作、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科の免許状の授与の場合には、その半数（前号によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。）までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができる。

- 別表第三の基礎資格の欄中「（昭和二十三年法律第二百三十三号）」を削り、「高等学校を卒業し、保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦の免許（以下乙種看護婦の免許という。）を有し、」を「乙種看護婦の免許を有し、又は保健婦助産婦看護婦法第五十三条に該当し」に改める。
- 別表第四の備考に次の一号を加える。

四 第一欄に掲げる学校の教員には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で定める。

- 別表第五の第二欄中「次の項に掲げる」を「中学校又は高等学校の第一欄に掲げるそれぞれの実習についての教諭の」に改める。
- 別表第六の第二欄中ロの次に次の一号を加える。

ロの二 保健婦助産婦看護婦法第五十一条及び第五十三条に該当すること。

- 別表第七中盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の一級普通免許状の項の第四欄に「六」を加える。
- 同表の備考を次のように改める。

備考 第三欄中「校長」には、大学（学校教育法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含む。以下同じ。）の長及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第三項（第二十四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する部局長（私立の大学におけるこれに相当する職員を含む。）並びに文部省令で定める学校以外の教育施設の長を、「教員」には、同法第二条第二項（第二十四条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する大学の教員及び文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、証明すべき所轄庁については、文部省令で定める。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

昭和28年7月30日 法律第92号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律（第1条）

（教育職員免許法の一部改正）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第六条に次の一項を加える。

3 一以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の二の定めるところによつて行わなければならない。

- 附則第八項を次のように改める。

10 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護婦の免許を受けた者、同法第五十三条第一項の規定に該当する者又は同条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

- 附則第七項を附則第九項とし、附則第二項から附則第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

3 音楽、図画工作、保健体育又は家庭の教科について中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授を担当する小学校の教諭又は講師となることができる。

- 別表第一の備考第一号中「大学（並びに文部大臣の認定する講習及び通信教育を含む。）において、学生受講者を含む。）が、」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二 この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

一の三 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。（別表第二及び第三の場合においても同様とする。）

- 別表第一の備考第三号中「場合をいう。」を「場合をいう。（別表第四の二の場合においても同様とする。）」に改める。
- 別表第三を次のように改める。

別表第三

所要資格	基礎資格	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数		
		一般教養科目	専門科目 養護に関するもの	教職に関するもの
免許状の種類				
一級	イ 学士の称号を有すること。	三六	四〇	一〇
	ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する	五	四	六

養護教諭	普通免許状	養護教諭養成機関に半年以上在学すること。 ハ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	一〇	一二	八
		イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	三〇	一〇
	二級普通免許状	ロ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。 ハ 保健婦助産婦看護婦による准看護婦の免許を受け、同法第五十三条第一項の規定に該当し、又は同条第三項の規定により免許を受け、且つ、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	五	四	六
	仮免許状	文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学し、三十一単位（内一単位は、体育とする。）以上を修得すること。	六	一八	六

- 別表第四の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改め、同表の備考第一号を第一号の二とし、同表の備考に第一号として次の一号を加える。

一 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣が適当と認める他の課程をいう。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

- 別表第四の備考第三号を次のように改める。

三 大学において単位を修得することが困難な者については、文部大臣の指定する養護教諭養成機関における単位の修得、文部大臣の認定する講習若しくは通信教育による単位の修得又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格による単位の修得をもって、大学における単位の修得に替えることができる。（別表第四の二から第七までの場合においても同様とする。）

- 別表第四の次に別表第四の二として次のように加える。

別表第四の二

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	一以上の教科について有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員免許状の種類	大学における最低修得単位数
		専門科目
		教科に 教職に

			関するもの	関するもの
受けようとする他の教科についての免許状の種類				
中学校教諭	一級普通免許状	一級普通免許状	甲 三 ○ 一 八	三
	二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	甲 一 五 一 乙 一 ○	三
	仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	一○	三
高等学校教諭	一級普通免許状	一級普通免許状	甲 三 八 二 乙 五	三
	二級普通免許状	一級普通免許状又は二級普通免許状	甲 三 ○ 一 乙 八	三
	仮免許状	一級普通免許状、二級普通免許状又は仮免許状	甲 一 五 一 乙 一 ○	三

備考

学力の検定は、第三欄によるものとする。

- 別表第五の第三欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。
- 別表第六を次のように改める。

別表第六

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を有し、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関におけ

		を必要とする在職年 数	る最低修 得単位数	
受けよ うとす る免許 状の種 類				
養 護 教 諭	一 級 普 通 免 許 状	養護教諭の二級普通免許状を有す ること。 三	二〇	
	二 級 普 通 免 許 状	養護教諭の仮免許状を有するこ と。 三	一〇	
	仮 免 許 状	イ 保健婦助産婦看護婦法第七条 の規定により看護婦の免許を受け ていること。		
		ロ 高等学校（旧中等学校令によ る高等女学校を含む。）を卒業 し、且つ、保健婦助産婦看護婦法 による准看護婦の免許を受け、同 法第五十三条第一項の規定に該当 し、又は同条第三項の規定により 免許を受けていること。		
		ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十 一条及び第五十三条の規定に該当 すること。		
ニ 養護助教諭の臨時免許状を有 すること。 三		二〇		

備考

一 この表の仮免許状の項第二欄中ハ及びニに掲げる基礎資格を有する者に仮免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この仮免許状を授与せられた者に二級普通免許状を授与する場合及びその者に更に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

二 この表の仮免許状の項第二欄中イに掲げる基礎資格を有し仮免許

状の授与を受けた者に二級普通免許状を授与する場合には、二級普通免許状の項第三欄に掲げる在職年数に関する証明は、要しない。

- 別表第七の第四欄中「大学において修得し、又は修得したものと認められることを必要とする最低単位数」を「大学における最低修得単位数」に改める。

<p>昭和29年6月3日 法律第158号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第三次改正）</p>

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「並びにこれらの学校の校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）、教育委員会の教育長及び指導主事」を削り、同条第二項中「校長及び」及び「、教育長及び指導主事にあつては当該教育委員会」を削る。
- 第四条第一項中「、仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項第二号中「家庭」の下に「、家庭実習」を加える。
- 第五条第一項中「及び仮免許状」を削り、「、第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」及び「並びに教育長及び指導主事」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限る。第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に二年以上在学せず、且つ、六十二単位以上を修得しない者には授与しない。

- 第六条第二項中「第九条第二項但書」を「前条第三項」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第三項中「別表第四の二」を「別表第四」に改める。
- 第七条第二項中「校長」を「校長（幼稚園の園長を含む。）」に改める。
- 第九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項中「一年間」を「三年間」に改める。
- 第十条第二項、第十一条及び第十四条中「又は教育委員会」を削る。
- 第二十条中「校長及び」及び「並びに教育長及び指導主事」を削る。
- 附則第四項中「第五条第一項第一号及び第二号」を「第五条第一項第二号及び第三項但書」に改める。
- 附則第五項を削り、附則第六項を次のように改める。

5 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。）第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、第六条第二項別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合には、同項別表第三、第六若しくは第七の第三欄又は同

項別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それぞれの表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一条又は第二条の表の上欄に掲げる資格を得たのち、それぞれの表の第一欄に掲げる学校の教員（これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む。）として在職した年数を通算することができる。

- 附則第七項を削り、附則第八項を次のように改める。

6 第六条第二項別表第三により中学校又は高等学校の教諭の一級普通免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	基礎資格	施行法第一条又は第二条の規定により交付又は授与を受けている免許状の種類	第一欄に規定する基礎資格を取得したのち、第二欄に掲げる各免許状に係る学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第一欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
一	旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有すること。	中学校教諭二級普通免許状	一〇	一〇
二	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業したこと。 ロ 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「専門学校」という。）のうち修業年限四年以上の学校を卒業したこと。	中学校教諭二級普通免許状	三	一〇

三	イ 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有すること。 ロ 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による学位を有すること。	中学校教諭 二級普通免許状		一〇
四	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。 ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業したこと。	高等学校教諭 二級普通免許状	五	一〇
五	イ 旧大学令による学士の称号を有すること。 ロ 旧学位令による学位を有すること。	高等学校教諭 二級普通免許状	一	一〇

備考

この表の第二号のロ及び第四号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

- 附則第九項中「又は仮免許状」を削り、「第三項」を「第二項」に、「二年（特別の事情のある都道府県で政令で定めるものにあつては、三年）」を「六年」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「第五条第三項」を「第五条第三項本文」に改め、同項を附則第八項とする。
- 別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数			
		一般教育科目	専門科目		
免許状の種類			教科に関するもの	教職に関するもの	特殊教育に関するもの
小学校教諭	一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	一六	三二
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	八	二二
	一級			甲四	

中学校教諭	普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	〇 乙三 二	一四	
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	甲二 〇 乙一 六	一〇	
高等学校教諭	一級普通免許状	イ 修士の学位を有すること。 ロ 大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得すること。	三六	甲六 二 乙五 二	一四	
	二級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	甲四 〇 乙三 二	一四	
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭	一級普通免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二〇
	二級普通免許状	右に同じ。				一〇
幼稚園教諭	一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六	一六	二八	
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	一八	八	一八	

- 別表第一備考第一号の二及び第一号の三中「及び第三」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

- 別表第一備考第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「（前号によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。）」を削り、同号を同表備考第四号とする。

- 別表第二を削り、別表第三の大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数の欄中「一般教養科目」を「一般教育科目」に改め、同表の二級普通免許状の項中ロをハとし、ハをニとし、イの次にロとして次のように加え、同表の仮免許状の項を削り、同表を別表第二とする。

ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けていること。

- 別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員の免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校教諭	一級普通免許状 二級普通免許状	五	四五
	二級普通免許状 臨時免許状	六	四五
中学校教諭	一級普通免許状 二級普通免許状	五	四五
	二級普通免許状 臨時免許状	六	四五
高等学校教諭	一級普通免許状 二級普通免許状	三	一五
	二級普通免許状 臨時免許状	五	四五
幼	一級普通免許状 二級普通免許状	五	四五

稚 園 教 諭	状			
	二級 普通 免許 状	臨時免許状	六	四五

- 別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「（別表第五の場合においても同様とする。）」を加え、同号の次に次の二号を加え、同表を別表第三とする。

五 この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位数をこえるときは、そのこえる在職年数一年につき五単位を、そのこえる単位数を限度として、当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数をこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。（別表第五及び第六の場合においても同様とする。）

六 この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数（在職年数が五年をこえるときは五年）を通算することができる。（別表第五から第七までの場合においても同様とする。）

- 別表第四の二の中学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に、同表の中学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「一五」を「二〇」に、「一〇」を「一六」に改め、同表の中学校教諭仮免許状の項を削り、同表の高等学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三八」を「六二」に、「二五」を「五二」に、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に改め、同表の高等学校教諭仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改め、同表を別表第四とする。

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について二級普通免許状を受けているときは、一級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数を差し引くものとする。

- 別表第五を次のように改める。

別表第五

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	基礎資格	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを

		必要とする最低単位数	
受けようとする免許状の種類			
中学校において職業実習を担当する教諭	一級普通免許状	中学校の職業実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一五
	二級普通免許状	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	二〇
高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する教諭	一級普通免許状	高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一五
	二級普通免許状	イ 大学において第一欄に掲げる実業に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ロ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	一〇

備考

一 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により中学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担当する教諭の二級普通免許状への項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

- 別表第六の第三欄中「基礎資格を有し、」を「基礎資格を取得したのち、」に、「在職年数」を「最低在職年数」に、同表の第四欄中「大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数」を「第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数」に、同表の二級普通免許状の項中「養護教諭の仮免許状」を「養護助教諭の臨時免許状」に、「三」を「六」に、「一〇」を「三〇」に改め、同表の仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

一 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、第五条第一項別表第二の二級普通免許状ロの項により授与された二級普通免許状を有するときは、一級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表により二級普通免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けているときは、二級普通免許状の項第三欄に掲げる最低在職年数は必要としないものとし、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

- 別表第七を次のように改める。

別表第七

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員（二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
	一		

盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭	級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	三	六
	二級普通免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百五十九号）による改正前の施行法（以下「旧施行法」という。）の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与を受けている者、旧施行法の規定により小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状を有するものとみなされている者又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十五年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十八年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者及び同日までに、文部省令の定めるところにより、旧法第六条別表第四に規定する小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格、同条別表第五に規定する中学校若しくは高等学校において職業実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担当する教諭の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する養護教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和三十八年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、当該所要資格に相当する学校の教諭（講師を含む。）又は養護教諭の職にあることができる。

4 この法律の施行後、昭和三十二年三月三十一日までに旧法第五条別表第一に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者及び昭和三十五年三月三十一日までに文部省令の定めるところにより旧法第六条別表第四に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該所要資格に相当する高等学校の教諭（講師を含む。）の職にあることができる。

5 前三項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄

の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状	第二項又は第三項の規定により第一欄に掲げる学校の教諭の職にあることができること。	三	一五
高等学校教諭二級普通免許状	第二項又は前項の規定により高等学校の教諭の職にあることができること。	五	四五
中学校又は高等学校において職業実習又は農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習を担任する教諭の二級普通免許状	第二項又は第三項の規定により第一欄に掲げる学校においてそれぞれの実習を担任する教諭の職にあることができること。	三	一〇
養護教諭二級普通免許状	第二項又は第三項の規定により養護教諭の職にあることができること。	三	一〇
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	旧法の規定により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	三	六
	旧施行法の規定により盲学校又はろう学校の教諭の仮免許状の授与を受けていること。	三	一〇

備考

一 この表により、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除

く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前二項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。

二 新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

三 新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

六 前三項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許状の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれその下欄に規定する年数」とあるのを「通算して、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者にあつては十三年、高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者にあつては十四年」と読み替えるものとする。

6 この法律の施行の際、現に高等学校の助教諭の職にある者又は高等学校助教諭免許状を有する者で高等学校の講師の職にあるものは、新法第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、その職にあることができる。

7 高等学校助教諭免許状は、当分の間、新法第五条第三項但書の規定にかかわらず、同項但書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。

8 新法第六条第二項別表第三又は同項別表第五により高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五条第三項若しくは同法附則第四項又は前項の規定により高等学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三の表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「五」とあるのを「一〇」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「九〇」と、同法第六条第二項別表第五の表の高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する教諭の二級普通免許状の項第二欄中「三年以上」とあ

るのを「六年以上」と読み替えるものとする。

9 第三項に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五条別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五条第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

10 この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授与を受けることができる。

11 新法第六条第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。

12 新法第六条第二項別表第三により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

13 新法第六条第二項別表第三により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者で小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、同表の小学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「五」と、同項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

14 第十一項から前項までの規定の適用を受ける者に対する新施行法第七条第二項の規定の適用については、同項の表第六号下欄中「一二」とあるのを「一三」と読み替えるものとする。

15 新法第六条第三項別表第四により中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により中学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第一条第一項の表の第二号に掲げる者若しくは同法第二条第一項の表の第六号、第九号、第十号、第十六号、第十七号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る中学校助教諭免許状の交付若しくは授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の中学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、教科に関する専門科目十単位及び教職に関する専門科目三単位はすでに修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

16 新法第六条第三項別表第四により高等学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について旧法若しくは旧施行法の規定により高等学校教諭仮免許状の授与を受けた者であるとき、又は新施行法第二条第一項の表の第二号、第三号、第六号、第十号、第十九号、第二十号若しくは第二十号の三に掲げる者で当該教科に係る高等学校助教諭免許状の授与を受ける資格を有するものであるときは、新法第六条第三項別表第四の高等学校教諭の項第三欄に掲げる単位数のうち、甲教科にあつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は、既に修得したものとみなし、同欄に掲げるそれぞれの単位数から差し引くものとする。

17 新法第六条第二項別表第七により盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の一級普通免許状を受けようとする者が、旧法第五条第一項別表第一又は第六条第二項別表第七によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新法第六条第二項別表第七の一級普通免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。

18 新法第六条第二項別表第六により二級普通免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健婦助産婦看護婦法による准看護婦の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第八項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者が、同表により二級普通免許状を受けようとする場合に、その者が保健婦助産婦看護婦法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、且つ、同法第七条の規定による保健婦の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。

19 新法附則第八項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

20 中学校において職業実習を担当する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五条第三項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

21 高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、新法第五条第三項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第三項但書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

22 前二項の規定は、当該臨時免許状の授与を受けようとする者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が、通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数をその者の当該実地の経験年数から差し引いて、適用するものとする。

23 第二十項又は第二十一項の規定により授与された中学校の職業実習又は高等学校の家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習若しくは商船実習についての助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様

とする。

24 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は当分の間、第二項又は第三項の規定により小学校、中学校又は幼稚園の教諭の職にあることができる者は昭和三十八年三月三十一日まで、第二項から第四項までの規定により高等学校の教諭の職にあることができる者は昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、盲学校、ろう学校又は養護学校の相当する各部の教諭となることができる。

(文部・内閣総理大臣署名)

**昭和36年5月19日 法律第87号
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（附則5項）**

附 則

(教育職員免許法の一部改正)

5 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

**昭和36年6月8日 法律第122号
教育職員免許法等の一部を改正する法律（第1・2条）**

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 「ろう学校」を「聾学校」に、「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改める。
- 第四条第五項第一号中「図画工作」を「美術」に改め、「保健」の下に「、技術」を加え、同項第二号中「図画、工作」を「美術、工芸」に改める。
- 第五条第一項第四号中「禁こ」を「禁鋼」に改める。
- 第十八条中「附属島しよ」を「これらに附属する島」に改める。
- 附則第三項中「図画工作」を「美術」に改める。
- 附則第九項を附則第十項とし、附則第四項から附則第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 農業、工業、商業若しくは水産又は農業実習、工業実習、商業実習若しくは水産実習の教科について高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の

間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授又は実習を担当する中学校の教諭又は講師となることができる。

- 附則に次の三項を加える。

11 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する教諭の二級普通免許状	イ 大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三	一〇
	ロ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	六	一〇
	ハ 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	三	一〇

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ハの項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

12 前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該二級普通免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

13 第五条第一項別表第一の規定により工業の教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する専門科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する専門科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

- 別表第一の備考第三号中「理科」の下に「、技術」を加え、「図画工作」を「美術」に、「図画、工作」を「美術、工芸」に改め、同表の備考第四号中「図画工作」を「美術」に、「音楽、図画、工作」を「数学、理科、音楽、美術、工芸」に改める。
- 別表第三の所要資格の項第三欄中「学校の教員」の下に「（二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員を含む。）」を加える。
- 別表第六の備考に次の一号を加える。

三 第三欄に掲げる養護教諭又は養護助教諭には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

- 附則中「ろう学校」を「聾学校」に、「但書」を「ただし書」に改める。
- 附則第五項の表の備考第一号中「新法附則第五項」を「新法附則第六項」に改め、同表の備考に次の一号を加える。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員（養護教諭二級普通免許状に係る者に限る。）には、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

- 附則第十八項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に、「且つ」を「かつ」に改める。
- 附則第十九項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に改める。
- 附則第二十四項中「各部の教諭」の下に「（講師を含む。）」を加える。

昭和36年6月17日 法律第145号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第14条）

（教育職員免許法の一部改正）

第十四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

昭和37年9月15日 法律第161号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第61条）

（教育職員免許法の一部改正）

第六十一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条の見出しを「（異議の申出）」に改め、同条第二項中「交付したときから」を「交付した日の翌日から起算して」に改め、同項に後段として次のように加える。

この期間内に次項の規定による異議の申出があつたときは、これに対する決定がされるまでの間も、同様とする。

- 第十二条第三項中「前項」を「前項前段」に、「審査の請求をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第四項中「前項の請求」を「前項の異議の申出」に改め、同条に次の三項を加える。

7 第三項の異議の申出が理由があるときは、授与権者は、決定で、第一項の説明書に記載された事由に基づいては免許状取上げの処分を行なわない旨を宣言しなければならない。

8 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十七条の規定は第一

項の説明書を交付する場合に、同法第二章第一節及び第三節（第四十五条を除く。）の規定は第三項の異議の申出に準用する。

9 免許状取上げの処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

昭和39年7月2日 法律第137号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第四次改正）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条の次に次の一条を加える。

（高等学校の教員の特例）

第十六条の二 高等学校教諭免許状は、第四条第五項第二号に掲げる教科のほか、これらの教科の技能に係る事項で文部省令で定めるものについて授与することができる。

2 前項の免許状については、第四条第三項の規定は適用しない。

3 第一項の免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、文部大臣の行なう試験（以下「高等学校教員資格試験」という。）に合格した者に授与する。

4 高等学校教員資格試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

- 附則第十一項の表所要資格の項第三欄中「高等学校」の下に「（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）」を加え、同表備考第二号中「「高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校」を「「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）」に改める。
- 附則に次の一項を加える。

14 第十六条の二第一項の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る事項に相当する事項の教授を担当する中学校の教諭又は講師となることができる。

- 別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあっては、」を削る。
- 別表第五の第二欄中「中学校において」を「中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において」に、「高等学校において」を「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育職員免許法第十六条の二第一項の免許状の授与については、当分の間、第五条第一項ただし書第二号の規定を適用しない。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和40年3月31日 法律第16号
国立養護教諭養成所設置法（附則4項）

附 則

(教育職員免許法の一部改正)

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条の二の次に次の一条を加える。

(中学校の教員の特例)

第十六条の三 国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（別表第二及び第六において「国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者については、第五条第一項本文の規定にかかわらず、保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

- 別表第二の二級普通免許状の項のイの次に次のように加える。

イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること。

- 別表第六の所要資格の項第四欄中「大学」の下に「、国立養護教諭養成所」を加え、同表の備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 二級普通免許状の項に掲げる基礎資格を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

昭和43年6月10日 法律第94号
許可、認可等の整理に関する法律（第3条）

(教育職員免許法の一部改正)

第三条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第二項中「、国立又は公立の学校の教員にあつては」及び「、私立学校の教員にあつては都道府県知事」を削る。
- 第十四条中「又は都道府県知事」を削る。
- 第二十条中「国立又は公立の学校の教員にあつては」及び「、私立学校の教員にあつては都道府県規則」を削る。
- 附則第八項中「、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して」及び「又は都道府県規則」を削る。

昭和44年6月9日 法律第40号
国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則10項）

附 則

(教育職員免許法の一部改正)

10 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」に改める。

昭和48年7月20日 法律第57号
教育職員免許法等の一部を改正する法律（第1・2条 附則2項）

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第三項中「の高等部」を削る。
- 第四条第五項第二号中「保健」の下に「、看護、看護実習」を加える。
- 第五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、高等学校助教諭免許状は、次の各号の一に該当する者以外の者には授与しない。

- 一 大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
 - 二 高等専門学校を卒業した者
 - 三 文部大臣が前二号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二第一項中「技能」を「領域の一部」に改め、同条第三項中「文部大臣の行なう試験（以下「高等学校教員資格試験」という。）」を「その免許状に係る教員資格認定試験」に改め、同条第四項を削り、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部大臣又は文部大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

- 第十七条を次のように改める。

(盲学校等の教員の特例)

第十七条 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担当する教員の免許状の種類については、第四条第二項から第五項までの規定にかかわらず、学校の種類、特殊の教科等の別に文部省令で定める。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文及び第二号並びに第三項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学級において養護訓練の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定するいずれかの学校において養護訓練の教授を担当するために必要な同項の普通免許状を有する者であれば足りる。

- 附則第九項中「同法」を「同法第五十一条第一項若しくは」に、「同条第三項」を「同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項」に改める。
- 附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。
- 附則第十四項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。
- 別表第一中一般教育科目の欄を削り、備考第一号を次のように改める。

一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める。(別表第二から別表第七までの場合においても同様とする。)

- 別表第一備考第三号中「技術、家庭、農業」を「家庭、農業」に改め、「書道、保健体育、保健」の下に「、看護」を加える。
- 別表第二中一般教育科目の欄を削る。
- 別表第三備考中第二号を削り、第一号の二を第二号とする。
- 別表第四備考に次の一号を加える。

三 この表の高等学校教諭の二級普通免許状の項中第二欄に掲げる二級普通免許状には、第十六条の三第一項の免許状を含むものとし、当該免許状を有する者がこの表により文部省令で定める教科についての高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする場合には、高等学校教諭の二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

- 別表第五第一欄中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一百五十八号)の一部を次の

ように改正する。

- 附則第八項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。
- 附則第十八項中「臨時免許状を有する者」の下に「（新法第六条第二項別表第六備考第二号の二に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を加える。
- 附則第二十一項及び第二十三項中「家庭実習」を「看護実習、家庭実習」に改める。

附 則

2 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

昭和55年3月31日 法律第14号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則10項）

附 則

（教育職員免許法の一部改正）

10 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条の四を削る。
- 附則に次の二項を加える。

15 養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対して授与することができる。

16 第六条第二項別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとする。

- 別表第一中「別表第一」を「別表第一（第五条関係）」に改める。
- 別表第二中「別表第二」を「別表第二（第五条関係）」に、

「	イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	三〇	一〇	」
	イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること。			

を

「	イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること。	三〇	一〇	」

に改める。

- 別表第三中「別表第三」を「別表第三（第六条関係）」に改める。
- 別表第四中「別表第四」を「別表第四（第六条関係）」に改める。
- 別表第五中「別表第五」を「別表第五（第六条関係）」に改める。
- 別表第六中「別表第六」を「別表第六（第六条関係）」に改め、「国立養護教諭養成所」を削る。
- 別表第七中「別表第七」を「別表第七（第六条関係）」に改める。

昭和58年12月2日 法律第78号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第64条）

（教育職員免許法の一部改正）

第六十四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考一の二中「教育職員養成審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

昭和58年12月10日 法律第83号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（第10条）

（教育職員免許法の一部改正）

第十条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「公告等」を「原簿記入等」に改め、同条第一項中「記入するとともに、これらの事項を公告しなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

昭和61年12月26日 法律第109号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（第4条）

（教育職員免許法の一部改正）

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

- 第七条第一項中「又は所轄庁」を削り、「人物、学力、実務及び身体」を「学力」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければな

らない。

- 第二十一条第三号中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
- 附則第七項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第十一項の表の場合においても同様とする。）

二 この表の第二号のロ及び第四号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとする。

- 附則第十一項の表第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第二号中「実習助手について証明をすべき所轄庁」を「実習助手についての第三欄の実務証明責任者」に改める。
- 附則に次の一項を加える。

17 第七条第二項、附則第七項の表備考第一号及び別表第三備考第三号の二の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

- 別表第三第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（別表第五第二欄並びに別表第六及び別表第七の第三欄の場合においても同様とする。）

- 別表第三備考第四号中「証明すべき所轄庁」を「その者についての第三欄の実務証明責任者」に改める。
- 別表第五第二欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。
- 別表第六第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改め、同表備考第三号中「その者について証明をすべき所轄庁は」を「その者についての同欄の実務証明責任者については」に改める。
- 別表第七第三欄中「所轄庁」を「実務証明責任者」に改める。

昭和63年12月28日 法律第106号
教育職員免許法等の一部を改正する法律（第1・3～5条）

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。
- 第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次条第五項各号及び同条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で文部省令で定めるものの教授又は実習について特に必要があると認めるときは、非常勤の講師に限り、第五条第六項で定める授与権者の許可を受けて、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 第四条第一項中「普通免許状」の下に「、特別免許状」を加える。
- 第四条第二項から第四項までを次のように改める。

2 普通免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

- 第四条第五項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に改め、同条に次の二項を加える。

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭にあつては、音楽、図画工作、家庭及び体育

二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

7 盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた

文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

- 第五条第二項を次のように改める。

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号の一に該当する者には、授与しない。

- 第五条第三項中「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4 第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聴かなければならない。

- 第五条に次の一項を加える。

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

- 第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第二項及び第五項並びに」に改める。

- 第九条の見出しを「（効力等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特別免許状は、その免許状を授与したときから三年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

- 第二章中第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

- 第十六条の三の見出しを削り、同条第一項中「高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の普通免許状」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十六条の四とする。

2 前項の免許状は、一種免許状とする。

- 第十六条の二の次に次の一条を加える。

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第四条第五項第一号又は第二号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部省令で定める教科について授与することができる。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文の規定によるほか、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 前二項の文部省令を定めるに当たっては、文部大臣は、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

- 第十七条の見出しを削り、同条第一項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に、「第四条第二項から第五項まで」を「第四条第二項、第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 前条第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学級において養護訓練の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項本文並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定するいずれかの学校において養護訓練の教授を担当するために必要な同項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者であれば足りる。

- 第二十一条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第五項」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。
- 第二十二条中「一万円」を「十万円」に改める。
- 附則第三項中「第二項」を「第二項本文」に改める。
- 附則第四項中「第二項」を「第二項本文」に改める。
- 附則第五項中「基く」を「基づく」に、「九十七条」を「第九十七条」に、「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。
- 附則第七項中「中学校又は高等学校の教諭の一級普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状」に改め、同項の表第二欄中「中学校教諭二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に、「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に改める。
- 附則第八項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

- 附則第九項中「第五条第三項本文」を「第五条第五項本文」に改める。
- 附則第十項中「工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の工業の教科について的一种免許状」に改める。
- 附則第十一項中「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一种免許状」に改め、同項の表を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
高等学校において看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担任する教諭の一种免許状	イ 大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三	一〇
	ロ 高等専門学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。	三	一〇
	ハ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	六	一〇
	ニ 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実	三	一〇

	地の経験を有すること。	
--	-------------	--

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第四号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担当する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ニの項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

- 附則第十二項中「ハの項」を「ニの項」に、「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「当該二級普通免許状」を「当該一種免許状」に、「高等学校教諭一級普通免許状」を「高等学校教諭の専修免許状」に改める。
- 附則第十三項中「工業の教科について高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状」に、「専門科目」を「もの」に改める。
- 附則第十四項中「第十六条の三第一項の免許状」を「第十六条の四第一項の一種免許状又は第十六条の四第一項に規定する文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項についての特別免許状」に、「第二項」を「第二項本文」に改める。
- 附則第十五項中「養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状」に改める。
- 附則第十七項中「別表第三備考第三号の二」を「別表第三備考第二号」に改める。
- 別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 （第五条関係）

第一欄	第二欄	第三欄			
所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数			
		教科 に関	教職 に関	教科又 は教職	特殊教 育に関

			するもの	するもの	に関するもの	するもの
免許状の種類						
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一八	四一	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	一八	四一		
	二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	一〇	二七		
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	四〇	一九	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	四〇	一九		
	二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	二〇	一五		
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	四〇	一九	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	四〇	一九		
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				四七
	一種免許状	学士の称号を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二三
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				一三
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	一六	三五	二四	
	一種免許状	学士の称号を有すること。	一六	三五		

	二種 免許 状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	八	二三		
--	---------------	----------------------------	---	----	--	--

備考

一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第二から別表第七までの場合においても同様とする。）。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第二欄及び第三欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、一般教育科目及び保健体育科目につき特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める専門教育科目の単位は、文部大臣が、第十六条の三第一項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの又は免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当であると認めるものでなければならない（別表第二の場合においても同様とする。）。

六 前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目の単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

八 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものに

ついて修得することができる。

別表第二 (第五条関係)

第一欄	第二欄	第三欄			
所要資格	基礎資格	大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数			
		養護に関するもの	教職に関するもの	養護又は教職に関するもの	
免許状の種類					
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	四〇	一六	二四
	一種免許状	イ 学士の称号を有すること。	四〇	一六	
		ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	四	八	
		ハ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受け、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	一二	一〇	
	二種免許状	イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	三〇	一二	
		ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けていること。			
		ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。			

備考

一 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関するものの単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

二 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの

項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師（これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校教諭	専修免許状 一種免許状	三	一五
	一種免許状 二種免許状	五	四五
	二種免許状 臨時免許状	六	四五
中学校教諭	専修免許状 一種免許状	三	一五
	一種免許状 二種免許状	五	四五
	二種		

	免許状	臨時免許状	六	四五
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五
	一種免許状	臨時免許状	五	四五
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五
	一種免許状	二種免許状	五	四五
	二種免許状	臨時免許状	六	四五

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六及び別表第七の第三欄の場合においても同様とする。）。

三 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

四 第四欄の単位数は、文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験の合格によ

り修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

五 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六の場合においても同様とする。）。

六 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、三単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

七 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の勤務する学校の所在する都道府県の授与権者は、当該十二年を経過した日（第九号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第九号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

八 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

九 第七号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第五号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

別表第四 （第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄		
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員の一以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数		
		教科に関するもの	教職に関するもの	教科又は教職に関するもの

受けようとする他の教科についての免許状の種類					
中学校教諭	専修免許状	専修免許状	四〇	三	二四
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	四〇	三	
	二種免許状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状	二〇	三	
高等学校教諭	専修免許状	専修免許状	四〇	三	二四
	一種免許状	専修免許状又は一種免許状	四〇	三	

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第三欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第三欄に定める単位数を差し引くものとする。

三 第十六条の四第一項の一種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部省令で定める事項に係る教科について的一种免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を一以上の教科について的一种免許状とみなして、この表の高等学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第三欄に定める単位数から文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

別表第五 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
所要資格	基礎資格	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類		
	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において 専修免	一五

中学校において職業実習を担当する教諭	許状	職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	
	一種免許状	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	一五
	二種免許状	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ハ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を取得した後、六年以上中学校において職業実習を担当する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	二〇
高等学校において看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担当する教諭	専修免許状	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	一五
	一種免許状	イ 大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	
		ロ 第一欄に掲げる実習について高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、三年以上高等学校において当該実習を担当する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	一〇

備考

- 一 実務の検定は第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。
- 二 第二欄の「当該実習を担当する教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含む

ものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

三 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

四 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める勤務の年数が三年以上あるときは、三単位にその超える年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における三年を超える勤務の年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

五 この表の規定により中学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担当する教諭の二種免許状ハの項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第六 （第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
所要資格	有することを必要とする養護教諭又は養護助教諭の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	
受けようとする免許状の種類				
養護教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五
	一種免許状	二種免許状	三	二〇
	二種免許状	臨時免許状	六	三〇

備考

一 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第二の二種免許状の口の項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第三欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部省令で定める者となったことをもって臨時免許状の取得とみなす。

四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

別表第七 （第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする各相当の学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相当の学校の教員（二種免許状を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類			
盲学校教諭、聾学校教諭又	専修免許状 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状	三	一五
	一種免許 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二	三	六

は養護 学校教 諭	許 状	種免許状		
	二 種 免 許 状	小学校、中学校、高 等学校又は幼稚園の 教諭の普通免許状	三	六

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

- 附則第七項中「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に、「第五条第三項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。
- 附則第八項中「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に、「の二級普通免許状」を「の一種免許状」に改める。
- 附則第十項中「一級普通免許状又は二級普通免許状の授与」を「一種免許状又は二種免許状の授与」に改める。
- 附則第十一項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に、「教員」を「助教諭」に改める。
- 附則第十二項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教諭免許状」を「小学校助教諭の臨時免許状」に、「幼稚園教諭二級普通免許状」を「幼稚園教諭の二種免許状」に、「幼稚園助教諭免許状」を「幼稚園助教諭の臨時免許状」に、「二級普通免許状の」を「二種免許状の」に改める。
- 附則第十三項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教諭免許状」を「小学校助教諭の臨時免許状」に改める。
- 附則第十五項中「中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は二種免許状」に、「中学校助教諭免許状」を「中学校助教諭の臨時免許状」に、「専門科目」を「専門教育科目」に改める。
- 附則第十六項中「高等学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状」に、「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に、「甲教科にあつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科にあつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は、」を「教科に関する専門教育科目十五単位及び教職に関する専門教育科目三単位は」に改める。
- 附則第十七項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に改める。
- 附則第十八項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に、「備考第二号の二」を「備考第三号」に改める。

- 附則第十九項中「に二級普通免許状」を「に養護教諭の二種免許状」に、「この二級普通免許状」を「この二種免許状」に、「一級普通免許状」を「養護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養護教諭の専修免許状」に改める。
- 附則第二十項中「第五条第三項本文」を「第五条第五項本文」に改める。
- 附則第二十一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「同条第三項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。
- 附則第二十三項中「に二級普通免許状」を「にそれぞれの一種免許状」に、「この二級普通免許状」を「この一種免許状」に、「一級普通免許状」を「それぞれの専修免許状」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「中学校教諭の技術の教科についての二種免許状」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改める。

平成元年12月22日 法律第89号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第五次改正）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第四条第五項第二号中「社会」を「地理歴史、公民」に改める。
- 第十六条第一項中「手数料として、」の下に「実費を勘案して」を加える。

附 則

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成二年四月一日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格並びに免許状の授与及び交付については、この法律の施行後においても平成六年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この規定の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号。以下「施行法」という。）若しくは前項の規定によ

り授与され、又は施行法の規定により交付を受けている社会の教科についての高等学校の教員の免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれの免許状の種類に応じ、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）に規定する地理歴史及び公民の各教科についての高等学校の教員の免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、この規定の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

4 平成六年三月三十一日に附則第二項の規定により旧免許状に係る所要資格を得ている者（前項の規定による新免許状の授与を受けたものとみなされる者を除く。）は、同年四月一日において、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

5 平成二年四月一日前に大学に在学した者で、平成六年四月一日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たものは、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新法若しくは施行法の規定により授与され、若しくは施行法の規定により交付を受けた地理歴史若しくは公民の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者又は附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者は、平成十二年三月三十一日までは、旧法に規定する社会の教科の教授を担任することができる。

7 附則第三項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低在職年数又は同表第四欄に掲げる最低単位数の算定については、旧免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に通算し、及び平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

8 新法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた地理歴史又は公民の教科についての高等学校の教員の免許状を有する者が、教育職員免許法別表第三の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低在職年数の算定については、新免許状の授与又は交付を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を同表第一欄に掲げる教員として在職した年数に通算することができる。

9 この法律の施行の際現に旧法若しくは施行法の規定により授与され、又は施行法の規定により交付を受けた高等学校教諭の普通免許状を有する者が、教育職員免許法別表第四の規定により、同表第一欄に掲げる地理歴史又は公民の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときは、同表第三欄に掲げる最低単位数の算定については、平成六年四月一日前に修得した社会の教科に係る単位数を同日以後に修得した地理歴史又は公民の教科に係る単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部・内閣総理大臣署名）

平成3年4月2日 法律第23号
国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（附則8項）

附 則

(教育職員免許法等の一部改正)

8 次に掲げる法律の規定中「称号」を「学位」に改める。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第三項第一号、別表第一、別表第二及び別表第五
- 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号
- 三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第八条第一号
- 四 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）附則第八項

平成3年4月2日 法律第24号
地方自治法の一部を改正する法律（附則4条）

附 則

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第百四十六条第一項から第七項まで、第十項、第十一項及び第十七項の例により、その行うべき事項を命令し、高等裁判所の裁判を請求し、又は」を「第百五十一条の二第一項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定の例により、当該違反を是正すべきことを勧告し、命令し、訴えをもつて高等裁判所の裁判を請求し、又は」に、「代つて当該事項」を「代わつて当該命令に係る事項」に改める。

平成3年4月2日 法律第25号
学校教育法等の一部を改正する法律（第2～4条）

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第五項第一号を次のように改める。
 - 一 準学士の称号を有する者
- 第五条第五項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

- 附則第十一項の表イの項中「大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること」を「大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」に改め、同表ロの項中「学科を修めて卒業すること」を「学科を専攻し、学校教育法第七十条の八に定める準学士の称号を有すること」に改める。
- 附則第十三項中「もの」を「科目」に改める。
- 別表第一第二欄中「大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること」を「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」に改め、同表第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改め、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

- 別表第一備考第三号中「第二欄及び」を削り、同表備考第四号中「一般教育科目及び保健体育科目につき」を削り、同表備考第五号を次のように改める。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二の場合においても同様とする。）。

イ 文部大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

- 別表第一備考第六号中「専門教育科目」を「科目」に、「関するもの」を「関する科目」に改め、同表備考第七号中「専門教育科目」を「科目」に改め、同表備考第八号中「もの」を「科目」に改める。
- 別表第二第二欄中「大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること」を「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」に改め、同表第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改める。
- 別表第二中備考第二号を備考第三号とし、同表備考第一号中「ものの」を「科目の」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考に第一号として次の一号を加える。

一 第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

- 別表第四第三欄中「専門教育科目の」を削り、「もの」を「科目」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

- 附則第十五項中「専門教育科目」を「科目」に、「すでに」を「既に」に改める。
- 附則第十六項中「専門教育科目」を「科目」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

- 附則第六項中「専門教育科目の欄に定める単位数のうち一種免許状に係る専門教育科目の欄」を「第三欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄」に改める。
- 附則第七項中「専門教育科目の欄に定める単位数のうち二種免許状に係る専門教育科目の欄」を「第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る同欄」に改める。

<p>平成5年11月12日 法律第89号 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第76条）</p>

(教育職員免許法の一部改正)

第七十六条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十一条中「、第十二条に定める手続を経て」を削る。
- 第十二条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 授与権者は、前条の規定による免許状取上げの処分に係る聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の三十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 前条の規定による免許状取上げの処分に係る利害関係人（第一項の聴聞の参加人を除く。）は、当該聴聞の主宰者に対し、当該聴聞の期日までに証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 第一項の聴聞の主宰者は、当該聴聞の期日における証人の出席について、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、これを認めなければならない。

平成10年6月10日 法律第98号
教育職員免許法の一部を改正する法律（第六次改正）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。
- 第三条第二項ただし書を削り、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 四 盲学校、聾学校並びに養護学校（幼稚部を除く。）における前三号に掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項
- 五 教科に関する事項で文部省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項で定める授与権者に届け出なければならない。

- 第四条第六項第一号中「小学校教諭にあつては」の下に「、国語、社会、算数、理科、生活」を加える。
- 第九条第二項中「三年」を「五年」に改める。
- 第十七条の二中「第二項本文」を「第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の三 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科（幼稚部にあつては、特殊の教科以外の事項）の教授又は実習（専ら精神薄弱者に対するものに限る。）を担当する教諭又は講師は、第三条の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

- 第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十三条 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

- 附則第三項、第四項及び第十四項中「第二項本文」を「第二項」に改める。
- 附則に次の二項を加える。

18 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

19 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

- 別表第一中

十八	四一	二四
十八	四一	
一〇	二七	
四〇	一九	二四
四〇	一九	
二〇	一五	
四〇	一九	二四
四〇	一九	

を

八	四一	三四
八	四一	一〇
四	三一	二
二〇	三一	三二
二〇	三一	八
一〇	二一	四
二〇	二三	四〇
二〇	二三	一六

に、

一六	三五	二四
一六	三五	
八	二三	

を

六	三五	三四
六	三五	一〇
四	二七	

に改める。

- 別表第一中備考第二号の二を備考第二号の三とし、備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

- 別表第一備考第八号中「前号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

- 別表第二中

四〇	一六	二四
四〇	一六	
「四	八	」
一二	一〇	
三〇	一二	

を

二八	二一	三一
二八	二一	七
「四	八	」
一二	一〇	
二四	一四	四

に改める。

- 別表第二備考第二号中「単位は」を「単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については」に改め、同表備考に次の一号を加える。

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

- 別表第四中

四〇	三
四〇	三
「二〇	三」
四〇	三
四〇	三

を

	二〇八	
	二〇八	
「	一〇三	」
	二〇四	
	二〇四	

に改める。

- 別表第五備考第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部大臣がこれと同等以上の資格として認められたものを含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第三条第二項ただし書の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日、改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条の二第二項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧法別表第一備考第五号イの規定による課程の認定（旧法別表第二に係るものを含む。）、旧法別表第一備考第三号の規定による教員養成機関の指定及び旧法第五条第一項の規定による養護教諭養成機関の指定（次項において「旧法による課程認定等」という。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 文部大臣は、新法第五条第一項並びに別表第一備考第三号及び第五号イの規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までは、旧法による課程認定等を行うことができる。

6 平成十二年四月一日前に大学又は旧法別表第一備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第五条第一項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第一又は別表第二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

7 平成十二年三月三十一日までに旧法別表第四に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第四に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

9 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項を削る。

(文部・内閣総理大臣署名)

平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（第9条）

(教育職員免許法の一部改正)

第九条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。
- 第三条に次の一項を加える。

4 中等教育学校の教員（養護教諭及び養護助教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

- 第三条の二第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「第一号から第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 中等教育学校における前二号に掲げる事項

- 第四条第二項中「学校の」を「学校（中等教育学校を除く。）の」に改め、同条第三項中「学校（」の下に「中等教育学校及び」を加え、同条第四項中「学校」の下に「（中等教育学校を除く。）」を加える。
- 第十七条の三中「第三条」を「第三条第一項から第三項まで」に改める。
- 附則第二項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程」を加え、「当該学校又は」を「当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は」に改める。
- 附則第十一項の表第二欄ハ中「高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同表第三欄中「高等学校（」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第二号中「高等学校（」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。
- 附則第十九項中「第三条」を「第三条第一項から第三項まで」に改め、附則に次の一項を加える。

20 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三

条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる。

- 別表第三第三欄中「これらに相当する」の下に「中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに」を加える。
- 別表第五第二欄中「中学校（」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校（」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加え、同表備考第五号中「を含む。」の下に「又は中等教育学校」を加える。
- 別表第七第三欄中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

**平成10年9月28日 法律第110号
精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（第15条）**

第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第十七条の三

**平成11年7月16日 法律第87号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第130条）**

（教育職員免許法の一部改正）

第百三十条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

- 第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

**平成11年12月8日 法律第151号
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第34条）**

（教育職員免許法の一部改正）

第三十四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 成年被後見人又は被保佐人

平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第514条・514条の2）

（教育職員免許法の一部改正）

第五百十四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。
- 第十六条の三第三項中「政令で定める審議会」を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるもの」に改める。
- 別表第一備考第五号イ中「審議会」を「審議会等」に改める。

平成12年3月31日 法律第29号
教育職員免許法等の一部を改正する法律（第1・2条 附則7項）

（教育職員免許法の一部改正）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条－第二十三条」に改める。
- 第四条第五項第二号中「家庭実習」の下に「、情報、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉、福祉実習」を加える。
- 第十七条の二中「養護訓練」を「自立活動」に改める。
- 第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行ったとき。

二 第七条第一項又は第二項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。

2 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

第二十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず教育職員となつた者も、前項と同様とする。

- 附則第十一項の表第一欄中「家庭実習」の下に「、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉実習」を加え、同表備考第一号中「備考第四号」を「備考第六号」に改める。
- 別表第一備考第七号及び別表第二備考第二号中「若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程」を削る。
- 別表第三中

専修免許状	一種免許状	三	一五
一種免許状	二種免許状	五	四五
二種免許状	臨時免許状	六	四五
専修免許状	一種免許状	三	一五
一種免許状	二種免許状	五	四五
二種免許状	臨時免許状	六	四五
専修免許状	一種免許状	三	一五
一種免許状	臨時免許状	五	四五

を

専修免許状	一種免許状	三	一五
	特別免許状	三	四一
一種免許状	二種免許状	五	四五
	特別免許状	三	二六
二種免許状	臨時免許状	六	四五
専修免許状	一種免許状	三	一五
	特別免許状	三	二五
一種免許状	二種免許状	五	四五
二種免許状	臨時免許状	六	四五
専修免許状	一種免許状	三	一五
	特別免許状	三	二五
一種免許状	臨時免許状	五	四五

に改め、同表備考第九号中「第七号」を「第八号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号を同表備考第九号とし、同表備考第七号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第六号を削り、同表備考第五号中「受けようとする者」の下に「（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）」を加え、同号を同表備考第七号とし、同表備考第四号中「第四欄の単位数」の下に「（第四号に規定するものを含む。）」を加え、同号を同表備考第六号とし、同表備考第三号の次に次の二号を加える。

四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄

に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

- 別表第四中備考第三号を備考第五号とし、備考第二号を備考第四号とし、備考第一号の次に次の二号を加える。

二 専修免許状に係る第三欄に定める教科又は教職に関する科目の単位数は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

- 別表第五第一欄中「家庭実習」の下に「、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉実習」を加え、同表備考第四号を削り、同表備考第五号を同表備考第四号とする。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八項、第二十一項及び第二十三項中「家庭実習」の下に「、情報実習」を、「水産実習」の下に「、福祉実習」を加える。

附 則

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

7 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「備考第七号から第九号」を「備考第八号から第十号」に改める。

<p>平成13年12月12日 法律第153号 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（附則15・20条）</p>

附 則

(教育職員免許法の一部改正)

第十五条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 附則第九項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に改める。

- 別表第二第二欄中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦の」を「保健師の」に、「看護婦の」を「看護師の」に改める。
- 別表第六備考第二号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦の」を「看護師の」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦の」を「保健師の」に改める。

平成14年5月31日 法律第55号 教育職員免許法の一部を改正する法律（第七次改正）

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。
- 第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を与える。

五 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

- 第五条第三項第一号を削り、同項第二号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。
- 第六条第二項中「又は第七」を「、第七又は第八」に改める。
- 第九条第二項中「、その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間」を削る。
- 第十条及び第十一条を次のように改める。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至ったとき。
 - 二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を

免許管理者（当該免許状を有する者が教育職員である場合にあってはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。

(取上げ)

第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

- 第十二条第一項中「授与権者」を「免許管理者」に改め、同条第三項中「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を「第一項の聴聞に際しては、」に、「第一項」を「同項」に改める。
- 第十三条第一項中「第十条第二項又は第十一条の授与権者」を「免許管理者」に改める。
- 第十四条を次のように改める。

(通知)

第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号に該当するとき（懲戒免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。）。

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

- 第三章中第十四条の次に次の一条を加える。

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると

思料するときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

- 第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

- 第二十三条を次のように改める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項（第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

- 附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。
- 附則第七項の表備考第一号中「附則第十一項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。
- 附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。
- 附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十二項とし、附則第十六項を附則第十三項とする。
- 附則第十七項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。
- 附則第十八項を附則第十五項とし、附則第十九項を附則第十六項とし、附則第二十項を附則第十七項とする。
- 別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

- 別表第三備考第一号、第二号及び第六号中「及び別表第七」を「、別表第七及び別表第八」に改め、同表備考第八号中「勤務する学校の所在する都道府県の授与権者」を「免許管理者」に改める。
- 別表に次の一表を加える。

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
受けようとする免許状の種類			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	一三
	中学校教諭普通免許状	三	一二
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	一四
	高等学校教諭普通免許状	三	九
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	三	一二
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	六

備考

中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、別表の改正規定（別表第三備考第八号の改正規定を除く。）並びに附則第三条の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第五条第一項第六号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授与を受けている者の当該特別免許状の有効期間については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けた者については、なお従前の例による。

第五条 新法第十条第二項の規定は、施行日以後に免許状が失効した者について適用し、施行日前に免許状が失効した者については、なお従前の例による。

第六条 新法第十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事由により解雇された者について適用し、施行日前に同項に規定する事由により解雇された者については、なお従前の例による。

第七条 新法第十一条第三項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を行つた場合について適用する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、新法第十一条第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受けた者について適用し、施行日前に旧法第十一条に規定する免許状取上げの処分を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし書に規定する処分を受けたことにより施行日以後に附則第四条又は第六条の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、なお従前の例による。

（文部科学・内閣総理大臣署名）

<p>平成15年7月16日 法律第117号 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第7条）</p>

（教育職員免許法の一部改正）

第七条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校」に改め、「、大学附置の学校以外の国立学校の教員にあつては文部科学大臣」を削る。
- 第七条第二項及び第三項並びに第九条第一項中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。
- 第十条第一項第二号中「国立又は公立の学校」を「公立学校」に改める。
- 第十一条第一項中「私立学校」を「国立学校又は私立学校」に改める。
- 附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

教科書の発行に関する 臨時措置法

教科書の発行に関する臨時措置法の沿革

昭和23年7月10日 法律第132号 教科書の発行に関する臨時措置法

第一条 この法律は、現在の経済事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2 著作者及び発行権が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四条 発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部大臣は、第四条の届出に基き目録を作成し、都道府県知事にこれを送付するものとする。

2 都道府県知事は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 国立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八条 文部大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示（以下発行の指示という。）しなければならない。

第九条 文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発

行者に発行の指示を行うことができる。

- 一 需要数が教科書の発行に不十分なとき。
- 二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不相当と認められるとき。
- 三 発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。
- 四 第十四条又は第十五条の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十条 発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一条 教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならない。

第十二条 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有償証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三条 保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十四条 第十条第一項の義務に違反する行為があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五条 第十二条に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六条 発行者において、第十条第一項の義務に違反する行為があると認められるときは、保証金は、これを国庫に帰属せしめることができる。

第十七条 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八条 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和23年7月15日 法律第170号
教育委員会法（附則92条）

附 則

第九十二条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を、次のように改正する。

第五条第一項、第六条第一項及び第二項、並びに第七条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県の教育委員会」に、第七条中「国立の学校の長」を「市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長」に改める。

昭和26年3月29日 法律第48号 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律（第一次改正）

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「三分」を「一分」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

昭和38年12月21日 法律第182号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（附則5項）

附 則

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

5 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第一項中「目録」の下に「（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」を加える。
- 第七条第一項中「私立の学校の長は、」の下に「採択した」を加える。
- 第九条に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定）

6 昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に

関する法律「（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

**昭和45年5月6日 法律第48号
著作権法（附則21条）**

附 則

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二十一条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣において著作権を有するもの」を「文部省が著作の名義を有するもの」に改める。

**平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（附則16条）**

附 則

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第十六条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

**平成11年7月16日 法律第87号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第127条）**

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二百二十七条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十九条 第五条第一項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第512条）**

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第五百十二条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

- 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に、「省令」を「文部科学省令」に改める。
- 第八条中「を指示（以下発行の指示という。）」を「の指示（以下「発行の指示」という。）を」に改める。
- 第九条第五号中「（昭和三十八年法律第百八十二号）」を削る。

平成15年7月16日 法律第117号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第4条）

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第四条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国立及び私立の学校」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校」に改める。

**公立義務教育諸学校の
学級編制及び教職員の
定数の標準に関する法律**

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律の沿革

昭和33年5月1日 法律第116号

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編成及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長（盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。）をいう。

(学級編成の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編成の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編成する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編成する学級	五十人
	二又は三の学年の児童で編成する学級	三十五人
	四又は五の学年の児童で編成する学級	三十人
	すべての学年の児童で編成する学級	二十人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人
中学校	同学年の生徒で編成する学級	五十人
	二の学年の生徒で編成する学級	三十五人
	すべての学年の生徒で編成する学級	三十人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

3 各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又

は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

(学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取)

第四条 都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に応ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数（同条第二項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、政令で定める数）をこえる数によろうとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。

(学級編制)

第五条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の認可)

第六条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

(教職員定数の標準)

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学校規模	乗ずる数
六学級から十七学級までの学校	二
十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学校規模	乗ずる数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「盲学校聾学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学校総数に二を乗じて得た数

二 小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

三 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	三学級から五学級までの部	一
	六学級から十七学級までの部	二
	十八学級以上の部	三
中学部	二学級以下の部	一
	三学級から二十学級までの部	二
	二十一学級以上の部	三

四 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数の七分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校聾学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

（文部大臣の勧告）

第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数（同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数。以下同じ。）をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数（第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。）が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数（以下「定数」という。）に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

(現員が定数をこえる場合の経過措置)

5 この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準としている都道府県にあつては、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化を行うものとする。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和35年6月30日法律第113号
自治庁設置法の一部を改正する法律（第28条）

(当せん金附証票法等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。

十六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）

昭和36年11月9日法律第200号

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（附則2項）

附 則

2 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十二年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

昭和38年12月21日法律第181号

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第1条）

(公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「若しくは 聾学校」を「、 聾学校若しくは養護学校」に改め、同条第二項中「又は 聾学校」を「、 聾学校又は養護学校」に、「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。）」を「事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条に規定する事務職員をいう。）」に改める。
- 第三条第一項ただし書中「特別の事情がある場合においては」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二項ただし書中「四以下の学級に編制する場合の一学級」を「一の学級に編制する場合」に、「別に政令で定める数」を「四十九人」に改め、同項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編成の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十五人
	二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十五人
	すべての学年の児童で編制する学級	十五人

	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十五人
	二以上の学年の生徒で編制する学級	二十五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

- 第三条第三項中「又は 聾学校」を「、 聾学校又は養護学校」に改める。
- 第四条を削り、第五条中「第三条第二項若しくは第三項又は前条」を「前条第二項又は第三項」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。
- 第七条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第六条とする。

一 六学級以上の学校の数に一を乗じて得た数と五学級以下の学校の数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）との合計数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学校規模	乗ずる数
五学級以下の学校	一・二五〇
六学級から十学級までの学校	一・一四〇
十一学級から二十学級までの学校	一・一三〇
二十一学級から三十学級までの学校	一・一二〇
三十一学級以上の学校	一・一一五

三 児童総数に千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童数が四百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

- 第八条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第七条とする。

一 学校数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学校規模	乗ずる数
三学級以下の学校	二・〇〇

四学級から十一学級までの学校	一・六六
十二学級から二十三学級までの学校	一・五三
二十四学級から三十五学級までの学校	一・五〇
三十六学級以上の学校	一・四七

三 生徒総数に千二百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 生徒数が三百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

- 第九条各号列記以外の部分中「及び 聾学校」を「、 聾学校及び養護学校」に、「盲学校 聾学校教職員定数」を「特殊教育諸学校教職員定数」に、「標準とする」を「標準として定めるものとする」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第八条とする。

一 学校数に二（ 肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三）を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	一・二五
	六学級から十学級までの部	一・一四
	十一学級から二十学級までの部	一・一三
中学部	二十一学級以上の部	一・一二
	三学級以下の部	二・〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六
	十二学級から二十三学級までの部	一・五三
	二十四学級以上の部	一・五〇

三 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 小学部及び中学部の部の数に一を乗じて得た数

- 第八条の次に次の一条を加える。

第九条 前三条の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

- 第十条に見出しとして「（教職員定数に含まない数）」を附し、同条各号列記以外の部分中「前三条」を「第六条から第八条まで」に、「盲学校 聾学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）」を「特殊教育諸学校教職員定数」に改める。
- 第十一条を次のように改める。

(報告及び指導又は助言)

第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、指導又は助言をすることができる。

附則第二項から附則第五項までを削る。

昭和44年5月15日法律第29号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（第一次改正）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特殊教育諸学校」に改め、「常時勤務の者に限る」の下に「。第七条において同じ」を、「事務職員をいう」の下に「。第九条及び第十四条において同じ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

- 第三条第二項ただし書を削り、同項の表の小学校の項中

二以上五以下の学年の児童で編制する学級	二十五人
すべての学年の児童で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

を

二の学年の児童で編制する学級	二十二人
三の学年の児童で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十三人

に改め、同表の中学校の項中

二以上の学年の生徒で編制する学級	二十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十五人

を

二の学年の生徒で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十三人

に改め、同条第三項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特殊教育諸学校」に、「十人」を「八人（文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、五人）」に改める。

- 第五条中「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。）町村の教育委員会」に改める。

- 第六条から第九条までを次のように改める。

(小中学校教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員の総数（以下「小中学校教職員定数」という。）は、次条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師（第十一条において「校長及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 六学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

二 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

学校の種類	学校規模	乗ずる数
小学校	一学級の学校	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの学校	一・五〇〇
	五学級の学校	一・四〇〇
	六学級から十八学級までの学校	一・一七〇
	十九学級から二十四学級までの学校	一・一四五
	二十五学級から三十学級までの学校	一・一三三
	三十一学級から三十六学級までの学校	一・一二五
	三十七学級以上の学校	一・一二〇
中学校	三学級以下の学校	二・〇〇〇
	四学級から十一学級までの学校	一・六六〇
	十二学級から二十三学級までの学校	一・五三〇
	二十四学級から三十五学級までの学校	一・五〇〇
	三十六学級以上の学校	一・四七〇

三 十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数

四 一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第八条 養護教諭及び養護助教諭（第十二条において「養護教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下この号において同じ。）と中学校の生徒総数に千五十分の一を乗じて得た数との合計数

二 へき地学校（へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第二

条に規定するべき地学校をいう。次条第四号において同じ。) の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条 事務職員の数、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 児童数が三百五十人以上の小学校の数に一を乗じて得た数と生徒数が二百五十人以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

二 三十学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と二十四学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

三 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校又は中学校で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

四 へき地学校の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した数

- 第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条中「第六条から第八条までの規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数」を「第六条及び第十条の規定による小中学校教職員定数」に改め、「の各号」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の七条を加える。

(特殊教育諸学校教職員定数の標準)

第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。）は、次条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十一条 校長及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級から十八学級までの部	一・一七〇
	十九学級から二十四学級までの部	一・一四五
中学部	二十五学級以上の部	一・一三三
	三学級以下の部	二・〇〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六〇

	十二学級から二十三学級までの部	一・五三〇
	二十四学級以上の部	一・五〇〇

三 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学校の種類	乗ずる数
盲学校	一
聾学校	二
養護学校	精神薄弱者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、二
	肢体不自由者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、三

四 寄宿舍を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十三条 寮母の数は、寄宿舍を置く特殊教育諸学校ごとに、次に定めるところにより算定した数の合計数（その数が七に達しない場合にあつては、七）を合計した数とする。

一 寄宿舍に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒（肢体不自由者である児童及び生徒を除く。）の数の合計数に五分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二 寄宿舍に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十四条 事務職員の数、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

一 当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情がある場合

二 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情がある場合

(分校等についての適用)

第十六条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三条の規定（同条第二項中同学年の児童又は生徒で編制する学級（当該児童又は生徒を一の学級に編制する場合を除く。））についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新法第六条に規定する小中学校教職員定数又は新法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日）までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正)

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

昭和49年6月1日法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律（第9条）

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「、教諭」を「並びに教諭」に改める。
- 第七条中「校長、」の下に「教頭、」を加える。

昭和49年6月22日法律第90号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第1条・附則18項）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「及び事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する事務職員をいう。第九条及び第十四条において同じ。）」を「、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員をいう。第八条の二及び第十三条の二において同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。第九条及び第十四条において同じ。）」に改める。
- 第三条第二項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十五人
	二の学年の児童で編制する学級	二十人（第一学年の児童を含む学級にあつては、十二人）
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十二人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十五人
	二の学年の生徒で編制する学級	十二人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十二人

- 第五条中「含む。」の下に「第八条第二号において同じ。」を加える。
- 第六条中「及び中学校」の下に「（学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。）」を加える。
- 第七条第二号中「一に切り上げる。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 三学級以下の中学校の数に一を乗じて得た数と四学級の中学校の数に〇・七を乗じて得た数との合計数

四 十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数

- 第七条に次の一号を加える。

五 寄宿する児童又は生徒の数が百人以下の寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数と寄宿する児童又は生徒の数が百一人以上の寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に二を乗じて得た数との合計数

- 第八条各号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

二 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条に規定する病院又は診療所をいう。）が存しない市町村の数等を考慮して政令で定めるところにより算定した数

- 第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 学校栄養職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くものの児童及び生徒（完全給食を受ける者に限る。次号において同じ。）の数の合計数に二千五百分の一を乗じて得た数
- 二 次の表の上欄に掲げる共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。）に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数	乗ずる数
五千人以下	一
五千一人以上	二

- 第九条第一号を次のように改め、同条第四号を削る。

一 小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数。ただし、当該乗じて得た数が六学級以上（分校の学級を除く。）の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数を超える場合にあつては、当該一を乗じて得た数

- 第十一条第二号中「（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 三学級以下の中学部の数に一を乗じて得た数と四学級の中学部の数に〇・七を乗じて得た数との合計数

四 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校（小学部及び中学部

が置かれていないものを除く。)の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特殊教育諸学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数

学校の種類	乗ずる数
盲学校	三
聾学校	三
精神薄弱者である児童又は生徒を教育する養護学校	三
肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校	四
病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒を教育する養護学校	三

- 第十一条に次の一号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	一
八十一人から二百人まで	二
二百人以上	三

- 第十三条中「特殊教育諸学校ごとに、」を「特殊教育諸学校ごとに」に、「七」を「八」に改め、「（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 学校栄養職員の数は、完全給食を実施する特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

- 第十六条第一項中「規定」の下に「（第八条第一号及び第九条第一号の規定を除く。）」を加える。

附 則

18 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

昭和50年7月11日法律第62号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（附則8項）

附 則

8 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和三十五年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

昭和53年6月9日法律第65号

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律（附則2項）

附 則

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改め、「第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

昭和55年5月22日法律第57号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第1条）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第二項の表中「四十五人」を「四十人」に、「二十人」を「十八人」に、「十二人」を「十人」に改め、同条第三項中「八人」を「七人」に、「あわせ有する」を「併せ有する」に、「五人」を「三人」に改める。
- 第五条中「第八条第二号」を「第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号」に改める。
- 第六条中「次条」の下に「（第二項を除く。）」を加える。
- 第七条第二号の表を次のように改める。

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
小 学 校	一学級の学校	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの学校	一・五〇〇
	五学級の学校	一・四〇〇
	六学級の学校	一・二九二
	七学級の学校	一・二五〇
	八学級から十一学級までの学校	一・二二〇

	十二学級から十五学級までの学校	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの学校	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの学校	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの学校	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの学校	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの学校	一・一五〇
	三十一学級から三十三学級までの学校	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの学校	一・一三七
	三十七学級から三十九学級までの学校	一・一三三
	四十学級以上の学校	一・一三〇
中 学 校	一学級の学校	四・〇〇〇
	二学級の学校	三・〇〇〇
	三学級の学校	二・六六七
	四学級の学校	二・〇〇〇
	五学級の学校	一・六六〇
	六学級の学校	一・七五〇
	七学級及び八学級の学校	一・七二五
	九学級から十一学級までの学校	一・七二〇
	十二学級から十四学級までの学校	一・五七〇
	十五学級から十七学級までの学校	一・五六〇
	十八学級から二十学級までの学校	一・六一〇
	二十一学級から二十三学級までの学校	一・五九五
	二十四学級から二十六学級までの学校	一・五六〇
	二十七学級から二十九学級までの学校	一・五五三
	三十学級から三十二学級までの学校	一・五五〇
	三十三学級から三十五学級までの学校	一・五四五
	三十六学級以上の学校	一・五一〇

- 第七条第三号を次のように改める。

三 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する児童又は生徒の数	乗ずる数
四十人以下	一
四十一人から八十人まで	二
八十一人から百二十人まで	三
百二十一人以上	四

- 第七条第四号及び第五号を削る。

- 第七条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長教諭等標準定数」という。）のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長標準定数」という。）とし、教頭の数は九学級以上の小学校の数と六学級以上の中学校の数との合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数に四分の三を乗じて得た数及び三学級から五学級までの中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数（以下この項において「小中学校教頭標準定数」という。）とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校校長教諭等標準定数から小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

- 第八条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

- 第八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

- 第八条の二第一号を次のように改める。

一 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。）を実施する小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの（以下この号において「単独実施校」という。）のうち児童又は生徒の数が七百人以上のもの（次号において「七百人以上単独実施校」という。）の数の合計数に一を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が六百九十九人以下のもの（以下この号及び次号において「六百九十九人以下単独実施校」という。）の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数

- 第八条の二第二号の表以外の部分中「（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「生徒」の下に「（給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号の表中「五千人」を「三千人」に、「五千一人」を「三千一人」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 七百人以上単独実施校又は共同調理場（学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。次号において同じ。）を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する六百九十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数に一を乗じて得た数

- 第九条第一号を次のように改める。

一 四学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

- 第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 三学級の小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

- 第十条中「次条」の下に「（第二項を除く。）」を加える。
- 第十一条第二号の表を次のように改める。

部の別	部の規模	乗ずる数
小 学 部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級の部	一・二九二
	七学級の部	一・二五〇
	八学級から十一学級までの部	一・二二〇
	十二学級から十五学級までの部	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの部	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの部	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの部	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの部	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの部	一・一五〇
	三十一学級から三十三学級までの部	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの部	一・一三七
三十七学級から三十九学級までの部	一・一三三	
	四十学級以上の部	一・一三〇
中 学 部	一学級の部	四・〇〇〇
	二学級の部	三・〇〇〇
	三学級の部	二・六六七
	四学級の部	二・〇〇〇
	五学級の部	一・六六〇
	六学級の部	一・七五〇
	七学級及び八学級の部	一・七二五
	九学級から十一学級までの部	一・七二〇
	十二学級から十四学級までの部	一・五七〇
	十五学級から十七学級までの部	一・五六〇
	十八学級から二十学級までの部	一・六一〇
	二十一学級から二十三学級までの部	一・五九五
	二十四学級から二十六学級までの部	一・五六〇
	二十七学級から二十九学級までの部	一・五五三
三十学級から三十二学級までの部	一・五五〇	

	三十三学級から三十五学級までの部	一・五四五
	三十六学級以上の部	一・五一〇

- 第十一条第三号を削り、同条第四号中「六分の一」を「四分の一（肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一）」に改め、同号の表中「三」を「四」に、「四」を「五」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号の表中「一」を「二」に、「二」を「三」に、「三」を「四」に改め、同号を同条第四号とする。
- 第十一条に次の一項を加える。

2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」という。）のうち、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。）とし、教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級以上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数（以下この項において「特殊教育諸学校教頭標準定数」という。）とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教育諸学校校長教諭等標準定数から特殊教育諸学校校長標準定数と特殊教育諸学校教頭標準定数との合計数を減じて得た数とする。

- 第十三条中「八」を「十」に、「四分の一」を「三分の一」に改める。
- 第十三条の二中「完全給食」を「学校給食」に改める。
- 第十六条第一項中「第九条第一号」を「第二号、第八条の二第一号及び第二号並びに第九条第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 同一の設置者が設置する小学校と中学校（それぞれ政令で定める規模のものに限る。）の敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合には、第八条第一号及び第九条第一号の規定の適用については、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十八項までを四項ずつ繰り上げる。

**昭和60年12月27日法律第109号
医療法の一部を改正する法律（附則11条）**

附 則

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第一条」を「第一条の二」に改める。

**平成3年12月24日法律第110号
地方公務員の育児休業等に関する法律（附則8条）**

附 則

第八条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号を次のように改める。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者

**平成4年7月1日法律第89号
医療法の一部を改正する法律（附則7条）**

附 則

第七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「第一条の二」を「第一条の五」に改める。

**平成5年3月31日法律第14号
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（第1条）**

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「第七条」を「第七条第一項及び第三項並びに第十一条第二項」に、「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十五条」に、「及び第十四条」を「、第十四条及び第十五条」に改める。
- 第三条第二項の表中「十八人」を「十六人」に、「十人」を「八人」に改め、同条第三項中「七人」を「六人」に改める。
- 第六条中「（第二項を除く。）」を「、第七条第一項及び第二項並びに第八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 校長の数は、小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

- 第七条第一項中「校長、」を削り、「第十一条において「校長及び教諭等」」を「以下「教

頭及び教諭等」に改め、第一号を削り、同項第二号の表小学校の項中

一学級の学校	二・〇〇〇
二学級から四学級までの学校	一・五〇〇
五学級の学校	一・四〇〇

を

一学級及び二学級の学校	一・〇〇
三学級及び四学級の学校	一・二五〇
五学級の学校	一・二〇〇

に、

七学級の学校	一・二五〇
八学級から十一学級までの学校	一・二二〇

を

七学級の学校	一・二六四
八学級及び九学級の学校	一・二四九
十学級及び十一学級の学校	一・二三四

に改め、同表中学校の項中「一・六一〇」を「一・五五七」に「一・五九五」を「一・五五〇」に、「一・五六〇」を「一・五二〇」に、

二十七学級から二十九学級までの学校	一・五五三
三十学級から三十二学級までの学校	一・五五〇

を

二十七学級から三十二学級までの学校	一・五一七
-------------------	-------

に、「一・五四五」を「一・五一五」に、「一・五一〇」を「一・四八三」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 三十学級以上の小学校の数と十八学級から二十九学級までの中学校の数との合計数に一を乗じて得た数と三十学級以上の中学校の数に二を乗じて得た数との合計数

三 小学校の分校の数と中学校の分校の数との合計数に一を乗じて得た数

- 第七条第二項中「前項に」を「前二項に」に、「小中学校校長教諭等標準定数」を「小中学校教頭教諭等標準定数」に改め、「、校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長標準定数」という。）とし」を削り、「九学級以上の小学校の数と六学級以上」を「三十学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に二分の三を乗じて得た数、九学級から二十九学級までの小学校の数と六学級から二十九学級まで」に、「及び三学級」を「並びに三学級」に、「小中学校校長標準定数と小中学校教頭標準定数との合計数」を「小中学校教頭標準定数」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 小学校又は中学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われ、又は教育課程（中学校の教育課程に限る。）の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

- 第八条中「第十二条において」を「以下」に改め、同条第一号中「四学級以上」を「三学級から二十九学級まで」に改め、同条第二号中「三学級」を「三十学級以上」に、「四分の三」を「二」に改める。
- 第八条の二第一号及び第二号中「七百人」を「六百人」に、「六百九十九人」を「五百九十九人」に改め、同条第三号の表を次のように改める。

共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数	乗ずる数
二千五百人以下	一
二千五百一人から七千人まで	二
七千一人以上	三

- 第九条第三号中「三十学級」を「二十七学級」に、「二十四学級」を「二十一学級」に改める。
- 第十条中「（第二項を除く。）」を「、第十一条第一項及び第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 校長の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

- 第十一条第一項中「校長及び教諭等」を「教頭及び教諭等」に改め、第一号を削り、同項第二号の表小学部の項中

二学級から四学級までの部	一・五〇〇
--------------	-------

を

二学級の部	一・五〇〇
三学級の部	一・五八三
四学級の部	一・五〇〇

に、

七学級の部	一・二五〇
八学級から十一学級までの部	一・二二〇

を

七学級の部	一・二六四
八学級及び九学級の部	一・二四九
十学級及び十一学級の部	一・二三四

に改め、同表中学部の項中「一・六一〇」を「一・五五七」に、「一・五九五」を「一・五五〇」に、「一・五六〇」を「一・五二〇」に、

二十七学級から二十九学級までの部	一・五五三
三十学級から三十二学級までの部	一・五五〇

を

二十七学級から三十二学級までの部	一・五一七
------------------	-------

に、「一・五四五」を「一・五一五」に、「一・五一〇」を「一・四八三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校の数と中学部の学級数が十八学級以上の特殊教育諸学校の数との合計数に一を乗じて得た数

- 第十一条第一項第三号の表精神薄弱者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「四」を「五」に、同表 肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「五」を「六」に、同表病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「四」を「五」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数

- 第十一条第二項中「特殊教育諸学校校長教諭等標準定数」を「特殊教育諸学校教頭教諭等標準定数」に改め、「校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「特殊教育諸学校校長標準定数」という。）とし」を削り、「六学級以上」を「六学級から二十九学級まで」に改め、「乗じて得た数」の下に「と小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校の数に二分の三を乗じて得た数との合計数」を加え、「特殊教育諸学校校長標準定数と」及び「との合計数」を削る。
- 第十二条中「一」の下に「（小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の特殊教育諸学校にあつては、二）」を加える。
- 第十三条中「十」を「十二」に改める。
- 第十五条中「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教頭及び教諭等、養護教諭等、寮母、学校栄養職員並びに事務職員の数」に改め、同条第一号中「当該学校」を「小学校又は中学校」に、「社会的条件が」を「社会的条件についての政令で定める」に、「ことその他の政令で定める特別の事情がある場合」を「事情」に改め、同条第二号中「行なわれ」を「行われ」に改め、「がある場合」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 小学校又は中学校において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

- 第十六条第一項中「規定（）」の下に「第七条第一項第三号、」を加え、「並びに第九条第一号及び第二号」を「、第九条第一号及び第二号並びに第十一条第一項第四号」に改め、同条第三項中「同一の設置者」を「第八条第一号又は第九条第一号の規定の適用については、同

一の設置者」に改め、「中学校（」の下に「これらの規定の適用の区分に従い」を加え、「、第八条第一号及び第九条第一号の規定の適用については」を削る。

**平成9年12月5日法律第109号
財政構造改革の推進に関する特別措置法（附則24条）**

附 則

第二十四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までの規定中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

**平成10年6月12日法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（第2条）**

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「教頭（」の下に「中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、」を加える。
- 第三条第二項及び同項の表中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加える。
- 第六条の見出しを「（小中学校等教職員定数の標準）」に改め、同条中「及び中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加え、「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に改める。
- 第六条の二中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。
- 第七条第一項第一号の表中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同項第二号中「までの中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第三号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同項第四号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に、「中学校の教育課程に限る。」を「小学校の教育課程を除く。」に改め、同条第三項中「小中学校教頭教諭等標準定数」を「小中学校等教頭教諭等標準定数」に改め、「及び中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「小中学校教頭標準定数」を「小中学校等教頭標準定数」に改める。
- 第八条第一号及び第二号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。
- 第八条の二第一号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改め、「当該学校」の下に「又は当該課程」を加え、同条第三号及び同号の表中「中学校」の

下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。

- 第九条第一号及び第二号中「中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同条第四号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。
- 第十五条第一号及び第二号中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。
- 第十六条第三項中「中学校（）」の下に「中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）で」を加え、「に限る。）」を削る。
- 第十七条中「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に改める。

附 則

第四十四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

- 附則第二項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。
- 附則第三項中「小中学校教職員定数」を「小中学校等教職員定数」に、「及び中学校」の下に「並びに中等教育学校の前期課程」を加える。
- 附則第四項中「公立の高等学校」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を、「当該高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。
- 附則第五項中「高等学校教職員定数」を「高等学校等教職員定数」に改め、「公立の高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

平成10年9月28日法律第110号

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（第15条）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十一条第一項第三号の表

平成11年7月16日法律第87号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第142条）

第四百二十二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「認可」を「同意」に改め、同条中「都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた」を「、都道府県の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た」に改める。

**平成11年12月22日法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第549条）**

第五百四十九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 第十八条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

**平成12年4月28日法律第52号
教育公務員特例法等の一部を改正する法律（第2条）**

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

**平成13年3月31日法律第22号
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第1条）**

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第三項中「並びに教諭」を「、教諭」に改め、「（常時勤務の者に限る。第七条第一項及び第三項並びに第十一条第二項において同じ。）」を削り、「第八条の二、第十三条の二及び第十五条において同じ。）及び」を「以下同じ。）並びに」に、「第九条、第十四条及び第十五条において」を「以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下）」に改める。
- 第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

- 第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

- 第七条第一項第二号中「三十学級以上の小学校」を「二十七学級以上の小学校」に、「十八学級から二十九学級まで」を「二十四学級以上」に改め、「。以下この号において同じ」及び「と三十学級以上の中学校の数に二を乗じて得た数との合計数」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 三十学級以上の小学校の数に二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。）の数に一を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数に二分の三を乗じて得た数の合計数

- 第七条第二項中「児童」を「、児童」に、「行われ、」を「行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合」に改め、同条第三項中「三十学級以上の小学校及び」を「二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の」に、「の合計数に二分の三」を「との合計数に二」に、「九学級から二十九学級」を「九学級から二十六学級」に、「六学級から二十九学級」を「六学級から二十三学級」に改める。
- 第八条第一号中「から二十九学級まで」を「以上」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百人以上の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の数との合計数に一を乗じて得た数

- 第八条の二第一号中「が六百人」を「が五百五十人」に、「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「が五百九十九人」を「が五百四十九人」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第二号中「六百人以上単独実施校」を「五百五十人以上単独実施校」に、「次号において」を「以下」に、「五百九十九人以下単独実施校」を「五百四十九人以下単独実施校」に改め、同条第三号の表中「二千五百人」を「千五百人」に、「二千五百一人から七千人」を「千五百一人から六千人」に、「七千一人」を「六千一人」に改める。
- 第十一条第一項第二号中「三十学級」を「二十七学級」に、「と中学部」を「に二を乗じて得た数と中学部」に改め、「との合計数」を削り、「得た数」の下に「との合計数」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「六」を「七」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百人以上の特殊教育諸学校の数に三を乗じて得た数の合計数

- 第十一条第二項中「二十九学級」を「二十六学級」に、「三十学級」を「二十七学級」に、「二分の三」を「二」に改める。
- 第十二条中「学級数が三十学級」を「児童及び生徒の数が六十一人」に改める。

- 第十五条第二号中「中学校又は」を「中学校若しくは」に改め、「前期課程」の下に「（第八条の二第三号の規定により学校栄養職員の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。）又は聾学校の小学部若しくは中学部」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

- 第十六条第一項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「第十一条第一項第四号」を「第十一条第一項第五号」に改める。
- 第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

平成13年7月11日法律第105号 学校教育法の一部を改正する法律（附則2条）

附 則

第二条 次に掲げる法律の規定中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項、第十三条、第十五条及び第十七条第一項

平成13年12月7日法律第143号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（附則5条）

附 則

第五条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

平成14年6月12日法律第63号
教育公務員特例法の一部を改正する法律（附則4条）

附 則

第四条 次に掲げる法律の規定中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第十八条第二号

平成15年7月16日法律第117号
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（附則11条）

附 則

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第四号中「第二十条第三項」を「第二十二條第三項」に改める。
- 第十八条第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

国立学校特別会計法

国立学校特別会計法の沿革

昭和39年4月3日 法律第55号
国立学校特別会計法

(設置)

第一条 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。）の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつて歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(借入金)

第七条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入限度の繰越し)

第八条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金を行うことができる。

(一時借入金等)

第九条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十条 第七条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十一条 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(剰余金の積立て等)

第十二条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、残余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

3 この会計の積立金は、国立学枚の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

4 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十三条 文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(委任経理)

第十七条 国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができる。

(実施規定)

第十八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

3 前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前項の繰越額に相当する金額は、この会計の昭和三十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

4 昭和三十九年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5 この法律施行の際における大学及び学校資金（公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和二十二年法律第四十二号）第十条第二項に規定する資金をいう。）は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。

6 第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十九年度に限り無償として整理するものとする。

7 一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所属替（以下次項において「所管換等」という。）をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8 この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属の行政財産とする必要があることにより所管換等をするときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

9 公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に「、国立学校特別会計」を加える。

11 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 国立学校特別会計の経理を行なうこと。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

昭和40年3月31日 法律第16号 国立養護教諭養成所設置法（附則5項）

附 則

（国立学校特別会計法の一部改正）

5 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項に規定する国立学校」の下に「、国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を加える。

昭和40年3月31日 法律第19号 国立学校特別会計法の一部を改正する法律（第一次改正）

国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第九項以下を一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度

の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不用となる財産の処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をすることができる。

附 則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

昭和44年6月9日 法律第40号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則11項）

附 則

(国立学校特別会計法の一部改正)

11 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「国立学校、」を「国立学校及び」に改め、「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第三条第一項に規定する国立工業教員養成所」を削る。
- 附則中第十項以下を一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和四十四年法律第四十号）附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所に係る経理については、なお従前の例による。

昭和46年3月31日 法律第23号 国立学校設置法の一部を改正する法律（附則5項）

附 則

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「学長又は校長」を「長」に改める。

昭和47年5月1日 法律第26号 国立学校設置法の一部を改正する法律（附則5項）

附 則

(国立学校特別会計法の一部改正)

5 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第十一項以下を一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第二十六号。以下「改正法」という。）による改正前の文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）第五条第一項第十五号に規定する史料館は、昭和四十七年四月一日から国文学研究資料館であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十七年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

**昭和48年9月29日 法律第103号
国立学校設置法等の一部を改正する法律（附則7項）**

附 則

（国立学校特別会計法の一部改正）

7 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12 国立学校設置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三百号）第一条の規定の施行の日の前日に文部省設置法第十四条に掲げる国立科学博物館の内部組織として置かれていた極地研究センターは、昭和四十八年四月一日から国立極地研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で国立学校設置法等の一部を改正する法律第一条の規定の施行の日の前日までに一般会計の昭和四十八年度の予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の歳入とみなす。

**昭和55年3月31日 法律第14号
国立学校設置法の一部を改正する等の法律（附則11項）**

附 則

（国立学校特別会計法の一部改正）

11 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「及び国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を削る。
- 附則中第十三項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和五十五年法律第十四号）附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則第二項の規定によりなお存続する国立

昭和59年4月12日 法律第13号
国立学校設置法の一部を改正する法律（附則4項）

附 則

（国立学校特別会計法の一部改正）

4 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項を次のように改める。

14 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第十三号。以下「改正法」という。）による改正前の文部省設置法第十四条に掲げる国立遺伝学研究所は、昭和五十九年四月一日から改正法による改正後の国立学校設置法第九条の二第一項の表に掲げる国立遺伝学研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和五十九年度の暫定予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の同年度の歳入とみなす。

平成4年5月6日 法律第37号
国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律（第2条）

（国立学校特別会計法の一部改正）

第二条 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。
- 附則第二項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。
- 附則中第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十四項とし、第十一項から第十三項までを十項ずつ繰り下げる。
- 附則第十項の前に見出しとして「（国立学校の廃止等に伴う経過措置）」を付し、同項を附則第二十項とする。
- 附則第九項中「国立学校の移転」の下に「（特別施設整備事業として行うものを除く。）」を加え、「用地の取得費」を「施設費」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第八項の次に次の十項を加える。

（特別施設整備資金の設置）

9 この会計においては、当分の間、国立学校設置法附則第五項に規定する事業（以下「特別施設整備事業」という。）の円滑な実施を図るため、特別施設整備資金（以下「資金」という。）を置き、この会計からの繰入金及び附則第十四項の規定による繰入金をもってこれに充てる。この場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条の規定によるもののほか、資金からの受入金をもってその歳入とし、資金

への繰入金をもつてその歳出とする。

10 前項に規定するこの会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

11 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(資金の経理方法)

12 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

(歳入歳出予定計算書の添付書類)

13 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第四条の歳入歳出予定計算書には、当該年度の資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

(剰余金の組入れ等)

14 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、毎会計年度の特別施設整備事業関連歳入額（国立学校設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産の処分収入（附則第十八項において「特定学校財産処分収入」という。））、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業のための借入金及び特別施設整備事業に係る附属雑収入に係る歳入額をいう。）から、当該年度の特別施設整備事業関連歳出額（資金への繰入金、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子に係る歳出額をいう。）を控除して残余があるときはこれを資金に組み入れ、不足があるときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別施設整備事業に要する経費に係る歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

15 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第十三条の歳入歳出決定計算書には、当該年度の資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

(資金の運用)

16 資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(読替規定)

17 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第六条第二項中「歳入歳出予定計算書」とあるのは「歳入歳出予定計算書及び附則第十三項の書類」と、第十二条第一項及び第二項中「毎会計年度の歳入歳出の決算上」とあるのは「毎会計年度の歳入額（附則第十四項の特別施設整備事業関連歳入額を除く。）から当該年度の歳出額（同項の特別施設整備事業関連歳出額を除く。）を控除して」と、第十四条第二項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは「歳入歳出決定計算書及び附則第十五項の書類」とする。

(借入金)

18 この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があり、かつ、特定学校財産処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金をすることができる。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第437条）**

(国立学校特別会計法の一部改正)

第四百三十七条 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。
- 附則第十二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

**平成11年12月22日 法律第166号
独立行政法人大学入試センター法（附則10条）**

附 則

(国立学校特別会計法の一部改正)

第十条 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(独立行政法人大学入試センターの設立に係る取扱い)

25 この会計に所属する国有財産又は物品で独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）附則第五条第一項の規定により独立行政法人大学入試センターが承継することとなるものについて、一般会計に所属替又は管理換をする場合においては、無償として整理するものとする。

**平成12年5月19日 法律第70号
行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律（附則2項）**

附 則

(国立学校特別会計法の一部改正)

2 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「附則第五項」を「附則第三項」に改める。

平成12年5月31日 法律第99号
資金運用部資金法等の一部を改正する法律（附則9条）

附 則

（国債整理基金特別会計法等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「資金運用部」を「財政融資資金」に改める。

三十九 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十二条第四項、第十五条及び附則第十六項

平成14年2月8日 法律第1号
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第17条）

（国立学校特別会計法の一部改正）

第十七条 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五項を附則第二十九項とし、附則第二十項から第二十四項までを四項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の見出し及び四項を加える。

平成15年7月16日 法律第117号
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第2条）

（国立学校設置法等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 国立学校設置法（昭和三十九年法律第五十五号）
- 二 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）

産業教育振興法

産業教育振興法の沿革

昭和26年6月11日 法律第228号
産業教育振興法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会（第四条—第九条）

第二節 地方産業教育審議会（第十条—第十四条）

第三章 財政的援助

第一節 公立学校（第十五条—第十八条）

第二節 私立学校（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は大学が、生徒又は学生に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びそ

の実施を図ること。

五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会

(設置)

第四条 文部省に、中央産業教育審議会（以下「中央審議会」という。）を置く。

(組織)

第五条 中央審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、文部大臣が任命する。

- 一 産業経済界における学識経験がある者 四人
- 二 教育界における学識経験がある者 八人
- 三 勤労界における学識経験がある者 四人
- 四 関係行政機関の職員 四人

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(権限)

第六条 中央審議会は、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

(専門委員)

第七条 中央審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に関し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、中央審議会の推薦に基づいて文部大臣が任命する。

(委員及び専門委員の費用弁償等)

第八条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

2 委員及び専門委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(政令への委任)

第九条 中央審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、政令で定める。

第二節 地方産業教育審議会

(設置)

第十条 この法律の規定により国の財政的援助を受ける都道府県に、地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）を置くものとする。

2 市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）に、地方審議会を置くことができる。

(組織)

第十一条 地方審議会は、都道府県にあつては十人以上二十人以内、市町村にあつては五人以上十五人以内において条例で定める員数の委員で組織する。

2 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

3 第一項の委員は、第五条第二項の例に準じて、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

4 前項の委員の任命に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会は市町村長の意見を聞かなければならない。

(権限)

第十二条 地方審議会は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員の費用弁償等)

第十三条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

4 費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定めなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第十四条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

第三章 財政的援助

第一節 公立学校

(補助)

第十五条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。

- 一 高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備
- 二 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備
- 三 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学における当該現職教育又は養成のための実験実習の施設又は設備

2 前項に規定するもののほか、国は、公立学校の設置者に対し、予算の範囲内において、左の各号に掲げる経費について、補助するものとする。

- 一 国又は地方の産業の発展のために必要と認められる産業教育を行う高等学校又は短期大学で、文部大臣が高等学校にあつては都道府県の教育委員会の推薦に基いて、短期大学にあつてはその設置者の申請により指定するものが当該教育を行うために必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費
- 二 地方の産業教育及びこれに関する研究の中心施設として文部大臣が都道府県の教育委員会の推薦に基いて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費
- 三 産業教育に従事する教員及び指導者の現職教育に必要な経費
- 四 その他産業教育の奨励のために特に必要と認められる経費

(短期の産業教育)

第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該学校の設置者に対し、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、中央審議会の議を経て政令で定める基準に従い、予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の返還等)

第十七条 文部大臣は、補助金を受けた者が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

- 一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の報告によつて補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるものを除くほか、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 私立学校

(私立学校に関する財政的援助)

第十九条 私立学校に関する国の財政的援助については、第十五条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により国が学校法人に対し財政的援助をする場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五条から第十九条までの規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 第五条第二項第一号、第二号又は第三号に掲げる者のうちから最初に任命される中央審議会の委員のうち各半数の者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4 第十条第二項中「市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは、すべての市町村に教育委員会が設置されるまでの間は、「教育委員会の設置されている市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

5 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表中

「教育課程 審議会	教育課程に関する事項並びに職業教育及び学校が行う職業指導に 関する事項を調査審議すること。	」
を		
「教育課程審議会	教育課程に関する事項を調査審議すること。	」
に、		
「保健体育 審議会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技 に関する事項を調査審議すること。	」
を		
「保健体 育審議 会	学校における保健、衛生教育及び体育、学校給食並びに運動競技に 関する事項を調査審議すること。	」

中央産業教育審議会	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）に基き、文部大臣の諮問に応じ、産業教育に関する重要事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議すること。
-----------	--

に改める。

- 6 実業教育費国庫補助法（大正三年法律第九号）は、廃止する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

**昭和27年8月8日 法律第304号
産業教育振興法の一部を改正する法律（第一次改正）**

産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三条」を「第三条の四」に、「財政的援助」を「国の負担及び補助」に、

「第二節 私立学校（第十九条）」

を

「第二節 私立学校（第十九条） 第三節 教科用図書（第二十条）」

に改める。

- 第二条中「学生」を「学生等」に改める。
- 第三条中「この法律及び他の法令の定めるところにより、」の下に「産業教育の振興を図るよう努めるとともに、」を加え、同条第二号中「のため必要な援助を与えること。」を「を図ること。」に改める。
- 第一章中第三条の次に次の三条を加える。

（実験実習により生ずる収益）

第三条の二 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。

（教員の資格等）

第三条の三 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

（教科用図書）

第三条の四 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

- 第十条第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金の交付」に改める。
- 「第三章 財政的援助」を「第三章 国の負担及び補助」に改める。
- 第十五条の見出しを「（国の負担）」に改め、同条第一項中「これに要する経費について当

該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

- 第十五条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

- 第十六条中「当該学校の設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。
- 第十七条の見出し中「補助金」を「負担金」に、同条各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同条第二号中「補助金交付」を「負担金の交付」に、同条第三号中「補助金の交付」を「負担金」に改める。
- 第十八条中「補助金の交付」を「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。
- 第十九条の見出し及び同条中「財政的援助」を「補助」に改め、同条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十五条及び第十六条中「負担する。」とあるのは、「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と、第十五条第二項第一号及び第二号中「都道府県の教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と、第十七条中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と読み替えるものとする。

- 第三章中第二節の次に次の一節を加える。

第三節 教科用図書

(教科用図書の発行に関する補助)

第二十条 国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五条又は第十六条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

(内閣総理・大蔵・文部大臣署名)

昭和31年6月30日 法律第163号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第10条）

（産業教育振興法の一部改正）

第十条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

昭和36年6月17日 法律第145号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第22条）

（産業教育振興法の一部改正）

第二十二条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「又は大学」を「、大学又は高等専門学校」に改める。
- 第十五条第二項第一号中「又は短期大学」を「、短期大学又は高等専門学校」に改め、「、短期大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

昭和41年6月30日 法律第98号

審議会等の整理に関する法律（第17条）

（産業教育振興法の一部改正）

第十七条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第一節 中央産業教育審議会（第四条―第九条）」を「第一節 削除」に改める。
- 第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

- 第四条から第九条まで 削除
- 第十一条第二項中「第五条第二項の例に準じて」を「産業教育に関する学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから」に改める。
- 第十五条第一項及び第十六条中「中央審議会」を「理科教育及び産業教育審議会」に改める。

昭和45年5月18日 法律第69号

日本私学振興財団法（附則16条）

附 則

(産業教育振興法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九条第二項

昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律（第2条）

(産業教育振興法の一部改正)

第二条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「学校法人」を「私立学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法（附則7条）

附 則

(産業教育振興法の一部改正)

第七条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第70条）

(産業教育振興法の一部改正)

第七十条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
- 第十六条中「理科教育及び産業教育審議会」を「前条第一項の政令で定める審議会」に改める。

昭和60年5月18日 法律第37号 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（第14条）

(産業教育振興法の一部改正)

第十四条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三節 教科用図書（第二十条）」を削る。
- 第三章第三節を削る。

**昭和60年7月12日 法律第90号
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（第7条）**

(産業教育振興法の一部改正)

第七条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第三条の四」を「第十条」に、

第二章 産業教育審議会	」
「第一節 削除	
第二節 地方産業教育審議会（第十条—第十四条）	

を「第二章 地方産業教育審議会（第十一条—第十四条）」に改める。

- 第二章の章名及び第十条を削り、同章第一節中「第四条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に改め、同節の節名及び同章第二節の節名を削る。
- 第三条の四を第六条とし、第三条の三を第五条とし、第三条の二を第四条とする。
- 第十一条を次のように改める。

(設置)

第十一条 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

- 第十一条の前に次の章名を付する。

第二章 地方産業教育審議会

- 第十二条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「地方審議会」を「地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）」に改める。
- 第十三条の見出しを「（委員）」に改め、同条第四項中「費用弁償」を「委員の定数並びに費用弁償」に、「定めなければならない」を「定める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならぬ

い。

平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（附則23条）

附 則

（産業教育振興法の一部改正）

第二十三条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校（」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を加え、「ろう学校」を「聾学校」に改め、「高等学校（」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第526条）

（産業教育振興法の一部改正）

第五百二十六条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「設備で政令で定める審議会」を「設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
- 第十六条中「審議会」を「審議会等」に改める。
- 第十七条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改める。

平成13年3月30日 法律第9号
地方交付税法等の一部を改正する法律（附則11条）

附 則

（産業教育振興法の一部改正）

第十一条 産業教育振興法の一部を次のように改正する。

- 目次中「国の負担及び補助」を「国の補助」に改める。
- 「第三章 国の負担及び補助」を「第三章 国の補助」に改める。

- 第十五条の見出しを「(国の補助)」に改め、同条第一項中「負担する」を「、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改め、同条第二項中「負担する」を「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。
- 第十六条中「負担する」を「、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。
- 第十七条の見出し中「負担金」を「補助金」に改め、同条中「負担金」を「補助金」に、「を受けた」を「の交付を受けた」に改める。
- 第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金」を「補助金」に改める。
- 第十九条第一項中「、第十五条及び第十六条中「負担する。」とあるのは、「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と」及び「、第十七条中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と」を削る。

平成14年2月8日 法律第1号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(第28条)

(私立学校振興助成法の一部改正)

第二十八条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

- 附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

平成15年7月16日 法律第117号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第14条）

（産業教育振興法の一部改正）

第十四条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「国又は」を削る。

市町村立学校職員 給与負担法

市町村立学校職員給与負担法の沿革

昭和23年7月10日 法律第135号 市町村立学校職員給与負担法

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給与という。）は、都道府県の負担とする。

第二条 市町村立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給与は、都道府県の負担とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。
- 2 市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給与の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）は、これを廃止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、国庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給与は、第一条の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

（内閣総理・文部大臣署名）

昭和26年3月31日 法律第86号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第一次改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給与という。）」を「事務職員の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償（以下給料その他の給与という。）」に改める。
- 第二条中「特別の時期及び時間」を「夜間その他特別の時間又は時期」に改め、「又は夜間の課程」を削り、「俸給その他の給与」を「給料その他の給与」に改める。
- 第二条の次に次の二条を加える。

第三条 前二条に規定する職員の定数は、都道府県の条例で定める範囲内で、教育委員会の置かれている市町村にあつては当該市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に協議してこれを定め、教育委員会の置かれていない市町村にあつては都道府県の教育委員会がこれを定める。

第四条 第一条及び第二条に規定する職員の給料その他の給与については、教育公務員特例

法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く外、都道府県の条例でこれを定める。

- 2 前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年度から適用する。
- 2 義務教育費国庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）は、廃止する。

（内閣総理・文部大臣署名）

昭和28年7月30日 法律第90号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第二次改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年末手当」を「期末手当、勤勉手当」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度から適用する。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

昭和30年8月5日 法律第125号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（附則2項）

附 則

- 2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「（女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。）」を加える。

昭和31年5月24日 法律第117号 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（附則2項）

附 則

- 2 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当、」の下に「薪炭手当、」を加える。

昭和31年6月30日 法律第163号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第3条）

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第三条を削る。
- 第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に、「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三条とする。

昭和32年5月31日 法律第145号

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（附則3項）

附 則

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

3 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給料その他の給与」の下に「及び産業教育手当」を加える。

昭和32年6月1日 法律第147号

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第三次改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びろう学校」を「、聾学校及び養護学校」に改め、「特殊勤務手当」の下に「、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に

規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に関しては、同法附則第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定の例による。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

3 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(市町村立学校教職員給与の都道府県負担)

第四条 都道府県は、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の定めるところにより、市町村立の養護学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を「中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第二項中「公立養護学校整備特別措置法第四条第一項に規定する」を削る。

(時間外勤務手当に係る改正規定の適用)

5 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条中時間外勤務手当に係る規定は、この法律の施行の日以後の時間外勤務手当につき適用があるものとする。

(内閣総理・文部大臣署名)

昭和32年6月1日 法律第154号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（附則39項）

附 則

(地方自治法の一部改正)

39 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二百四条第二項中「勤務地手当、」を削る。
- 附則第六条の次に次の三条を加える。

第六条の二 地方公共団体は、第二百四条第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

第六条の三 次に掲げる法律の規定中「勤務手当、」を削る。

- 一 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法（昭和二十三年法律第三百三十四号）第一条
- 二 市町村立学校職員給与負担法第一条
- 三 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第一百五十二号）第四条第一項

第六条の四 当分の間、改正後の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と読み替えるものとする。

昭和33年7月9日 法律第166号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第四次改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び事務職員」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）」を、「扶養手当」の下に「、通勤手当」を加え、「日直及び宿直に関する手当」を「宿日直手当、管理職手当」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

（内閣総理・文部大臣署名）

昭和34年12月23日 法律第201号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第五次改正）

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「特別区を含む。以下同じ。」を「特別区を含む。」に改める。
- 第二条中「市町村立高等学校で、」を「市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立高等学校で」に、「のみを置くもの」を「を置くもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（経過規定）

- 2 この法律の施行の際、現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十

九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）を置くもの（以下「定時制高等学校」という。）の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長（定時制の課程のほか通常課程を置く高等学校の校長を除く。以下この項において同じ。）又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師（以下「附則第二項に規定する定時制課程の校長等」という。）は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定時制課程の校長等」という。）となつたものとする。

3 この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係るこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定都市の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 この法律の施行前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

5 この法律の施行後における指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等（臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定都市の条例で定められるまでの間は、この法律の施行の際における指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定都市の退職手当について、その者のこの法律の施行の日前の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間（当該在職期間に接続する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けなければならないものを含む。）をこの法律の施行の日以後の当該指定都市の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 指定都市は、この法律の施行の際現に当該指定都市の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下「都道府県職員」という。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としてのこの法律の施行の日前の在職期間を当該指定都市の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定都市を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定都市

の退職年金条例の適用を受ける職員（以下「指定都市職員」という。）としてのこの法律の施行の日以後の引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定都市は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定都市職員としての在職期間が前二項の規定により指定都市又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う都道府県の教育委員会から指定都市の教育委員会への事務引継その他この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

11 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。
- 第十三条第九項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

(内閣総理・文部大臣署名)

<p>昭和35年3月31日 法律第42号 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（附則4項）</p>
--

附 則

4 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に「、定時制通信教育手当」を加える。

<p>昭和35年6月9日 法律第93号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（附則6項）</p>

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

6 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

**昭和36年5月8日 法律第83号
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第六次改正）**

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「、死亡一時金」を削る。
- 第二条中「その他の給与」の下に「、初任給調整手当」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（文部・内閣総理大臣署名）

**昭和37年3月27日 法律第23号
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第七次改正）**

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「扶養手当」の下に「、初任給調整手当」を加える。
- 第二条中「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条に規定する定時制の課程」に、「通常の課程」を「同法同条に規定する全日制の課程」に改め、「、初任給調整手当」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

**昭和38年12月21日 法律第181号
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（第2条）**

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第二条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者）」の下に「及びこれに準ずる者として政令で定める者」を加える。

**昭和39年7月2日 法律第133号
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（附則5項）**

附 則

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

昭和42年8月1日 法律第121号 地方公務員災害補償法（附則14条）

附 則

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十四条 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「退職一時金、旅費並びに公務災害補償」を「退職一時金並びに旅費」に改める。

昭和45年12月17日 法律第119号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（附則19項）

附 則

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

19 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に「、調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）」に改める。

昭和49年6月1日 法律第70号 学校教育法の一部を改正する法律（附則2条）

附 則

第二条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「校長」の下に「、教頭」を加える。
- 第二条中「並びに」を「、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

昭和49年6月22日 法律第90号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第4条）

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第四条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）」を「、学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第三項に規定する事務職員をいう。以下同じ。）」に、「事務職員に」を「学校栄養職員及び事務職員に」に改める。
- 附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

昭和50年3月31日 法律第9号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（附則15項）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

15 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「勤勉手当」の下に「、義務教育等教員特別手当」を加える。

昭和52年12月21日 法律第88号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（附則10項）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

10 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、第一条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当、育児休業給」とする。

昭和55年5月22日 法律第57号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第3条）

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、第九項を削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十八項までを四項ずつ繰り上げる。

平成元年12月13日 法律第73号

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（附則10項）

附 則

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

10 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

平成3年5月21日 法律第79号

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（附則14条）

附 則

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十四条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

平成3年12月24日 法律第102号

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（附則13項）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

13 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「宿日直手当」の下に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

**平成7年3月31日 法律第52号
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（附則9条）**

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第九条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

**平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（第4条）**

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第四条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を、「校長」の下に「（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）」を、「給与という。）」の下に「並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）」を加える。
- 第二条中「高等学校」を「の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」に、「外に」を「ほかに」に、「全日制の課程を置くもの」を「全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校」に改める。

**平成13年3月31日 法律第22号
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第3条）**

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「講師」の下に「（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を加え、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三

十三年法律第百十六号) 第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号) 第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第三項に規定する事務職員」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号) 第二条第三項の政令で定める者」に、「以下給料その他の給与と」を「以下「給料その他の給与」と」に改め、「校長に係るものとする。）」の下に「並びに講師(同法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。))」を加える。

- 第二条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「定時制の課程と」を「この条において「定時制の課程」と」に改め、「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))」を、「産業教育手当」の下に「並びに講師(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号) 第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬等」を加える。
- 附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号) 第二条第三項に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号) 第五条の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に改める。

平成13年7月11日 法律第105号
学校教育法の一部を改正する法律(附則2条)

附 則

(市町村立学校職員給与負担法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

- 一 市町村立学校職員給与負担法(昭和三十二年法律第百三十五号) 第一条
- 二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号) 第二条第二項
- 三 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号) 第二条第三項、第十三条、第十五条及び第十七条第一項
- 四 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号) 第二条第一項、第二十条(見出しを含む。)、第二十二條及び第二十三条第一項
- 五 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号) 第二条第二項

平成13年11月28日 法律第126号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（附則3項）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

3 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、第一条中「退職手当」とあるのは、「退職手当、特例一時金」とする。

平成14年5月29日 法律第48号

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（附則3条）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地手当」の下に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

平成14年11月22日 法律第106号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（附則12項）

附 則

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

12 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

社会教育法

社会教育法の沿革

昭和24年6月10日 法律第207号
社会教育法

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
- 第三章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
- 第四章 公民館（第二十条—第四十二条）
- 第五章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
- 第六章 通信教育（第四十九条—第五十七条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条 前条の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 八 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 十二 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十三 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十四 その他第三条の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

- 一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつ旋に関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要なこう報宣伝で視覚聴覚教育の手段を

利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない。

(報告)

第十四条 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第三章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者

三 学識経験者

3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不相当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係)

第十六条 公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九条に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、条例で定める。

2 都道府県又は市町村が前項の条例を制定するには、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条から第六十三条までの例による。

(社会教育委員の実費弁償)

第十九条 地方公共団体は、社会教育委員に対し、報酬及び給料を支給しない。

2 地方公共団体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

3 前項の費用については、教育委員会法第三十一条第三項の規定を準用する。

第四章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及

び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

2 前項の条例については、第十八条第二項の規定を準用する。

第二十五条 市町村が公民館を設置、又は廃止したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十六条 法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の規定による館長の任命に関しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九条に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。

一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関で、第二十条の目的達成に協力するものを代表する者

三 学識経験者

2 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。

3 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

4 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

5 前項の条例については、第十八条第二項の規定を準用する。

第三十一条 法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、その役員をもつて充てるものとする。

第三十二条 第十九条の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

(特別基本財産)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

2 前項の規定による特別会計の設置に関する議案については、第十八条第二項の規定を準用する。

(公民館の補助その他の援助)

第三十五条 国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十六条 前条の規定により国庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

- 一 公民館の職員に要する経費
- 二 公民館における基本的事業に要する経費
- 三 公民館に備え付ける図書その他の教養設備に要する経費

2 前項各号の経費の範囲その他補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条 都道府県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(公民館の指導)

第三十九条 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

(罰則)

第四十一条 前条の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第五章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立又は公立の学校（この章中以下「学校」という。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 学校の管理機関は、それぞれの管理に属する学校に対し、その教育組織及び学校の

施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第六章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第四十五条、第七十条及び第七十六条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、質問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徴収することができる。但し、国立又は公立の学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、一課程につき、一千元以上三千元以下の範囲において、文部大臣が定める。

(通信教育審議会)

第五十三条 文部省に通信教育審議会を置く。

2 通信教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ、通信教育に関し、必要な事項を調査審議

する。

- 3 通信教育審議会は、前項の事項について、文部大臣に建議することができる。
- 4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。
- 5 通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

- 2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替え、第十七条第二項の規定は、適用しないものとする。
- 3 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「図書館、」の下に「公民館、」を加える。

- 4 図書館に関する法律が施行されるまでの間、図書館に関しては、第九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律施行前通信教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通信教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

(文部・郵政・内閣総理大臣署名)

昭和25年5月10日 法律第168号
教育委員会法の一部を改正する法律（附則3項）

附 則

- 3 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

- 2 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第六十一条に規定する事件の例による。

昭和26年3月12日 法律第17号
社会教育法の一部を改正する法律（第一次改正）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第一章 総則（第一条—第九条）」を「第一章 総則（第一条—九条）」「第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の五）」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。
- 第一章の次に次の一章を加える。

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

- 2 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体におけ

る文部大臣の指定する社会教育に関係のある職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 社会教育主事の講習に関し履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

- 第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

附 則

1 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。

2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

3 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九条の二第二項中「市町村の教育委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として、」と読み替えるものとする。

4 前項の市町村に市町村の長の補助機関として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命するものとする。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者（都道府県の教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にあるものを含む。）及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

6 左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。

- 一 教育事業、社会事業、児童福祉事業又は文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の事業に十年以上従事したこと。

二 年齢三十五年以上であること。

三 社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県の教育委員会において社会教育主事となるのに十分な人格、識見を有する者である旨の認定をしたこと。

7 この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有する者は、別に辞令を發せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

8 この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に辞令を發せられない限り、社会教育主事補となつたものとする。

(文部・内閣総理署名)

**昭和27年6月6日 法律第168号
文部省設置法の一部を改正する法律（附則2項）**

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第七条第二項第一号の二の改正規定は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第五十一条第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。
- 第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

**昭和28年8月14日 法律第211号
青年学級振興法（附則7項）**

附 則

(社会教育法の一部改正)

7 社会教育法の一部を次のように改正する。

- 第五条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを順次一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 青年学級の開設及び運営に関すること。

- 第六条中「第三号」の下に「及び第五号」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年学級の奨励に関すること。

- 第二十二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、

同条に第一号として次の一号を加える。

一 青年学級を実施すること。

- 第四十条中「都道府県の教育委員会」を「市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行為の停止を命ずべき旨を勧告することができる。

- 第四十一条中「前条」を「前条第一項」に、「違反し」を「違反する行為をし」に改める。
- 第四十七条の次に次の一条を加える。

(青年学級)

第四十七条の二 学校（大学を除く。以下本条において同じ。）の管理機関は、その管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができる。

昭和29年6月3日 法律第159号

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第4条）

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第二号中「教育職員の職」を「文部大臣の指定する教育に関する職」に改める。

昭和31年6月30日 法律第163号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第6条）

(社会教育法の一部改正)

第六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第十八条第二項、第十九条第三項、第二十四条第二項、第三十条第五項及び第三十四条第二項を削る。
- 第三十九条中「公民館」を「法人の設置する公民館」に改める。

昭和32年5月2日 法律第95号

社会教育法の一部を改正する法律（第二次改正）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要な経費について行う補助に関しては、当分の間、適用しないものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部・内閣総理大臣署名)

昭和34年4月30日 法律第158号 社会教育法等の一部を改正する法律（第1条）

(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。
- 第五条第四号中「博物館」の下に「、青年の家」を加える。
- 第九条の二を次のように改める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

- 第九条の四に次の一号を加える。

四 第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

- 第九条の五を次のように改める。

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

- 第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。

- 第十三条を次のように改める。

(社会教育審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

- 第十七条に次の一項を加える。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

- 第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

- 第二十一条に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

- 第二十三条の次に次の一条を加える。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

- 第二十七条第一項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

- 第二十八条第一項中「その他」を「、主事その他」に改める。

- 第二十八条の次に次の一条を加える。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

- 第二十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

- 第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

- 第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

- 附則第六項を削る。

昭和36年6月17日 法律第145号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第16条）

(社会教育法の一部改正)

第十六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第九条の四第一号中「、六十二単位以上を修得し」を「六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。
- 第四十七条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。
- 第四十八条第二項中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

昭和36年10月31日 法律第166号

学校教育法等の一部を改正する法律（附則5項）

附 則

(社会教育法の一部改正)

5 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第四条及び第六条第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改める。
- 第七条中「こう報宣伝」を「広報宣伝」に改める。
- 第四十九条中「第七十条」を「第五十四条の二」に改める。

**昭和38年6月8日 法律第99号
地方自治法の一部を改正する法律（附則22条）**

附 則

（社会教育法の一部改正）

第二十二條 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第三十三条の見出しを「（基金）」に改め、同条中「特別の基本財産又は積立金」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金」に改める。
- 第三十七条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「第二百三十一条」を「第二百三十二条の二」に改める。

**昭和42年8月1日 法律第120号
許可、認可等の整理に関する法律（第10条）**

（社会教育法の一部改正）

第十條 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第六条第一号を次のように改める。
 - 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。
- 第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

**昭和53年4月24日 法律第27号
各種手数料等の改定に関する法律（第4条）**

（社会教育法の一部改正）

第四條 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「一千円以上三千円以下」を「三千円以上九千円以下」に改める。

**昭和56年5月19日 法律第45号
各種手数料等の改定に関する法律（第3条）**

（社会教育法の一部改正）

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「三千円以上九千円以下」を「三千五百円以上一万五百円以下」に改める。

**昭和57年7月23日 法律第69号
行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の
廃止に関する法律（第12条）**

（社会教育法の一部改正）

第十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「及び社会教育主事補」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

**昭和58年12月2日 法律第78号
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第66条）**

（社会教育法の一部改正）

第六十六条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第十三条の見出しを「（審議会等への諮問）」に改め、同条中「社会教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。
- 第五十一条第三項中「社会教育審議会」を「第十三条の政令で定める審議会」に改める。

**昭和59年5月1日 法律第23号
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律（第4条）**

（社会教育法の一部改正）

第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「申請する者から」の下に「実費の範囲内において文部省令で定める額」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を削る。

昭和60年7月12日 法律第90号

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律（第8条）

（社会教育法の一部改正）

第八条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第四十条第二項を削る。
- 第四十一条中「前条第一項」を「前条」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

昭和61年12月26日 法律第109号

地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（第5条）

（社会教育法の一部改正）

第五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第九条の六中「都道府県の教育委員会」を「都道府県」に改める。
- 第四十条に次の一項を加える。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

- 第四十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

平成2年6月29日 法律第71号

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（附則2項）

附 則

（社会教育法の一部改正）

2 社会教育法の一部を次のように改正する。

- 第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。
- 第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

平成10年6月12日 法律第101号

学校教育法等の一部を改正する法律（附則20条）

附 則

（社会教育法の一部改正）

第二十条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第四十五条」の下に「、第五十一条の九第一項」を加える。

平成11年7月16日 法律第87号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第131条）

（社会教育法の一部改正）

第百三十一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第六条中「及び第五号」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
- 第十五条第二項中「左の各号に掲げる者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」に改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削る。
- 第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

- 第二十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第二十八条第二項を削る。
- 第二十九条第一項中「置く」を「置くことができる」に改め、ただし書を削る。
- 第三十条第一項中「左の各号に掲げる者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」に改め、各号を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第三十一条中「あつては、」を削り、「の委員は、その」を「を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の」に改める。
- 第四十七条の二を削る。

平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第518・523条）

（社会教育法の一部改正）

第五百十八条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

- 第十三条の見出しを「（審議会等への諮問）」に改め、同条中「生涯学習審議会」を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるもの」に改める。
- 第五十一条第三項中「生涯学習審議会」を「第十三条の政令で定める審議会等」に改める。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

第五百二十三条 社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

**平成13年7月11日 法律第105号
学校教育法の一部を改正する法律（附則3条）**

附 則

（社会教育法の一部改正）

第三条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「第五十四条の二」を「第五十二条の二」に改める。

**平成13年7月11日 法律第106号
社会教育法の一部を改正する法律（第三次改正）**

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第三条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

- 第四条中「前条」を「前条第一項」に改める。
- 第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第十四号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条中同号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同条第十二号中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改め、同条中同号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

- 第五条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

- 第七条第一項中「視覚聴覚教育」を「視聴覚教育」に改める。
- 第九条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 第九条の四第二号中「且つ」を「かつ」に、「第九条の五」を「次条」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「一年以上社会教育主事補の職にあつた」を「第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になる」に改め、同条第四号中「第九条の五」を「次条」に、「前各号」を「前三号」に改める。
- 第十五条第二項及び第三十条第一項中「関係者」の下に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学・内閣総理大臣署名)

平成15年7月16日 法律第117号
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第9条）

(社会教育法の一部改正)

第九条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第四十三条中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下この章及び第五十二条において同じ。）又は公立学校」に改める。
- 第四十四条第二項中「文部科学大臣」を「設置者である国立大学法人（国立大学法人

法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長」に改める。

- 第四十八条第一項中「学校の管理機関は、」を「文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関は」に改める。
- 第五十二条ただし書中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

平成15年7月16日 法律第119号

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第34条）

（社会教育法の一部改正）

第三十四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

- 第四十三条中「この章及び第五十二条において」を削り、「この章中以下「学校」という」を「同項に規定する公立学校をいう。以下同じ」に改める。
- 第四十四条第一項中「学校の管理機関」を「学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関」に改め、同条第二項中「公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては」を「公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては」に改める。
- 第四十八条第一項中「公立学校の管理機関はそれぞれの管理に属する学校」を「地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校」に改める。

私立学校法

私立学校法の沿革

昭和24年12月15日 法律第270号
私立学校法

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 私立学校に関する教育行政（第五条－第二十四条）
- 第三章 学校法人
 - 第一節 通則（第二十五条－第二十九条）
 - 第二節 設立（第三十条－第三十四条）
 - 第三節 管理（第三十五条－第四十九条）
 - 第四節 解散（第五十条－第五十八条）
 - 第五節 助成及び監督（第五十九条－第六十三条）
- 第四章 雑則（第六十四条・第六十五条）
- 第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第四条 この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立大学を設置する学校法人及び私立大学以外の私立学校と

私立大学とをあわせ設置する学校法人については文部大臣とする。

第二章 私立学校に関する教育行政

(所轄庁の権限)

第五条 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四条及び第十三条の規定にかかわらず、左の各号に掲げる権限を有する。

一 私立学校の設置廃止（高等学校の通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五条（同法第七十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

2 学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない。

(報告書の提出)

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(都道府県知事の事務)

第七条 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に関して、左の事務を行う。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定に基いて行う校長、園長及び教員の免許状に関する事務

二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行う教科用図書の検定

(私立学校審議会又は私立大学審議会に対する諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五条各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

2 文部大臣は、私立大学について、第五条各号に掲げる事項（学校教育法第六十条第一項の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(私立学校審議会)

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十条 私立学校審議会は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の数は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に対して求めるものとする。但し、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

4 第一項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これを組織する私立学校が最多数である団体に対して委員の候補者の推薦を求めるものとする。

5 前項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に対してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

6 前五項の規定は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を

生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補欠委員の数」と読み替えるものとする。

(委員の任期)

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。
- 3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。但し、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用は、都道府県の負担とする。
- 3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(私立大学審議会)

第十八条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議会を置く。

- 2 私立大学審議会は、私立大学に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

(委員)

第十九条 私立大学審議会は、二十人の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第二十条 文部大臣は、前条第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 第十一条第二項から第六項までの規定は、私立大学審議会の委員の候補者の推薦について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「文部大臣」と、同条第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは「私立大学」と読み替えるものとする。

(委員の免職)

第二十一条 文部大臣は、私立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(委員の費用弁償)

第二十二条 私立大学審議会の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が、大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第二十三条 私立大学審議会の庶務は、文部省管理局において処理する。

(準用規定)

第二十四条 第十二条、第十三条、第十五条及び第十七条の規定は、私立大学審議会について準

用する。この場合において、第十三条第二項及び第十七条中「都道府県知事」とあるのは、「文部大臣」と読み替えるものとする。

第三章 学校法人

第一節 通則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(準用規定)

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定（法人の権利能力及び不法行為能力）は、学校法人について準用する。

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも左に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称
- 四 事務所の所在地
- 五 役員に関する規定
- 六 評議員会及び評議員に関する規定
- 七 資産及び会計に関する規定
- 八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 九 解散に関する規定
- 十 寄附行為の変更に関する規定
- 十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることに因つて成立する。

(準用規定)

第三十四条 民法第四十一条（贈与、遺贈の規定の準用）、第四十二条（寄附財産の帰属）及び第五十一条第一項（財産目録）（法人設立の時に限る。）の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「学校法人成立の時」と読み替えるものとする。

第三節 管理

（役員）

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（業務の決定）

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、理事の過半数をもって決する。

（役員職務）

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、左の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

（役員選任）

第三十八条 理事となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

(役員^の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

(役員^の補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(評議員^会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由に因る解放

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可)

第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(会計年度)

第四十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(準用規定)

第四十九条 民法第五十四条から第五十七条までの規定（代表権の制限及び委任、仮理事、特別

代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、左の事由に因つて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
- 五 破産
- 六 第六十二条の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。但し、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を第五十九条第一項の規定による補助金として支出することができる。

4 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について前項但書の処置をとるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十五条 合併に因り学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることに因つて効力を生ずる。

(準用規定)

第五十八条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで（法人の解散及び清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百六条から第三百三十七条まで及び第三百三十八条（法人の清算の監督）の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも学校法人に有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第八条第一項の規定の適用を妨げない。

2 国又は地方公共団体は、前項又は第五十一条第三項の規定により学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている条件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3 所轄庁は、第一項又は第五十一条第三項の規定により助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基く所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

4 国又は地方公共団体は、第一項又は第五十一条第三項の規定により学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備えていた条件を欠き、助成の継続を不相当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたとき、及び当該学校法人が前項の規定による所轄庁の措置に従わなかつたときは、その後の助成をやめるものとする。

5 文部大臣又は地方公共団体の長は、国又は当該地方公共団体が第一項又は第五十一条第三項の規定により学校法人に対してした助成がその目的を有効に達しているかどうかについて、所轄庁に対し意見を述べるることができる。

6 所轄庁は、第三項第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することができる。

(免税)

第六十条 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたもの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の

停止を命ずることができる。

- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
- 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

(聴聞等)

第六十三条 第五十九条第六項の規定は、前二条の規定による処分の場合に準用する。

第四章 雑則

(私立各種学校)

第六十四条 第四条から第六条まで及び第八条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四条及び第八条第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

- 2 学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。
- 4 各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。
- 7 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前条第四項の法人は、この限りでない。

第五章 罰則

第六十六条 左の各号の一に該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第四十七条の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 四 第五十三条及び第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 五 第五十八条において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。
- 六 第五十八条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
- 七 第六十一条の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。
- 3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。
- 4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。
- 5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。
- 6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条第四項の法人となることができる。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 8 第四条、第九条第二項、第十条第二項第一号、第十一条、第十八条第二項、第十九条第二項第一号及び第二十条の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む）

む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第十条第二項第一号及び第四項、第十五条並びに第十九条第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続いて、当該学校を設置することができる。

11 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12 第五条第一号中「学校教育法第四十五条（同法第七十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五条（同法第七十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）及び第百五条」と読み替えるものとする。

13 第七条第二号に規定する教科用図書の検定に関する事務は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行う。

14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16 学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17 この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いている者は、第六十五条の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「別に法律で定める法人」を「私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」に、同条第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。
- 第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

- 第三十四条中「都道府県監督庁」を「都道府県知事」に改める。
- 第八十四条に次の一項を加える。

前項の都道府県監督庁は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

- 第二条を次のように改める。

第二条 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二条第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることことができる。

- 19 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条第一項第四号中「別に私立学校に関して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）」に改める。
- 第二十四条第一項中「国語審議会—国語に関する事項を調査審議すること。」を

国語審議会	国語に関する事項を調査審議すること。
「私立大学審議会」	文部大臣の諮問に応じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に関し私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に関する重要事項を建議すること。

に改める。

- 20 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「大日本育英会、」の下に「学校法人、」を「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

- 21 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「第三十四条の法人及び宗教法人」の下に「並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条の学校法人及び同法第六十四条第四項の法人」を加える。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

**昭和25年3月31日 法律第79号
所得税法等の改正に件う関係法令の整理に関する法律（第32条）**

第三十二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

**昭和25年4月19日 法律第103号
学校教育法の一部を改正する法律（附則2項）**

附 則

- 2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

昭和28年8月5日 法律第167号 学校教育法等の一部を改正する法律（第3条）

（私立学校法の一部改正）

第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第七条を次のように改める。

（都道府県知事の事務）

第七条 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）の規定に基づき、私立大学以外の私立学校の校長（園長を含む。）及び教員に係る免許状に関する事務を行う。

- 附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

昭和28年8月15日 法律第213号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（第5条）

（私立学校法の一部改正）

第五条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第四章 雑則（第六十四条・第六十五条）」を「第四章 雑則（第六十四条一第六十五条の二）」に改める。
- 第六十五条の次に次の一条を加える。

（実施規定）

第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部省令で定める。

昭和29年6月3日 法律第159号 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第5条）

（私立学校法の一部改正）

第五条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「校長（園長を含む。）及び」を削る。

昭和36年6月17日 法律第145号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（第17条）

（私立学校法の一部改正）

第十七条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第四条を次のように改める。

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人

- 第五条第一項第一号中「大学院、盲学校」を「、大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校」に改める。
- 第七条中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。
- 第八条の見出し中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改め、同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同条に次の一項を加える。

3 文部大臣は、私立高等専門学校について、第五条各号に掲げる事項を行なう場合においては、あらかじめ、学校教育法第七十条の七第一項の高等専門学校審議会（以下高等専門学校審議会という。）の意見を聞かなければならない。

- 第九条第二項及び第十一条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。
- 第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に改める。

- 第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、学科」を加える。
- 第五十九条第六項中「又は私立大学審議会」を「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」に、「若しくは私立大学審議会」を「、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」に改める。
- 第六十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四条中「前号に掲げる私立学校以外の学校」若しくは「第二号に掲げる私立学校」とあり、又は第八条第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

昭和36年10月31日 法律第166号 学校教育法等の一部を改正する法律（第2条）

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「左に」を「次に」に、「因つて」を「よって」に、「因る」を「よる」に改める。
- 第五条第一項第一号を次のように改める。

一 私立学校の設置廃止（高等学校の全日制の課程（学校教育法第四条に規定する全日制の課程をいう。）、定時制の課程（同法同条に規定する定時制の課程をいう。）及び通信制の課程（同法同条に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。）、大学の学部及び大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに同法第五十四条の二（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更並びに私立高等学校の通信制の課程で同法第四十五条第三項に規定するもの（以下「広域の通信制の課程」という。）に係る学則の変更の認可を行なうこと。

- 第十条第四項中「ろう学校」を「聾学校」に改める。
- 第三十条第一項第三号を次のように改める。

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、学科（高等専門学校の学科に限る。）又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

- 第五十一条第四項及び第五項中「但書」を「ただし書」に改める。
- 第五十三条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。
- 第五十五条中「因り」を「より」に改める。

- 第六十四条の次に次の一条を加える。

(文部大臣の承認)

第六十四条の二 都道府県知事である所轄庁は、広域の通信制の課程を置く私立高等学校を設置する学校法人について第三十条第一項、第四十五条、第五十条第二項又は第五十二条第二項の規定による認可又は認定（第四十五条の規定による認可にあつては、広域の通信制の課程に関係のある事項で、文部大臣が定めるものに係る認可に限る。）を行なう場合には、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

- 第六十五条中「前条」を「第六十四条」に改める。
- 附則第十二項を次のように改める。

12 第五条第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第五十条の規定による通信教育の開設廃止」と読み替えるものとする。

**昭和37年9月15日 法律第161号
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第64条）**

(私立学校法の一部改正)

第六十四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

2 前二条の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

**昭和39年6月19日 法律第110号
学校教育法の一部を改正する法律（附則5項）**

附 則

(私立学校法の一部改正)

- 5 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項第一号中「大学院」の下に「、短期大学の学科」を加える。
 - 第三十条第一項第三号中「高等専門学校」を「短期大学及び高等専門学校」に改める。

**昭和43年6月10日 法律第94号
許可、認可等の整理に関する法律（第5条）**

(私立学校法の一部改正)

第五条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法（附則13条）

附 則

(私立学校法の一部改正)

第十三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

- 第五十九条第一項中「及び地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第八条第一項」を「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五まで」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項の規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののほか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要がある場合において、当該職員に学校法人の関係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科（短期大学及び高等専門学校の学科を除く。）若しくは大学院の研究科の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に関し所轄庁が定めた規程（一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。）に違反することとなることと認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五条第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用

する。この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替えるものとする。

- 第五十九条第五項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「（日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。）」を、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行なうことができる。

- 第六十三条第一項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同条第二項中「前二条」を「第五十九条第十項第三号又は前二条」に改める。

昭和45年6月1日 法律第111号 許可、認可等の整理に関する法律（第11条）

（私立学校法の一部改正）

第十一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二を削る。

昭和50年7月11日 法律第59号 学校教育法の一部を改正する法律（附則7条）

附 則

第七条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二項中「「各種学校」とは、学校教育法第八十三条第一項」を「、「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項」に改める。
- 第四条第二号中「の私立学校」の下に「並びに私立専修学校及び私立各種学校」を加え、同条第四号中「学校法人」の下に「及び第六十四条第四項の法人」を加え、同条第五号中「第二号に掲げる私立学校」の下に「、私立専修学校又は私立各種学校」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。
- 第九条第二項中「及び私立各種学校」を「並びに私立専修学校及び私立各種学校」に改める。
- 第十条第二項第一号中「園長」の下に「、私立専修学校の校長」を、「これらの学校」の下に「若しくは専修学校」を、「学校法人」の下に「若しくは第六十四条第四項の法人」を加え、同条第四項中「これらの学校」の下に「若しくは各種学校」を加える。
- 第十一条第一項中「目的とする団体」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体」を加え、「私立学校の総数」を「私

立学校又は私立専修学校の総数」に改め、「ときは」の下に「、それぞれ」を加え、「幼児の数が」を「幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ、」に改め、「幼児の総数」の下に「又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「候補者の数」を「候補者の総数」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

- 第十一条第四項中「私立学校の団体が」を「私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ」に改め、「組織する私立学校」の下に「又は私立専修学校」を、「団体に対して」の下に「それぞれ」を加え、同条第五項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。
- 第十五条中「関係する学校」の下に「、専修学校」を加える。
- 第二十条第二項中「私立学校」の下に「又は私立専修学校」を加える。
- 第六十四条の見出しを「（私立専修学校等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「第五条各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限又は同法第八十二条の十第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「第五条各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」と読み替えるものとする。

- 第六十四条第二項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第三項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に、「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改め、同条第四項中「各種学校」を「専修学校又は各種学校」に改め、同条第五項中「私立各種学校」を「私立専修学校又は私立各種学校」に改める。

昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律（第1・5条）

（私立学校法の一部改正）

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 附則中第二十項を第二十五項とし、第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の五項を加える。

17 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法

人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

18 学校法人立以外の私立の学校を設置する者に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「所轄庁」とあるのは、「都道府県知事」と読み替え、同条のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務
第四項第二号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
第四項第三号	当該学校法人の役員が	当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。）が
	、法令	又は法令
	処分又は寄附行為	当該学校についての処分
第七項	当該役員が	当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
	当該学校法人の理事	当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者）
	解職しようとする役員	担当を解こうとする者
第八項	当該役員	当該担当を解こうとする者
	文部大臣	附則第十九項の規定による特別の会計について、文部大臣
第十項第一号	学校法人の関係者	学校の経営に関係のある者
	質問させ	当該学校の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該学校の経営に関する帳簿

19 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項又は第三項の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、第四十八条の規定を準用する。

20 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

21 学校法人立以外の私立の学校を設置する者で第十七項の規定に基づき第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第五条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(私立学校等の特例)

第七条 この法律（第二十条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者については附則第十四条の規定の適用があるものとし、その適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都府道県知事」とする。

<p>昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法（附則3・14条）</p>

附 則

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第一号中「高等学校の全日制の課程」を「高等学校の学科、全日制の課程」に、「大学の学部」を「大学の学部、学部の学科」に、「並びに私立高等学校」を「並びに収容定員及び私立高等学校」に改める。
- 第三十条第一項第三号中「（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）」を削る。
- 第五十一条第三項中「第五十九条第一項の規定による」を削る。
- 第五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

- 第五十九条を次のように改める。

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

- 第六十三条第一項を次のように改める。

所轄庁は、前二条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

- 第六十三条第二項中「第五十九条第十項第三号又は」を削る。
- 附則第十八項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項から附則第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第十四条 日本私学振興財団法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第四項を削る。

<p>昭和51年5月25日 法律第25号 学校教育法の一部を改正する法律（附則4項）</p>
--

附 則

(私立学校法の一部改正)

4 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第一号中「及び大学院」を「、大学院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。

- 第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、大学院の研究科」を加える。

**昭和53年5月23日 法律第55号
審議会等の整理等に関する法律（第42条）**

（私立学校法の一部改正）

第四十二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第八条の見出し中「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に改め、同条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「私立大学について、第五条」を「私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項」に改め、「第六十条第一項」の下に「（同法第七十条の八において準用する場合を含む。）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項を削る。
- 第十八条第二項中「私立大学に関する」を「私立大学及び私立高等専門学校に関する」に改める。
- 第十九条第二項第一号中「若しくは教員又は私立大学」を「、私立高等専門学校の校長、これらの学校の教員又はこれらの学校」に改め、同条第四項中「学長」の下に「、校長」を加える。
- 第二十条第一項本文中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同項ただし書中「私立大学」の下に「又は私立高等専門学校」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項前段中「第十一条第二項」の下に「（後段を除く。）」を加え、同項後段中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。
- 第二十六条第二項中「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。
- 第三十一条第二項中「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。
- 第六十三条第一項中「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。
- 第六十四条第一項中「第五条各号」を「第五条第一項各号」に改める。

**昭和58年12月2日 法律第78号
国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第67条）**

（私立学校法の一部改正）

第六十七条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第八条第二項中「第六十条第一項」を「第六十条」に、「大学設置審議会」を「同法

第六十条の政令で定める審議会」に改める。

- 第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

**昭和62年9月10日 法律第88号
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律（第2条）**

（私立学校法の一部改正）

第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第八条の見出し中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 文部大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる場合においては、あらかじめ、大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

- 第十八条から第二十四条までを次のように改める。

（学校法人分科会の組織の基準等）

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定により大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員（次条において「私立大学等関係委員」という。）の数が学校法人分科会に属する委員の総数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九条 私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。

第二十条から第二十四条まで 削除

- 第二十六条第二項、第三十一条第二項及び第六十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

**平成3年5月21日 法律第79号
行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（附則15条）**

附 則

（私立学校法等の一部改正）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「第四条」を「第四条第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

- 一 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五条第一項

二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第二条

三 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第二条第三項

平成5年11月12日 法律第89号
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第77条）

（私立学校法の一部改正）

第七十七条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第五十条第一項第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。
- 第六十一条に次の七項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による停止命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による停止命令については、行政不服審査法（昭和三十

七年法律第百六十号) による不服申立てをすることができない。

● 第六十二条に次の七項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。

二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

4 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定及び同法第二十七条第一項中「主宰者」とあるのは「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

- 第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

- 第六十六条第七号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

平成9年6月6日 法律第72号

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第9条）

（私立学校法の一部改正）

第九条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

平成10年6月12日 法律第101号

学校教育法等の一部を改正する法律（附則21条）

附 則

（私立学校法の一部改正）

第二十一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「（高等学校）」の下に「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を、「私立高等学校」の下に「（私立中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。
- 第十条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「若しくは高等学校」を「、高等学校若しくは中等教育学校」に改める。
- 第三十条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項第三号中「私立高等学校」の下に「（私立中等教育学校の後期課程を含む。）」を加える。
- 第六十四条第一項中「第八十二条の十第一項」を「第八十二条の十一第一項」に改める。

平成11年7月16日 法律第87号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第132条）

（私立学校法の一部改正）

第百三十二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改める。
- 第六十四条第一項中「学校教育法第八十二条の八第一項の監督庁の権限及び同法第八十二条の十一第一項において準用する同法第十三条の監督庁の権限は、所轄庁が行うものとし、」を削り、「監督庁」を「都道府県知事」に改め、「第八十二条の十一第一項において」の下に「読み替えて」を加える。
- 第四章中第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条並びに第五十八条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

平成11年7月16日 法律第102号

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（第68条）

（私立学校法の一部改正）

第六十八条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十四条までを次のように改める。

第十八条から第二十四条まで 削除

平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第519条）

（私立学校法の一部改正）

第五百十九条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 本則（第八条の見出し、第二十六条第二項、第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段を除く。）中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「私立学校審議会若しくは大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。
- 第八条の見出しを「（私立学校審議会等への諮問）」に改め、同条第二項中「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等」に改める。
- 第二十六条第二項中「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）」に改める。
- 第六十一条第六項後段及び第六十二条第五項後段中「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」に改める。

平成13年7月11日 法律第105号
学校教育法の一部を改正する法律（附則4条）

附 則

（私立学校法の一部改正）

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第五十四条の二」を「第五十二条の二」に改める。

平成14年2月8日 法律第1号
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第28条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第二十八条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子

で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

平成14年11月29日 法律第118号
学校教育法の一部を改正する法律（附則4条）

附 則

（私立学校法の一部改正）

第四条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。
- 第五条を次のように改める。

（学校教育法の特例）

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

- 第八条第一項中「第五条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号に掲げる事項のうち私立学校の廃止、設置者の変更若しくは収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合又は同項第二号の閉鎖を命ずる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項（同法第六十条の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う」に、「学校教育法」を「同法」に改める。
- 第三十条第一項第三号中「に広域の通信制の課程」の下に「（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）」を加え、「広域の通信制の課程である旨」を「その旨」に改める。
- 第四十五条の見出しを「（寄附行為変更の認可等）」に改め、同条中「変更」の下に

「（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 第六十四条第一項中「第五条第二項」を「第五条」に、「について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は」を「及び」に改め、「、それぞれ」を削り、「第五条第一項各号に掲げる」を「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する」に、「「第五条第一項各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」」を「「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第八十三条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」」に改める。
- 第四章中第六十五条の三の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場
合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断
される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含
む。）を定めることができる。

- 第六十六条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「二十万円」に改め、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 第六十七条中「五千円」を「十万円」に改める。
- 附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項から第十五項までを削り、附則第十六項を附則第十一項とし、附則第十七項を削り、附則第十八項を附則第十二項とする。

私立学校振興会法

私立学校振興会法の沿革

昭和27年3月27日 法律第11号
私立学校振興会法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 役員及び職員（第十一条—第十六条）
- 第三章 評議員会（第十七条—第二十一条）
- 第四章 業務（第二十二条—第二十八条）
- 第五章 会計（第二十九条—第三十五条）
- 第六章 監督（第三十六条—第三十九条）
- 第七章 罰則（第四十条—第四十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 私立学校振興会は、私立学校の経営に関し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条 私立学校振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（定義）

第三条 この法律において「私立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

（事務所）

第四条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相当する額の合計額とする。

2 政府は、振興会に対して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間において、戦災、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校（学校教育法第九十四条の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七条第一項及び第二項において同じ。）の建物の復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に対して貸し付けられた貸付金の債権（以下「旧債権」という。）及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相当する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする。

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

(定款)

第六条 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第八条 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第九条 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に関する規定の準用)

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（理事の代表権の制限）の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一条 振興会に役員として会長一人、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

(役員職務)

第十二条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員任命、任期及び欠格事由)

第十三条 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員任期は、二年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)

第十四条 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。

(兼職の禁止)

第十五条 会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員の地位)

第十六条 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以内の評議員をもつて組織する。

(評議員会の職務)

第十八条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 予算及び第三十五条の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金の借入

三 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四 第三十三条第一項の規定による資本金の減少

五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員の業務執行の状況について、会長に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することができる。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十条 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十三条第二項及び第三項並びに学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四章 業務

(業務)

第二十二條 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金（その施設のため必要な資金を含む。）を貸し付けること。

二 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当該事業年度において第三十二条第一項の規定による特別積立金及び同条第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

(業務執行の基本原則)

第二十三條 振興会の業務は、第一条に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

(業務方法書)

第二十四條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八条第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付又は助成に係る審査)

第二十五條 振興会は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えている条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

(貸付又は助成の制限)

第二十六条 振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人（都道府県に対して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。）がその債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に対して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

（旧債権の取扱）

第二十七条 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支払が著しく困難となった場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に対する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

（貸付業務の代理）

第二十八条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二条第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理させようとするときは、その金融機関に対して代理業務に関する準則を示さなければならない。

第五章 会計

（事業年度）

第二十九条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（事業計画及び予算）

第三十条 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び第三十三条第二項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員会に報告しなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

(利益金の処分)

第三十二条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充てるため、旧債権の滞貸元本（当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この条において同じ。）の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充てるため、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充てる場合を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至った場合において、そのこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならない。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替える場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充てる場合を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三条 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前条第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができる。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならな

い。

- 一 国債又は地方債の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(借入金)

第三十五条 振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

第六章 監督

(監督)

第三十六条 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第三十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第三十九条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。
- 二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不相当と認められるとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十条 振興会の役員又は職員が第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認（第五条第四項、第六条第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。）を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一条第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二条 第八条の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千元以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

6 振興会は、設立の登記をすることに因つて成立する。

7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の払込の請求をしなければならない。

8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。

9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校戦災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

- 11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。
- 12 第五条第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。
- 13 第八条の規定は、この法律施行の際現に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。
- 14 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同条第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同条第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、同条に次の一号を加える。

二十二 私立学校振興会ガ私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

- 15 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十 私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

- 16 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

- 17 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

- 18 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二十四条第三号中「法令による公団、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六条中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八条第二項第十一号に次の一号を加える。

十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産

- 第七百四十三条第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

昭和28年8月21日 法律第245号
私立学校教職員共済組合法（附則33項）

附 則

33 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「施設等」を「施設、事業等」に改める。

昭和38年3月30日 法律第51号 私立学校振興会法の一部を改正する法律（第一次改正）
--

私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第五章 会計（第二十九条—第三十五条）」を「第五章 財務及び会計（第二十九条—第三十五条）」に、「第七章 罰則（第四十条—第四十二条）」を

「第七章 雑則（第三十九条の二）」	」
-------------------	---

第八章 罰則（第四十条—第四十二条）」	」
---------------------	---

に改める。

- 「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。
- 第六條第一項第八号中「会計」を「財務及び会計」に改める。
- 第十八條各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 予算並びに第三十四條第一項の規定による長期借入金の借入れ及び私学振興債券の発行

- 「第五章 会計」を「第五章 財務及び会計」に改める。
- 第五章中第三十五条を削り、第三十四條を第三十五条とし、第三十三條の次に次の二條を加える。

（借入金及び私学振興債券）

第三十四條 振興会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 振興会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四条の二 振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

- 第七章第四十一条第五号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十九条の二 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五条第四項、第二十二條第二項、第二十四條第一項、第二十七條、第二十八條第一項、第三十條、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十四條の二の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

- 附則第六項中「因つて」を「よつて」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の私立学校振興会法第三十九条の二第二号の規定は、施行日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

**昭和39年6月25日 法律第116号
私立学校振興会法等の一部を改正する法律（第1条）**

第一条 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

- 第二十二條第一項第一号中「学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四條第四項の法人」を、「私立学校」の下に「又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校（学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。）であつて政令で定めるもの」を加える。

- 第二十六条中「学校法人を含む。」及び「当該学校法人」の下に「又は私立学校法第六十四条第四項の法人」を加える。

昭和45年5月18日 法律第69号
日本私学振興財団法（附則11条）

附 則

（私立学校振興会法の廃止）

第十一条 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）は、廃止する。

（私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

私立学校振興助成法

私立学校振興助成法の沿革

昭和50年7月11日 法律第61号
私立学校振興助成法

(目的)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第六条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第十一条 国は、日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しく

は会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十三条 所轄庁は、前条第二号から第四号までの規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

2 前条第二号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。）を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該学校の経営に関する業務
	学校法人の関係者	学校の経営に関係のある者
	質問させ	当該学校の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該学校の経営に関する帳簿
第十二条第三号	予算が	当該学校の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員	当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。）
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該学校についての処分
	当該役員の新職をすべき旨	当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人の理事	当該学校を設置する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者）
	解職しようとする役員	担当を解こうとする者
	当該役員	当該担当を解こうとする者
第十四条第一項	文部大臣	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、文部大臣
第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事

3 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に当該補助金に係る学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項第一号中「高等学校の全日制の課程」を「高等学校の学科、全日制の課程」に、「大学の学部」を「大学の学部、学部の学科」に、「並びに私立高等学校」を「並びに収容定員及び私立高等学校」に改める。
- 第三十条第一項第三号中「（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）」を削る。
- 第五十一条第三項中「第五十九条第一項の規定による」を削る。
- 第五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

- 第五十九条を次のように改める。

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

- 第六十三条第一項を次のように改める。

所轄庁は、前二条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、当該学校法人の理事又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

- 第六十三条第二項中「第五十九条第十項第三号又は」を削る。
- 附則第十八項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項から附則第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学

審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第五条 この法律の施行前に附則第三条の規定による改正前の私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定」とあるのは「附則第三条の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定（旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九条の規定を含む。）によりした助成に関しては、前条に規定するものを除き、なお従前の例による。

(産業教育振興法の一部改正)

第七条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第八条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第九条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで（助成）」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで（所轄庁の権限等）」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正)

第十条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「私立学校法」を「私立学校振興助成法」に改め、同条中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項、第四項、第五項及び第七項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条及び第十三条」に改める。

（スポーツ振興法の一部改正）

第十一条 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第四項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条及び第十三条並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第十九条の規定、附則第八条の規定による改正前の理科教育振興法第九条の規定、附則第九条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九条の規定、附則第十条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律第二条の規定、附則第十一条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十七条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

（日本私学振興財団法の一部改正）

第十四条 日本私学振興財団法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第四項を削る。

（内閣総理・大蔵・文部・自治大臣署名）

昭和53年5月23日 法律第55号
審議会等の整理等に関する法律（第43条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十三条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「、私立大学審議会又は高等専門学校審議会」を「又は私立大学審議会」に、「、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「若しくは私立大学審議会」に改める。

**昭和57年8月31日 法律第86号
私立学校振興助成法の一部を改正する法律（第一次改正）**

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第十五条の次に次の一条を加える。

（準学校法人への準用）

第十六条 第三条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人に準用する。

- 附則第二条に次の一項を加える。

6 前項の期間の末日が昭和五十九年三月三十一日までに到来することとなる者については、同項中「当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日まで」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第二条第六項の規定は、昭和五十七年三月三十一日から適用する。

（大蔵・文部・自治・内閣総理大臣署名）

**昭和62年9月10日 法律第88号
学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律（附則2項）**

附 則

（私立学校振興助成法の一部改正）

- 2 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

**平成5年11月12日 法律第89号
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（第83条）**

（私立学校振興助成法の一部改正）

第八十三条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 第十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

- 第十三条の見出しを削り、同条第一項中「前条第二号から第四号まで」を「第十二条第三号又は第四号」に、「与えるために通知する」を「付与する」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

- 第十六条中「、第十二条及び第十三条」を「及び第十二条から第十三条まで」に改める。
- 附則第二条第二項の表第十二条第四号の項の次に次のように加える。

第十二条の二第一項から第三項まで（第十三条第二項において準用する場合を含む。）	所轄 庁	都道府県 知事
---	---------	------------

- 附則第二条第二項の表第十三条第一項の項中

「	解職しようとする役員	担当を解こうとする者	」
	当該役員	当該担当を解こうとする者	

を

「	解職しようとする役員	担当を解こうとする者	」
---	------------	------------	---

に改める。

平成9年5月9日 法律第48号 日本私立学校振興・共済事業団法（第34条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第三十四条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）」を「日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）」に、「日本私学振興財団」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

平成10年6月12日 法律第101号 学校教育法等の一部を改正する法律（第41条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四十一条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

平成11年7月16日 法律第87号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（第144条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第四百四十四条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（事務の区分）

第十七条 第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及

び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第二条第六項を次のように改める。

6 第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第566条）**

（私立学校振興助成法の一部改正）

第五百六十六条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

- 本則（第十二条の二第一項及び第五項後段を除く。）中「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校審議会等」に改める。
- 第十二条の二第一項中「大学設置・学校法人審議会」を「学校教育法第六十条の二に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）」に改め、同条第五項後段中「私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会」を「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」に改める。
- 第十四条第一項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 附則第二条第二項の表第十四条第一項の項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

**平成14年2月8日 法律第1号
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第28条）**

（私立学校振興助成法の一部改正）

第二十八条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

日本私学振興財団法

日本私学振興財団法の沿革

昭和45年5月18日 法律第69号
日本私学振興財団法

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 役員等（第九条—第十九条）
- 第三章 業務（第二十条—第二十三条）
- 第四章 財務及び会計（第二十四条—第三十三条）
- 第五章 監督（第三十四条・第三十五条）
- 第六章 雑則（第三十六条・第三十七条）
- 第七章 罰則（第三十八条—第四十条）
- 附則

第一章 総則

（設立の目的）

第一条 日本私学振興財団は、私立学校の教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。
- 二 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。
- 三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。
- 四 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

（法人格）

第三条 日本私学振興財団（以下「財団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 財団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 財団の資本金は、十億円及び附則第六条第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、財団に追加して出資することができる。

3 財団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 財団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 財団でない者は、日本私学振興財団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、財団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 財団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 財団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十条 理事長は、財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、財団を代表し、理事長を補佐して財団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、財団の業務を監査する。

4 理事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員（非常勤の理事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権制限)

第十六条 財団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が財団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 財団に、運営審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、財団の業務の運営に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、財団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べるができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、教育又はその振興方策に関し広い識見を有する者のうちから、理事長が文部

大臣の承認を受けて任命する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(職員任命)

第十八条 財団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十九条 財団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十条 財団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうこと。

五 私立学校の経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 財団は、文部大臣の認可を受けて、前項各号の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

3 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第二十八条第一項に規定する残余の額の範囲内において行なうものとする。

(業務方法書)

第二十一条 財団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条から第二十一条までの規定は、第二十条第一項第一号の規定により財団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十七条第一項中「各省各庁の長の処分」とあるのは、「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と読み替えるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十三条 財団は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 財団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に対し、当該委託業務に関する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 財団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十五条 財団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十六条 財団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 財団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 財団は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十八条 財団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じた場合には、前事業年度から繰り越した欠損をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十

条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額を、当該事業年度の積立金として積み立てなければならない。

2 財団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じた場合には、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の利益金の計算の方法に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第二十九条 財団は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、財団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 財団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十条 財団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 財団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 財団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、財団の財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 財団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、財団に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に財団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十六条 財団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十一条第二項、第二十八条第三項又は第三十三条の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第二十七条第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第三十八条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした財団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第三十四条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団の設立)

第二条 文部大臣は、財団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、財団の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、財団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、財団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 財団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(私立学校振興会の解散等)

第六条 私立学校振興会は、財団の成立の時に於いて解散し、その一切の権利及び義務は、その時に於いて財団が承継する。

2 私立学校振興会の昭和四十五年四月一日に始まる事業年度は、私立学校振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校振興会の解散の時までに政府から私立学校振興会に対して出資された金額は、財団の設立に際して政府から財団に対し出資されたものとする。

4 附則第四条の規定により財団の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で私立学校振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 第一項の規定により財団が権利を承継する場合に於いて、当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(学校法人の特例)

第七条 この法律（第二十条第一項第一号を除く。）に於いて、学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。

(その他の経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に日本私学振興財団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 財団の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 財団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「財団の成立後遅滞なく」とする。

(私立学校振興会法の廃止)

第十一条 私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）は、廃止する。

(私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正)

第十三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

- 第五十九条第一項中「及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第八条第一項」を「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五まで」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるもの

の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項の規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支計算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののほか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要がある場合において、当該職員に学校法人の関係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科（短期大学及び高等専門学校の学科を除く。）若しくは大学院の研究科の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に関し所轄庁が定めた規程（一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。）に違反することとなると認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五条第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用する。この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替えるものとする。

- 第五十九条第五項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「（日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。）」を、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行なうことができる。

- 第六十三条第一項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同条第二項中「前二条」を「第五十九条第十項第三号又は前二条」に改める。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九条第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

4 改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号、第七十二条の四第一項第三号、第二百九十六条第一項第一号及び第三百四十八条第二項第十三号中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に改める。

(産業教育振興法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九条第二項

二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第三項

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第九条第二項

四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第三項

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に、「私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項第三号」を「日本私学振興財団法（昭和三十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正)

第十八条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二項から第四項まで及び第六項」を「第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

- 第十七条第三項中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第三項第三号及び第六項」を「第四項第三号及び第七項」に改める。
- 第十八条を次のように改める。

(日本私学振興財団の業務の特例)

第十八条 日本私学振興財団は、日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項及び第二項に規定する業務のほか、学校法人（同法附則第七条の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。この場合においては、当該貸付業務を日本私学振興財団法第二十条第一項第二号の業務とみなして同法の規定を適用する。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本蚕糸事業団の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団	日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）
----------	--------------------------

(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団	日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）
----------	--------------------------

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団	日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）
----------	--------------------------

(登録免許税法の一部改正)

第二十三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中私立学校振興会の項を削り、日本国有鉄道の項の次に次のように加える。

日本私学振興財団	日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）
----------	--------------------------

(昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二十四条 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に、「私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項第三号」を「日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号」に改める。

(内閣総理・法務・大蔵・文部・自治大臣署名)

**昭和50年7月11日 法律第59号
学校教育法の一部を改正する法律（附則19条）**

附 則

第十九条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

- 第二十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「各種学校で」を「専修学校若しくは各種学校で」に、「各種学校の」を「専修学校及び各種学校の」に改め、同項第五号中「行ない」を「行い」に改める。

**昭和50年7月11日 法律第60号
私立学校法等の一部を改正する法律（第5条）**

(日本私学振興財団法の一部改正)

第五条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(私立学校等の特例)

第七条 この法律（第二十条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとし、その者については附則第十四条の規定の適用があるものとし、その適用については、同条第一項及び第三項中「所轄庁」とあるのは、「都府道県知事」とする。

**昭和50年7月11日 法律第61号
私立学校振興助成法（附則14条）**

附 則

(日本私学振興財団法の一部改正)

第十四条 日本私学振興財団法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第四項を削る。

平成5年6月14日 法律第63号
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (第19条2)

(住宅金融公庫法等の一部改正)

第十九条

2 次に掲げる法律の規定中「から第三百十一条まで(受託会社)」を「、第三百十条及び第三百十一条(社債管理会社)」に改める。

二十三 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十九条第七項

平成5年11月12日 法律第89号
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (第82条)

(日本私学振興財団法の一部改正)

第八十二条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「並びに第十九条から第二十一条まで」を「、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二」に改める。

平成9年5月9日 法律第48号
日本私立学校振興・共済事業団法 (第15条)

(日本私学振興財団法の廃止)

第十五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)は、廃止する。

平成9年6月24日 法律第103号
特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律 (第24条)

(日本私学振興財団法の一部改正)

第二十四条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条第一項中「これに」の下に「当該事業年度の業務報告書及び」を加え、「当該事業年度の決算報告書」を「決算

報告書（次項において「業務報告書等」という。）」に、「つけて」を「付けて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 財団は、前項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

理科教育振興法

理科教育振興法の沿革

昭和28年8月8日 法律第186号
理科教育振興法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 理科教育審議会（第四条—第八条）
- 第三章 国の補助（第九条—第十一条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、理科教育が文化的な国家の建設の基盤として特に重要な使命を有することにかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の精神にのっとり、理科教育を通じて、科学的な知識、技能及び態度を習得させるとともに、工夫創造の能力を養い、もつて日常生活を合理的に営み、且つ、わが国の発展に貢献しうる有為な国民を育成するため、理科教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、又は高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）において行われる理科に関する教育をいう。

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、理科教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて理科教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 理科教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 理科教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 理科教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

第二章 理科教育審議会

（設置）

第四条 文部省に理科教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第五条 審議会は、二十人の委員で組織する。

2 委員は、理科教育その他教育に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、文部大臣が任命する。

3 前項の学識経験のある者の中から任命される委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（権限）

第六条 審議会は、第三条各号に掲げるような事項その他理科教育に関する重要事項について、文部大臣の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

（委員の費用弁償等）

第七条 委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（政令への委任）

第八条 審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除く外、政令で定める。

第三章 国の補助

（国の補助）

第九条 国は、公立学校の設置者が、左の各号に掲げる設備で審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

一 小学校、中学校又は高等学校における理科教育のための設備

二 理科教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成を行う大学が当該現職教育又は養成のために使用する設備

2 前項に規定するものの外、国は、公立学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

（補助金の返還等）

第十条 文部大臣は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助

金を返還させるものとする。

- 一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の方法によつて補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第十一条 前二条に規定するものを除く外、補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(最初に任命される審議会の委員の任期の特例)

- 2 この法律施行後最初に任命される審議会の委員で学識経験のある者の中から任命される者のうち、半数の者の任期は、第五条第三項の規定にかかわらず、一年とする。
- 3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

(文部省設置法の一部改正)

- 4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中学徒厚生審議会の項の前に次の一項を加える。

- 理科教育審議会
- 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）に基き文部大臣の諮問に応じ、理科教育に関する重要事項を調査審議し、及び理科教育に関する重要事項に関して文部大臣に建議すること。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

- 5 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経費」の下に「（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。）」を加える。

(大蔵・文部・内閣総理大臣署名)

昭和32年4月5日 法律第53号
理科教育振興法の一部を改正する法律（第一次改正）

理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「公立学校」を「公立又は私立の学校」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により国が学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和41年6月30日 法律第98号 審議会等の整理に関する法律（第19条）

（理科教育振興法の一部改正）

第十九条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二章 理科教育審議会（第四条一第八条）」を「第二章 削除」に改める。
- 第二章を次のように改める。

第二章 削除

- 第四条から第八条まで 削除
- 第九条第一項中「審議会」を「理科教育及び産業教育審議会」に改める。

昭和45年5月18日 法律第69号 日本私学振興財団法（附則16条）

附 則

（産業教育振興法等の一部改正）

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

- 一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九条第二項
- 二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条第三項

昭和47年6月16日 法律第70号 理科教育振興法の一部を改正する法律（第二次改正）

理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「理科に関する教育」を「理科、算数及び数学に関する教育」に改める。
- 第九条第一項第一号「設備」の下に「（算数又は数学に関する教育のための設備にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）及び公立養護学校整備特別措置

法（昭和三十一年法律第百五十二号）の規定により国がその経費を負担する教材以外のもので、当該教育のため特に必要なものとする。）」を加える。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の補助金から適用する。
- 2 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

- 3 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第九条に規定する経費」を「第九条に規定する理科に関する教育に係る経費」に改める。

昭和50年7月11日 法律第60号 私立学校法等の一部を改正する法律（第3条）

（理科教育振興法の一部改正）

第三条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「学校法人」を「私立の学校の設置者」に改め、「第七項まで」の下に「並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を加える。

昭和50年7月11日 法律第61号 私立学校振興助成法（附則8条）

附 則

（理科教育振興法の一部改正）

第八条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

昭和58年12月2日 法律第78号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（第73条）

（理科教育振興法の一部改正）

第七十三条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

**昭和60年5月18日 法律第37号
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（付則11項）**

附 則

（理科教育振興法の一部改正）

11 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）及び公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の規定により国がその経費を負担する」を「標準的なものとして備えられるべき」に改める。

**平成10年6月12日 法律第101号
学校教育法等の一部を改正する法律（附則25条）**

附 則

（理科教育振興法の一部改正）

第二十五条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「中学校（）」の下に「中等教育学校の前期課程並びに」を、「高等学校（）」の下に「中等教育学校の後期課程並びに」を加える。

**平成11年12月22日 法律第160号
中央省庁等改革関係法施行法（第530条）**

（理科教育振興法の一部改正）

第五百三十条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

- 第九条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「設備で政令で定める審議会」を「設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」に改める。
- 第十条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改める。

平成14年2月8日 法律第1号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律（第28条）

（私立学校振興助成法の一部改正）

第二十八条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第三条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

国立教育政策研究所
調査研究等特別推進経費研究
戦後教育法制の形成過程に関する実証的調査研究 資料 1

教育に関する法律の改正沿革資料

平成 18 (2006) 年 3 月発行

監 修 青木 栄一

編 集 山中 秀幸

発行所 〒153-8681 東京都目黒区下目黒 6-5-22

国立教育政策研究所

TEL : 03(5721)5150 (代)

印 刷 株式会社 プリカ

TEL : 03(5496)0961